

鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み

緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ

1995 年 ～ 2015 年

平成 29 年（2017 年）7 月

編集：鎌倉市緑政審議会

発行：鎌倉市

平和都市宣言

昭和 33 年 8 月 10 日 鎌倉市

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基いて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。

多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。

鎌倉市民憲章

制定 昭和 48 年 11 月 3 日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。

すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

市の木市の花

制定 昭和 50 年 10 月 25 日

○市の木 ヤマザクラ(オオシマザクラを含む=バラ科)

ヤマザクラは、春になると新葉とともに白い五弁の花を開き、昔から和歌などに多く詠まれ、日本人に愛されてきました。かつては鎌倉の山にもたくさんあり、薪・炭材として使われていました。今も山のあちこちに残っていて春になるとみごとな花が楽しめます。



ヤマザクラ

○市の花 リンドウ(リンドウ科)

リンドウは、秋になるとひっそりと紫の花をつけます。やや乾いた山地や草地に生える多年草で、葉はササに似て対生します。リンドウの葉と花を図案化した「ササリンドウ」が鎌倉市の市章になっています。



リンドウ

発行 あいさつ

鎌倉市長 松尾 崇

鎌倉市は、平成 8 年 4 月に全国に先駆けて「鎌倉市緑の基本計画」を策定し、これまでに 3 度の改訂を経て、このたび策定から 20 年の節目を迎えました。

この間、三大緑地の保全をはじめとした計画実現に向けた様々な取組の中で、鎌倉市緑政審議会から専門性の高い意見・答申を得ることで、本市は積極的に緑地保全施策を展開し、大きな成果・実績をあげることができました。

このたび、計画策定 20 年の節目にあたり、緑政審議会での議論等について、その足跡をまとめられたことについては、本市の緑地保全の取り組みの歴史としても非常に大切なことと考えます。

時代は「緑の量」の確保から「緑の質」を求める方向へと流れが変わる中で、本市の市民憲章にもある「鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任を持って後世に伝える」ため、今後も緑に関する施策の継続的な取り組みが必要であると考えております。

これまで、緑政審議会委員としてご尽力いただきました学識経験者、市議会議員、市民委員の皆様をはじめ、土地所有者、市民はもとより国や県からも大きな支援をいただくことで、施策の実現を図ってることができました。

ここに改めて皆様に御礼申し上げるとともに、今後も豊かな環境づくりに努めてまいりますので、引き続き皆様にお力添えをいただきたく、よろしく願い申し上げます。

編集 はじめに

鎌倉市緑政審議会会長 興水 肇

都市の緑地の意義とあり方の方針を示した緑のマスタープランと、道路や民有地の緑化の充実の方法を示した都市緑化推進計画とを合わせ、一つの法定計画として示すことになった緑の基本計画は、都市の緑の将来像を体系的に示すものとして我が国の都市緑地政策史上、画期的なものといえます。

既存の保全緑地の縁辺部への開発圧力が強まっていた鎌倉市が全国に先駆けて策定した緑の基本計画の中でその必要性を示した「緑の保全条例」は、市民の熱意と議会の努力によって具体化し、鎌倉市の緑を良好な状態で将来の世代に継承するために重要な役割を果たしてきました。

緑の保全と創造のための施策内容を立案しそれを適切に実行するため、行政や議会から独立した緑政審が設置され、多様な意見が出されるなか真摯な議論が繰り返され、有効かつ重要な施策について具申してきました。いわゆる三大緑地の保全方策の検討を重要課題として取り上げることから始まった緑政審は、鎌倉ならではの自然豊かな大規模公園のマネジメント、風致地区内の緑化、小規模宅地開発における緑量の維持と回復のためのメニューの提示などへと多彩な課題に取り組んでいます。

この間、緑政審には行政、議会の関係者、多くの市民そして緑の保全と創造について造詣の深い専門家が参加し、議論を積み上げてきました。こうした方々の努力に対し感謝の意味をこめ得られた知見の数々を記録し、またこれからの鎌倉市の緑をさらによりよいものになりたいと考えておられるすべての市民の方々へ、緑政審の成果を継承していただくことを願い、冊子として取りまとめました。資料の整理やとりまとめ、内容の確認などについては、これまで緑政審の事務局として支えてくださった市の関係各位のご協力とご努力があったことを記して感謝申し上げます。ありがとうございました。

目 次

◆はじめに

発行あいさつ 鎌倉市長 松尾 崇
編集はじめに 緑政審議会会長 興水 肇

第 1 章 古都鎌倉の都市形成と取り組み

- 明治時代～昭和時代……………4
- 昭和時代……………6
- 平成時代以降……………8

第 2 章 緑の基本計画の策定と改訂及び緑政審議会の概略

- 1 鎌倉市緑の基本計画の概要……………14
 - (1) 緑の基本計画の特徴
 - (2) 緑の基本計画改訂の趣旨
 - (3) 緑の基本計画策定・改訂の経過
 - (4) 緑の基本計画の位置づけ
 - (5) グリーン・マネジメントの基本的考え方
- 2 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例の制定……………17
 - (1) 緑の保全条例策定の経過
 - (2) 新たな条例の構成
 - (3) 旧条例との変更点
- 3 鎌倉市緑政審議会の概略……………19
 - (1) 設置の目的
 - (2) 特色及び審議案件
 - (3) 主な審議項目等
 - (4) 鎌倉市緑政審議会委員

第 3 章 緑地保全の取り組み

- 1 三大緑地……………22
 - (1) 広町
 - (2) 台峯
 - (3) 常盤山
- 2 近郊緑地保全区域・同特別保全地区の取り組み……………32
 - (1) 首都圏近郊緑地保全法制定と鎌倉市における指定等
 - (2) 緑政審議会における議論、意見のまとめ
 - (3) 都市計画決定の内容
 - (4) 関連した取り組み
- 3 特別緑地保全地区指定の取り組み……………36
 - (1) 指定の経過
平成 18 年緑の基本計画改訂以降の特別緑地保全地区指定概要
 - (2) 緑の基本計画における位置付け
 - (3) 都市計画決定の内容等
 - (4) 市独自の緑地保全に係る制度等による関連した取り組み

第 4 章 整備した都市公園等の取り組み

- 1 緑の基本計画における都市公園等の整備目標水準について……………40
- 2 緑政審議会における都市公園等の整備に係る事項……………41
- 3 鎌倉市内の大規模公園の紹介……………42
 - ア 鎌倉中央公園
 - イ 六国見山森林公園
 - ウ 夫婦池公園
 - エ 山ノ内西瓜ヶ谷緑地
 - オ 岩瀬下関防災公園
 - カ 鎌倉広町緑地

第 5 章 都市緑化の取り組み

- 1 風致地区内における取り組み……………50
 - (1) 風致地区指定の概要と拡大の経過
 - (2) 風致地区の緑化
- 2 開発事業条例に係る緑化等……………51
 - (1) 制度の概要
 - (2) 方針
 - (3) 取り組みと実績
- 3 まち並みのみどりの奨励事業……………51
 - (1) 制度の概要
 - (2) 方針
 - (3) 取り組みと実績

第 6 章 市民との連携

- 1 緑のレンジャー……………54
 - (1) 緑のレンジャー(シニア)
 - (2) 緑のレンジャー(ジュニア)
 - (3) 緑のレンジャーに係る方針
 - (4) 取り組みと実績
- 2 緑の学校……………55
 - (1) 目的
 - (2) 講座内容(平成 27 年度)
 - (3) 取り組みと実績
- 3 公園愛護会など……………56
 - (1) 公園愛護会、街路樹愛護会、市民緑地愛護会
 - (2) 緑地保全ボランティアグループ
 - (3) 緑化推進団体
 - ア 公益財団法人鎌倉風致保存会 活動紹介
 - イ 公益財団法人鎌倉市公園協会 活動紹介

第 7 章 コラム

- 1 市議会議員……………62
- 2 市民委員……………66
- 3 学識委員……………69

第 8 章 外部からの評価

- 1 緑の都市賞……………78
- 2 緑の基本計画優良事例の評価
- 3 鎌倉風致保存会の表彰……………79
- 4 鎌倉市公園協会の表彰……………79
- 5 コラム……………80
元国土交通省都市・地域整備局大臣官房審議官
(一社)日本造園建設業協会 常任顧問 高梨 雅明

第 9 章 緑と関係が深い市の施策

- 1 歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的とした取り組み……………82
 - (1) 景観重要建造物と一体となった都市公園
 - (2) 取り組みと実績

関 連 資 料……………85

- 指定の実績図■法制度適用の状況
- 鎌倉市緑政審議会の主な審議項目等
- 首都圏近郊緑地保全区域の指定並びに保全計画の決定
- 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法制定

◆おわりに

緑政審議会会長職務代理 越澤 明

第 1 章 古都鎌倉の都市形成と取り組み

鎌倉市のまちづくりの基礎となった法整備等に触れながら、別荘の地として多くの文人・文士が住んだ頃のまちづくりや「昭和の鎌倉攻め」といわれる宅地ブームのはじまりで都市構造が大きく変化した時代の流れを振り返ります。

○明治時代～昭和初期

・江戸時代には静かな農漁村であった鎌倉は、明治維新後に、観光対象としての史跡名勝の地としてだけでなく、海水浴場としての鎌倉も大きな存在を示し、鉄道の整備などにより発展します。
・大正時代になると、別荘の地として多くの文人・文士が住み、この頃から現在も残る、いわゆる洋風建築物が建てられるようになりました。

| 鎌倉市の動向 | | 鎌倉市の緑地保全制度適用の変遷等 | | 国・県の動向など |
|------------------|--|---|----------------------------------|--|
| 明治 17 年～ 45 年 | 良好な海水浴場として紹介されたことや、横須賀線・江ノ電の開通により、まちが発展した。 | 明治 30 年 (1897 年) 明治 31 年 (1898 年) 大正 8 年 (1919 年) | ・市内で初めての保安林指定 | ・(旧)森林法公布 ・(旧)都市計画法公布 ・市街地建築物法公布 |
| 大正期～昭和初期 | 別荘の地・観光の地として多くの文人が住み、観光客が訪れるようになった。この時期、鎌倉山が別荘地として開発された。 |  <p>■(左)旧安保小児科 (右)旧和辻邸</p> | | |
| 昭和 23 年 | 合併に伴い、現在の鎌倉市が成立した。 | 昭和 13 年 (1938 年) 昭和 26 年 | ・鎌倉風致地区 (約 2,263.40ha) の指定 | ・森林法公布 |

江ノ電開通・明治の鎌倉の様子



■開通当時の江ノ電(七里ガ浜あたり)
江ノ電は明治 35 年に工事をはじめ、明治 43 年に鎌倉～藤沢の全線が開通しました。
出典：「かまくら」(鎌倉市教育委員会)



■明治期の鎌倉の様子(明治 29 年)
(鎌倉中央図書館所蔵)

海水浴場の様子



■良好な海水浴場として紹介され、保養の適地として栄えた海水浴場。

鎌倉山住宅地の様子



■鎌倉山の住宅地(全体図)



■鎌倉山の住宅地(販売広告チラシ)



■鎌倉山の住宅地(ゴルフ練習場)



■鎌倉山の住宅地 (自動車専用道路周辺等)



■鎌倉山の住宅地

○昭和時代

・昭和 35 年頃から「昭和の鎌倉攻め」といわれる宅地ブームが始まり、七里ガ浜、今泉などの大規模な宅地造成により樹林地が減少し、都市構造が大きく変化しました。
 ・鶴岡八幡宮裏山に宅地化の波が押し寄せ、鎌倉の文化人や多くの市民等による古都を守ろうとする大きな力は、古都保存法^{※1}制定の契機になりました。

| 鎌倉市の動向 | | 鎌倉市の緑地保全制度適用の変遷等 | 国・県の動向など |
|--|---|---|--|
| 昭和 30 年代 | <ul style="list-style-type: none"> ・東海道線沿いに工場を誘致したことや、丘陵地の宅地開発が活発化したことで、内陸部を含め市街地が急速に拡大した。 ・この開発の波が鶴岡八幡宮の裏山にあたる御谷にまで広がったことで、市民の開発反対運動が広がった。 | 昭和 31 年 (1956 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法公布 ・首都圏整備法公布 ・宅地造成等規制法公布 ・宅地造成事業法公布 |
| 昭和 40 年代 | | 昭和 36 年 (1957 年) | |
|  <p>■丘陵地の開発</p> | | 昭和 40 年 (1965 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・古都保存法公布 ・首都圏近郊緑地保全法公布 |
| | | 昭和 41 年 (1966 年) | |
|  <p>■湘南モノレール</p> | | 昭和 42 年 (1967 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律公布 ・都市計画法公布 |
| | | 昭和 43 年 (1968 年) | |
| | | 昭和 44 年 (1969 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法施行・線引き、用途地域指定 ・都市緑地保全法公布 |
| | | 昭和 45 年 (1970 年) | |
| | | 昭和 48 年 (1973 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地法公布 |
| | | 昭和 49 年 (1974 年) | |
| 昭和 50 年代 | | 昭和 50 年 (1975 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土保存区域指定拡大(約 943ha) ・農用地区域指定(約 47.9ha) |
| | | 昭和 51 年 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・湘南モノレールの開発などを受けて丘陵地の宅地開発が広がり、市域全体に市街地のスプロール化が進行して緑地が大幅に減少した。 ・この時期に、台峯・広町に対する開発の動きも始まった。 ・市街化区域内の大規模緑地である台峯・広町の開発の動きが本格化し、開発反対運動が広がる。 | |  <p>■自然環境保全地域として指定された緑地 平成 18 年の国による近郊緑地保全区域指定に伴い、重複を避けるため、現在は指定が解除されています。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 次鎌倉市総合計画を策定した。 | | | |

※1 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

・古都保存法が適用されない緑地での大規模開発計画が、鎌倉の都市構造の上で新たな課題となりました。
・昭和 30 年代に造成された宅地にも、多くの緑が見られるようになりました。

| 鎌倉市の動向 | | 鎌倉市の緑に関する動向 | | 国・県の動向など |
|---|----------|---|--|---|
|  <p>■ 笛田公園</p> | | 昭和 52 年 (1977 年) 昭和 54 年 (1979 年) 昭和 59 年 (1984 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・風致地区都市計画変更 (2, 156ha) ・笛田公園都市計画決定 (約 5. 9ha) | <ul style="list-style-type: none"> ・緑のマスタープラン策定要綱制定 ・第 1 回線引き見直し ・第 2 回線引き見直し |
| | 昭和 60 年代 | <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 60 年代は、バブル経済により投機的な開発圧が高まりを見せた。 ・昭和 61 年に、第 2 次鎌倉市総合計画を策定。 | 昭和 61 年 (1986 年) 昭和 63 年 (1988 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土保存区域指定拡大 (約 956ha) ・歴史的風土特別保存地区指定拡大 (約 570. 6ha) ・風致地区都市計画変更 (2, 185ha) |

御谷騒動の様子



■ 宅地開発により伐採された御谷 (昭和 39 年 (1964 年))



■ 県知事の現地視察の様子



■ 新聞記事



■ 現在の御谷 (平成 28 年 (2017 年))



■ 鎌倉風致保存会



○平成時代以降

- ・平成 6 年の都市緑地保全法改正により、市町村が「緑の基本計画」を定めることができるようになったことから、平成 8 年に鎌倉市は全国に先駆けてこれを策定しました。
- ・「緑の基本計画」の実現に向けた施策の推進により、三大緑地や都市環境を支える緑地の保全などに大きな成果を得ています。

| 鎌倉市の動向 | | 鎌倉市の緑に関する動向 | 国・県の動向など |
|--|---|--|---|
|  <p>■台峯・常盤山一帯の緑</p> | 平成元年 (1989 年) 平成 2 年 (1990 年) 平成 6 年 (1994 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・市議会において、三大緑地に対する基本方針が表明された。 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回線引き見直し ・都市緑地保全法改正(緑の基本計画制度の創設) |
| | 平成 7 年 (1995 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全条例制定に向け、市民運動が展開され、22 万人署名による議会陳情がなされた。 | |
| 平成 8 年 (1996 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次鎌倉市総合計画策定 | 平成 8 年 (1996 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画策定 |
|  <p>■常盤山特別緑地保全地区 平成 17 年に特別緑地保全地区に指定されました。 (平成 23 年に一部指定拡大)</p> |  <p>鎌倉市緑の基本計画 平成 17 年 4 月 1 日 鎌倉市</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■平成 8 年策定の緑の基本計画 全国に先駆けて「緑の基本計画」を策定しました。 | |

| 鎌倉市の動向 | | 鎌倉市の緑に関する動向 | | 国・県の動向など |
|---|--|---------------------|--|--|
| 平成 9 年 (1997 年) | ・鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例制定 | 平成 9 年 (1997 年) | ・夫婦池公園都市計画決定(約 7.7ha) | <ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回線引き見直し ・水と緑のネットワーク公園整備事業の創設 |
| 平成 10 年 (1998 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・市長の附属機関として、鎌倉市緑政審議会を設置 ・鎌倉市都市マスタープラン策定 | 平成 12 年 (2000 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土保存区域指定拡大(約 989ha) ・緑政上の重要課題であった広町・常盤山・台峯の三大緑地の保全に関する基本方針を定め、市議会に報告 | |
|  <p>■平成 13 年の一部改訂 当初計画策定以降の施策展開により、変更があった部分を見直す一部改訂を行いました。</p> | | 平成 13 年 (2001 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「鎌倉市緑の基本計画－緑の施策の展開と実績－」策定(一部改訂) | <ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地保全法の一部改正(管理協定制度・緑化施設整備計画認定制度の創設) |
|  <p>■昌清院特別緑地保全地区 伝統的、文化的意義を有する樹林地等を保全し、その良好な水辺環境を後世に伝えます。 ※寺院境内の背景の緑地が特別緑地保全地区の指定地です</p> | | 平成 14 年 (2002 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区都市計画決定(城廻地区・3.7ha、岡本地区・3.2ha、昌清院地区・0.8ha) ・鎌倉風致地区都市計画変更(2,194ha) ・六国見山森林公園都市計画決定(約 6.9ha) | <ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全統合補助事業の創設 |
| | | 平成 15 年 (2003 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土特別保存地区指定拡大(約 573.6ha) ・特別緑地保全地区都市計画決定(玉縄城址地区・約 2.4ha) | <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本重点計画法公布 ・社会資本整備重点計画閣議決定 |
| | | 平成 16 年 (2004 年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法の一部改正^{※1}(名称変更、緑の基本計画制度充実、緑地保全地域・緑化地域制度創設) ・景観法制定 ・都市公園法大改正 |

※1 「都市緑地保全法の一部を改正する法律」は、「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」とともに、「景観緑三法」と称され、これらの法律は、平成 16 年 12 月 17 日に一部施行、平成 17 年 6 月に全部施行されました。

| 鎌倉市の動向 | | 鎌倉市の緑に関する動向 | 国・県の動向など |
|--|---|--|--|
| 平成 17 年 (2005 年) | <ul style="list-style-type: none"> 第 3 次鎌倉市総合計画第 2 期基本計画策定。 第 2 期鎌倉市環境基本計画策定。 鎌倉市都市マスタープラン増補版策定。 | 平成 17 年 (2005 年) <ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区都市計画決定(常盤山地区・約 18ha) 鎌倉広町緑地都市計画決定(約 48.1ha) | |
|  <p>■平成 18 年に改訂した緑の基本計画計画実現に向けた施策展開に重点を置いて改訂を行いました。</p> | | 平成 18 年 (2006 年) <ul style="list-style-type: none"> 緑の基本計画改訂 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域拡大指定(約 294ha) | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定 |
| 平成 19 年 (2007 年) | 鎌倉市景観計画策定。 | 平成 19 年 (2007 年) <ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区都市計画決定(寺分一丁目地区・約 2.3ha) 鎌倉中央公園都市計画変更(約 51.2ha) | <ul style="list-style-type: none"> 第 3 次生物多様性国家戦略閣議決定 エコツアーリズム推進法の制定 |
| 平成 20 年 (2008 年) | 鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画策定。 | | |
|  <p>■鎌倉市のみどり 緑の基本計画の進行管理の役割を担う実践書として、定期的に公表しています。(写真は平成 20 年度版)</p> | | 平成 21 年 (2009 年) <ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区都市計画決定(手広・笛田地区・約 6.0ha) 山ノ内西瓜ヶ谷緑地都市計画決定(約 1.4ha) | <ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備重点計画閣議決定 |
| 平成 22 年 (2010 年) | | 平成 22 年 (2010 年) <ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市緑の基本計画改訂(グリーン・マネジメントの実践) 鎌倉近郊緑地特別保全地区都市計画決定(約 131ha 県決定) | <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性国家戦略 2010 閣議決定 地球温暖化対策基本法の閣議決定 |
| 平成 23 年 (2011 年) | 第 2 期鎌倉市環境基本計画・鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画改訂。 | | |

※1 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称：歴史まちづくり法)

| 鎌倉市の動向 | | 鎌倉市の緑に関する動向 | | 国・県の動向など |
|---------------------|---|---------------------|---|---|
| 平成 23 年 (2011 年) | | 平成 23 年 (2011 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・岩瀬下関防災公園都市計画決定(約 0.9ha) ・常盤山特別緑地保全地区指定拡大(約 1ha の拡大・計約 19ha) | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災 |
| 平成 24 年 (2012 年) | | 平成 24 年 (2012 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区都市計画決定(梶原五丁目地区・約 4.6ha、等覚寺地区・約 1.8ha) | <ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法改正(第 2 次一括法の施行に伴う改正)^{※1} |
| 平成 25 年 (2013 年) | | 平成 26 年 (2014 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)鎌倉風致保存会創立 50 周年 | |
| 平成 26 年 (2014 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画策定。 | 平成 27 年 (2015 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉広町緑地開園 | |
| 平成 27 年 (2015 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市都市マスタープラン改定 ・鎌倉市歴史的風致維持向上計画策定(認定は平成 28 年 1 月 25 日) | | | |

・緑の側面から見た鎌倉市の変遷は、緑の確保に向けた取り組みの歴史でもあり、着実に緑地保全に係る法制度の適用等を進めたことが、現在の緑豊かな都市の姿に結びついています。

^{※1} 国による地域主権改革により、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区等にかかる許認可、土地の買入れの事務が県から市に移譲されました。

MEMO

第 2 章 緑の基本計画の策定と 改訂及び緑政審議会の 概略

平成6年に都市緑地保全法(現在の都市緑地法)が改正され、市町村が主体的に20年後を目標とした緑に関する基本的な計画を策定することができるようになりました。

これを受け、鎌倉市では、平成8年4月に「鎌倉市緑の基本計画」を全国に先駆けて策定し、緑の保全、創造に係る様々な取り組みを展開してきました。

平成8年策定の緑の基本計画では、施策の基本的考え方として「新たな条例等の制定」の方針等を示しており、市民からの「緑地保全条例の制定を求める陳情」を契機とし、「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」が制定されました。

この中で設置が定められた鎌倉市緑政審議会は、市長の附属機関として位置付けられ、審議会の中で、緑の保全、創造に係る様々な議論が重ねられてきました。

本章では、緑の基本計画の策定と改訂及び緑政審議会の概略などに触れ、経過について振り返ります。

1 鎌倉市緑の基本計画の概要

「緑の基本計画」は、市町村が中長期的な観点に立って策定する「都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画」です。

鎌倉市では、平成 6 年の都市緑地保全法の改正に基づく「緑の基本計画制度の創設」にあわせて、全国に先駆けて平成 8 年 4 月に「鎌倉市緑の基本計画」を策定しました。鎌倉市では、緑の基本計画に基づき、緑の保全・整備・創造・啓発に係る多くの施策展開を進め、「三大緑地」の保全をはじめ、大きな成果をあげています。



■平成 8 年当初策定緑の基本計画

(1) 緑の基本計画の特徴

- ・法律(都市緑地法)に基づいて策定する計画制度です。
- ・住民に最も身近な地方公共団体である、市町村が策定する計画です。
- ・市町村の緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。
- ・法律に基づく措置から、公民の連携・協働による事業、市民・企業の緑化活動までの幅広い内容が含まれます。
- ・市民と行政が一体となって計画の実現に取り組んでいけるよう、法律で計画内容の公表が義務付けられています。
- ・計画内容は、上位計画である市町村の基本構想に即すことや、まちづくりに係る関連分野の計画との適合又は調和が求められます。
- ・緑の基本計画の策定により、直接的な土地利用制限等の規制が及ぶものではありません。

(2) 緑の基本計画改訂の趣旨

平成 13 年 6 月一部改訂

平成 18 年 7 月改訂

平成 23 年 9 月改訂

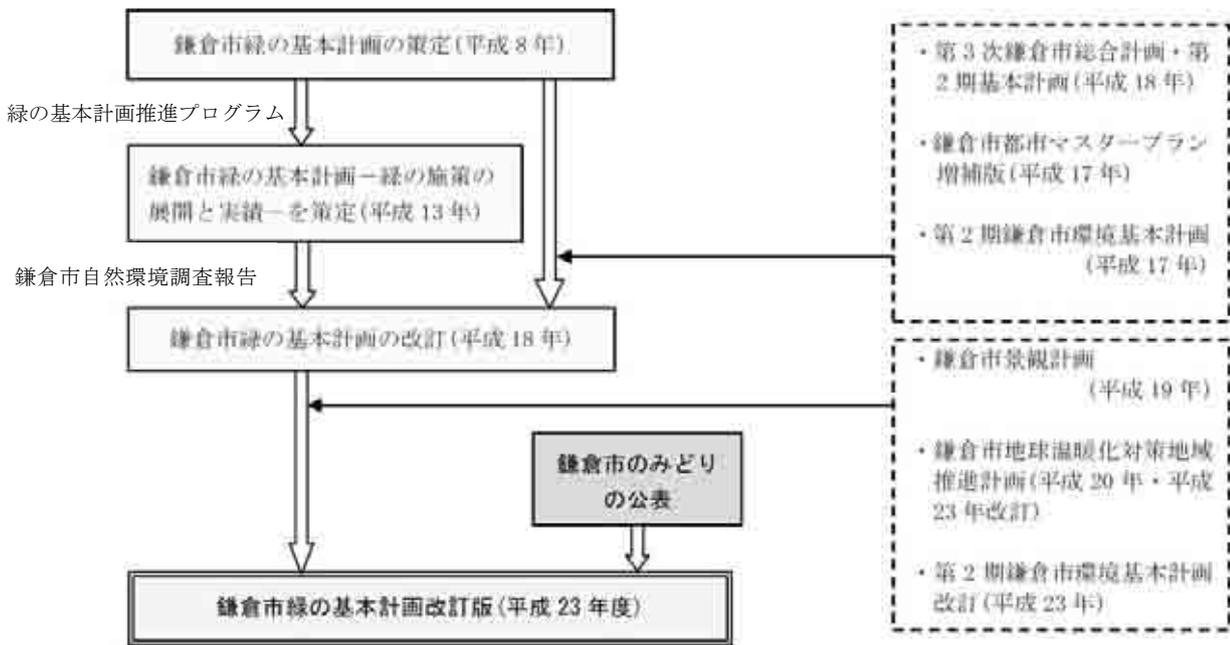


平成 13 年 6 月に、施策の進展等に伴う変更部分を見直した一部改訂版として、「鎌倉市緑の基本計画－緑の施策の展開と実績－」を策定し、計画策定後の施策展開とそれに伴う計画内容の変更、及び次の 5 年に向けての課題を整理しました。

平成 18 年 7 月に、平成 8 年の計画策定後の 10 年間の施策展開の状況や景観緑三法の制定などの状況を勘案し、当初計画の基本的方針を継承する中で計画を見直し、計画実現に向けた施策展開に重点を置いた改訂を行いました。

平成 22 年定期的な計画見直し時期を迎え、計画の進捗状況や社会動向などを勘案し、緑政上の課題解決と、より一層の計画の充実を求める市民の期待に応えるため、当初計画で掲げた緑の基本計画の基本的方針を継承する中で、計画の見直しを行いました。

(3) 緑の基本計画策定・改訂の経過



【鎌倉市緑の基本計画推進プログラム（平成 9 年 3 月）】

緑の基本計画（平成 8 年）の実現に向けた諸施策の積極的な展開を図っていくことが求められる一方で、一般に従来の類似基本計画においては、計画内容を具体的に実施していくための実施計画を伴わなかったことから、「いつ、どこに、どれだけの緑を保全・創造していくのか」の具体像が明確でなく、結果として、基本計画の内容が個々の緑化施策・事業に十分反映されない面がみられた。

本プログラムは、こうした反省点に立って、緑の基本計画に示された内容の実現に向けて、現時点での対応が可能な施策を計画的に実施できるよう、計画対象地のより具体的な情報を取りまとめるとともに、対応する施策の実施時期等を明らかにし、それぞれの施策展開の資料として活用することを目的として策定されました。（緑の基本計画推進プログラムの目的より）



■平成 9 年 3 月策定の鎌倉市緑の基本計画推進プログラム

【鎌倉市自然環境調査報告書（平成 15 年 3 月）】

鎌倉市自然環境調査は、鎌倉市緑の基本計画を推進するため、保全しようとする緑地の自然環境調査を行い、緑地保全方策等の検討や自然環境面に影響のおそれのある事業が構想された際に、より環境に配慮されたものとなるよう調整を行なうため、必要となる基礎資料とすること等を目的に作成されました。



■22 地区 調査対象地

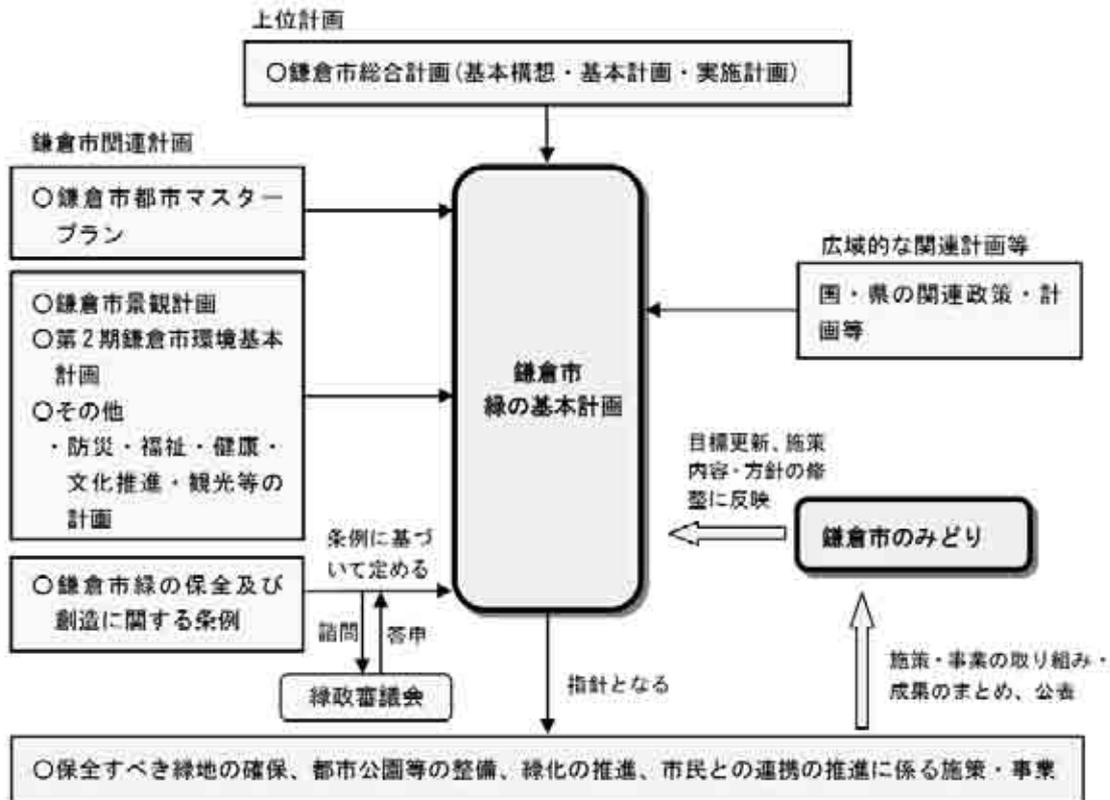


■鎌倉市自然環境調査報告書（表紙）

本調査の対象緑地は、緑地保全推進地区及び指定検討対象地の 22 地区、約 221ha とされました。

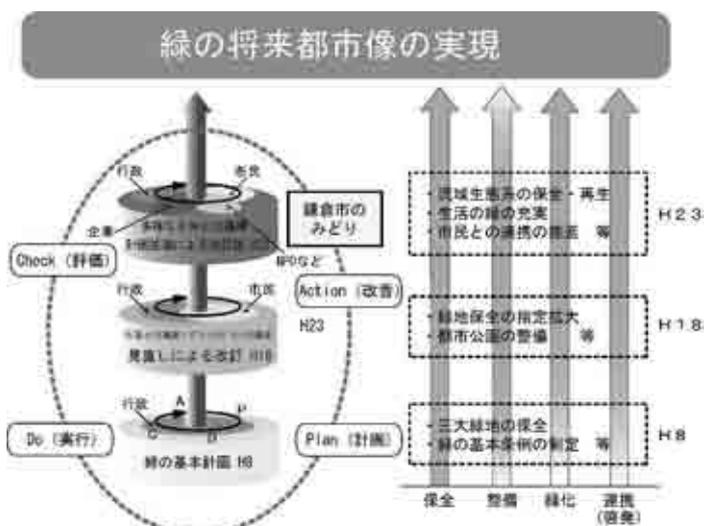
(4) 緑の基本計画の位置づけ

- ・緑の基本計画は、市民と行政が一体となって取り組む緑のまちづくりの共通目標・指針となるもので、上位・関連計画や緑化施策・事業との関係は次のように示されます。
- ・鎌倉市は、緑の基本計画に基づく施策・事業の取り組み・成果のまとめとして、鎌倉市緑政審議会に報告した上で毎年公表している「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取り組み)」を緑の基本計画の進行管理書と位置づけ、計画推進に活用していきます。



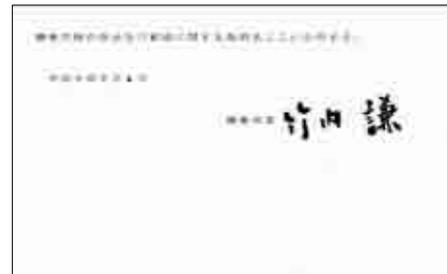
(5) グリーン・マネジメントの基本的考え方

- ・鎌倉市は、緑の基本計画に基づく取り組みを推進し、主要な都市公園の整備、地域制緑地の指定を着実に進めてきました。
- ・グリーン・マネジメントは、平成 8 年の緑の基本計画策定以来、鎌倉市が計画に基づく取り組みを実践し、計画の進行管理を行ってきた実績を踏まえ、さらに緑の環境を改善していくための施策展開の柱としている考え方で、
- ・緑の将来都市像の実現に向けて、より良い緑の環境を実現していくために、Plan-Do-Check-Action というマネジメントの仕組みにより、緑の基本計画に基づく取り組みを推進し、市民をはじめ、関係する自治体などの多様な主体が効果的に連携し、樹林地・都市公園・市街地の緑などを多面的な機能を有する質の高い緑の資源として保全・整備・創造し、管理・運営していく考え方で、個別の施策に基づく取り組み等はその熟度に応じて実践しています。



2 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例の制定

平成 8 年策定の「緑の基本計画」における施策の基本的考え方で示した「新たな条例等の制定」の方針を受けて、市はそれまでの「鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例(昭和 47 年制定)」を廃止し、平成 9 年 7 月 4 日に新たな緑の基本条例となる「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例(以下「緑の保全条例」という。))を公布しました。



(1) 緑の保全条例策定の経過

この条例の制定は、市民からの緑地保全条例の制定を求める陳情が契機となっており、次のような経過を経て公布・施行されました。

| 年 月 日 | 内 容 |
|-----------------|---|
| 平成 7 年 2 月 23 日 | 鎌倉市民が 20 万人以上の大掛かりな署名を集め、「鎌倉緑地保全条例」の制定を求める陳情書を提出。(平成 7 年 1 月 1 日現在の市の人口は、171,508 人) |
| 3 月 24 日 | 鎌倉市議会が、この陳情を全会一致で採択。 |
| 平成 8 年 1 月 1 日 | 鎌倉市緑の基本計画の策定。 |
| 平成 9 年 5 月 24 日 | 市議会本会議で原案が修正の上、可決成立。 |
| 7 月 4 日 | 条例の公布。 |
| 10 月 1 日 | 条例の施行。 |

(2) 新たな条例の構成

昭和 47 年制定の「鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例」以来 25 年ぶりの制定となる緑の基本条例では、緑の基本計画に基づく緑豊かな都市環境を形成するための新しい視点に立った内容を盛り込んでいます。また、市独自の制度として、緑地保全推進地区制度を設け、法制度適用までのつなぎ策として活用する方向性を示しています。



(3)旧条例との変更点

| 項 目 | 旧条例（平成17年制定） | 緑の保全条例（平成29年制定） |
|----------|--|---|
| 目 的 | 「緑化の推進及び樹木等の保全に関し、必要な事項を定める」ことを趣旨で述べている。（第1条） | 目的として「緑の保全及び創造についての基本理念を定める」、「市・土地所有者等・市民及び事業者の責務を明確にする」、「緑豊かな都市環境の形成を図り、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与すること」をうたっている。（第1条） |
| 基本理念 | 「美観風致の維持とみどり豊かな町づくり」を掲げている。（第2条） | 「本市の歴史的・文化的環境を確保し、潤いと安らぎのある都市環境を形成し、健全な生態系を保持し、人と自然との豊かな触れ合いを確保し、及び災害に強く安全な都市をつくる上で、緑が極めて重要であることから、これを良好な状態で将来の世代に継承することを目的とし |
| | | て行われなければならない。」ことを掲げている。（第2条） |
| 責 任 | 緑化の推進に対する市民及び事業者の協力をうたっている。（第10・11条） | 緑の保全及び創造に係る市、土地所有者等、市民及び事業者の責務をうたっている。（第4・5条） |
| 審 議 会 | 市長の諮問に応じ調査審議する「鎌倉市緑化審議会」の設置を定めている。（第3～8条） | 市長の諮問に応じ、緑の保全及び創造についての基本的事項又は重要事項を調査審議するとともに、緑の保全及び創造に関する事項について、独自の判断で市長に意見を述べることができる役割をもつ機関としての「鎌倉市緑政審議会」の設置を定めている。（第6条） |
| 緑の基本計画 | — | 根拠法令である都市緑地保全法では「緑の基本計画を定めることができる」となっているが、緑の保全条例では「緑の基本計画を定めなければならない」として、計画策定の義務付けを明確に定めている。（第7条） |
| 緑地保全推進地区 | — | 緑の基本計画に基づく市独自の緑地保全制度として、新たに「緑地保全推進地区」を設けている。 この制度は、法律に基づく緑地保全制度を適用するまでの間のつなぎ措置としての性格をもつもので、自然的・歴史的環境の保全や防災等の面で保全を必要とする緑地に対し、その機能を明示した上で幅広く指定できることとなっている。したがって、緑の基本計画で保全を定めることとなっている緑地に対して適用できるよう配慮されている。（第9～13条） |
| 緑化の推進 | 緑化推進施策の実施、市長の指導・助言、緑化推進の助成等の内容を定めている。（第9～12条） | 緑化の推進について、「市の定めた緑化基準に基づく公共施設及び民有地の緑化」をうたっている。（第19条） |
| 通告・公表 | 保存樹木等の保存について「市長は必要と認めるときは、所有者等に対し必要な助言をすることができる」ことを定めている。（条例21条） | 市長は、「緑地保全推進地区内の行為の協議をしない者及び指導に従わない者」、「保存樹木等に係る届出の遅延等の届出をした者」があるときは、その旨を公表することができることを定めている。 また、この場合、市長は緑政審議会の意見を聴かなければならないことを定めている。（条例23条） |

3 鎌倉市緑政審議会の概略

(1) 設置の目的

鎌倉市は、緑の保全条例第 6 条の規定に基づき、平成 10 年 1 月 23 日に、市長の附属機関として、緑の保全及び創造に関する基本事項又は重要事項を調査審議するための「鎌倉市緑政審議会(以下「緑政審議会」という。)」を設置しました。

(2) 特色及び審議案件

緑政審議会は、市長の諮問に応じて調査審議するほか、緑の保全及び創造に関する事項について、市長に自由に意見を述べる事ができる規定となっています。

(3) 主な審議項目等 ※鎌倉市緑政審議会の主な審議項目等は関連資料のページに掲載

平成 10 年 1 月 23 日の第 1 回緑政審議会開催以来、鎌倉市は、市長からの諮問に対する答申をはじめとして、重要課題に対する意見などを緑政審議会から得ることで、緑政上の課題を解決し、緑の基本計画実現に向けた施策を着実に推進してきました。

(4) 鎌倉市緑政審議会委員

- ・緑政審議会の委員は、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例第 6 条第 5 項の規定に従い、市民及び学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)のうちから市長が委嘱しています。(平成 24 年 9 月の条例改正により、市議会議員が委員から外れています。)
- ・条例では 15 名以内の委員をもって組織することになっています。

■現在の鎌倉市緑政審議会委員 (平成 28 年 1 月 23 日～平成 30 年 1 月 22 日)

※市民、学識経験を有する者の順で 50 音順、敬称略

| | |
|------|---|
| 植木陽子 | 市民 |
| 野口景子 | 市民 |
| 山本俊文 | 市民 |
| 秋山哲雄 | 学識経験者(歴史)国士舘大学教授 |
| 石川幹子 | 学識経験者(環境・ビオトープ)中央大学教授 |
| 入江彰昭 | 学識経験者(環境計画・設計)東京農業大学准教授 |
| 岩田晴夫 | 学識経験者(生物)鎌倉市緑化推進専門委員、元・慶應義塾大学 SFC 非常勤講師 |
| 越澤 明 | 学識経験者(都市計画)北海道大学名誉教授(会長職務代理) |
| 輿水 肇 | 学識経験者(造園)明治大学農学部前教授(会長) |
| 志村直愛 | 学識経験者(建築デザイン)東北芸術工科大学教授 |

■今までに緑政審議会委員を務められた方

(市議会議員、市民、学識経験を有する者の順で 50 音順、敬称略)

| | |
|-------|--|
| 市議会議員 | 赤松正博・伊東正博・太田治代・仙田みどり・西岡幸子・納所輝次・野島芳郎・古屋嘉廣・前川綾子・前野正司・松尾 崇・三輪裕美子・森川千鶴・和田猛美・渡邊 隆 |
| 市民 | 池英夫・石島やよひ・石田美智子・大木 実・大河内重富・久保順三 ・久保野充・斎藤忠邦・斎藤マリ・佐藤二郎・柴田好敏・杉山順子・村田禮子 ・北山武征・煙原郁子・二松工 |
| 学識経験者 | 飯村 武(元麻布大学講師 農学博士) 梶山正三(弁護士) 鈴木 亘(元文化学院講師) 藤原良章(青山学院大学文学部教授) |



■ 第 1 回緑政審議会の様子



第 1 回鎌倉市緑政審議会会議次第

- 日時 平成 10 年 1 月 23 日 (金) 午後 1 時～午後 12 時
- 場所 鎌倉市役所 2F 全員協議会室
- 会議内容
 - 1 委嘱状公布
 - 2 市長挨拶
 - 3 会長選出
 - 4 審議会の公開等の取扱いについて
 - 5 審議事項及び審議方法について
 - 6 鎌倉市の緑に関する現状と課題について
 - 7 その他

配付資料

- 資料-1 議案書
- 資料-2 委員名簿
- 資料-3 会長の選出方法
- 資料-4 鎌倉市緑政審議会の情報公開の取扱いについて
- 資料-5 鎌倉市緑政審議会会議の公開等に関する取扱要綱 (案)
- 資料-6 鎌倉市緑政審議会の審議案件等
- 資料-7 鎌倉市の緑に関する情報
- 資料-8 三大緑地の経過
- 資料-9 条例・要綱等
 - ① 鎌倉市の緑の保全及び創造に関する条例
 - ② 鎌倉市の緑の保全及び創造に関する条例施行規則
 - ③ 鎌倉市緑政審議会規則
 - ④ 鎌倉市高存樹木等奨励金交付要綱
 - ⑤ 鎌倉市ハイパースタイル奨励金交付要綱
 - ⑥ 鎌倉市植木の補助金交付要綱
 - ⑦ 鎌倉市グリーンバンク設置要綱
 - ⑧ 鎌倉市樹木の管理に関する要綱
 - ⑨ 鎌倉市緑のレンジャー等実施要綱
 - ⑩ 鎌倉市緑地保全推進要綱
 - ⑪ 鎌倉市市営樹木管理会の設立等に関する要綱

別添資料

- 1 鎌倉市緑の基本計画
- 2 鎌倉市緑の基本計画推進プログラム
- 3 鎌倉市緑の基本計画の推進に関する様言書

第 3 章 緑地保全の取り組み

戦後、首都圏への人口及び産業の集中に伴い、東京近郊において無秩序な市街地化が拡がりました。東京から約 50km、JR 横須賀線で約 1 時間の距離に位置する鎌倉市では、東京から近いという地理的条件と別荘の地、観光の地としてのイメージ等から宅地需要が高まり、昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて急激な都市化が進んだ時期には、市域の約 8 分の 1 にも及ぶ約 500ha の樹林地が消失しました。

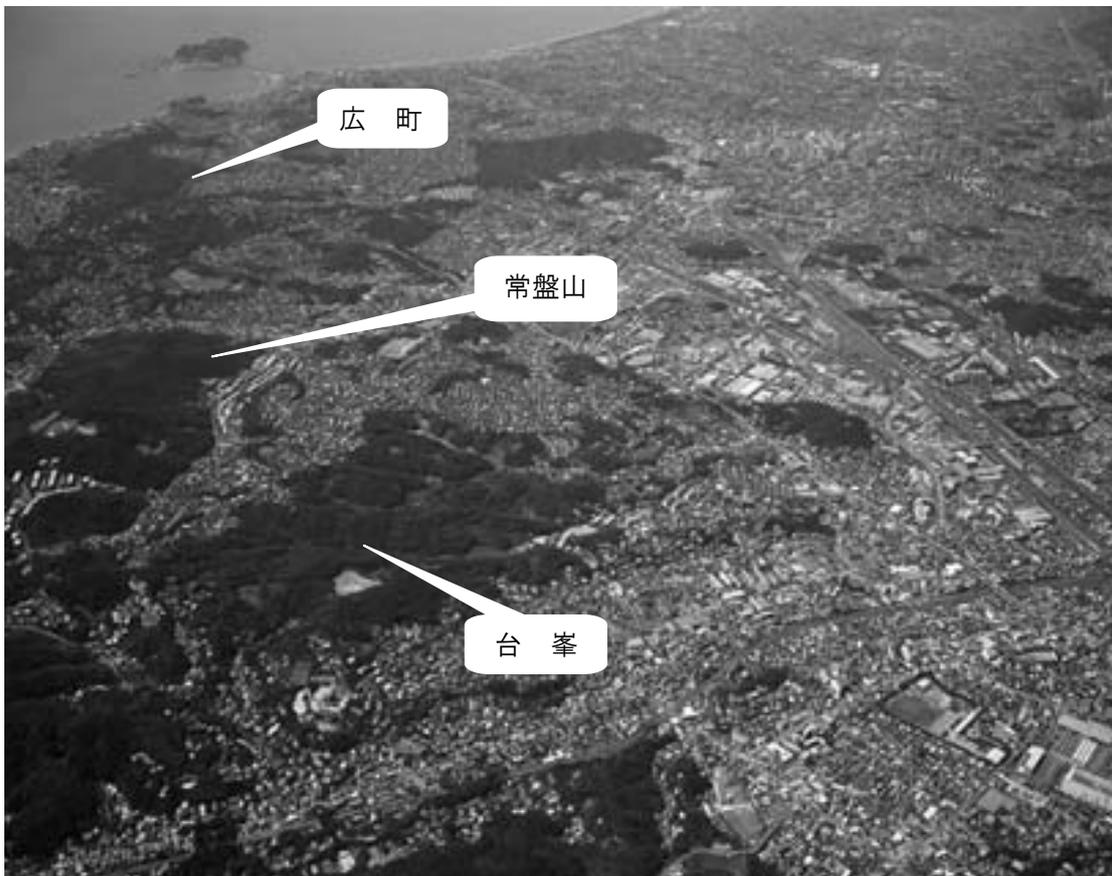
本章では、宅地開発と緑地の保全を巡り様々な議論がなされ、永年の主要課題であった三大緑地の保全をはじめ、市内に残された貴重な樹林地が保全されたあゆみを振り返ります。

1 三大緑地

「三大緑地」と呼ばれる広町、台峯、常盤山は、昭和 30 年代後半から急激な都市化が進んだ鎌倉市の市街化区域に残された貴重なまとまりのある樹林地でした。

市民からも三大緑地を守るために多くの陳情が提出されるなど、保全の要請が非常に強く、これらの樹林地において見られた都市化の動向と緑地の保全を巡る様々な動きは、市の重要課題として取り扱われてきた歴史があります。

昭和 13 年に鎌倉風致地区が指定され、昭和 41 年の古都保存法制定以降も、市街化区域に残された樹林地は高い開発圧にさらされ、貴重な自然環境を残すこのような樹林地の保全には、古都保存法制定の契機ともなった御谷騒動おやつと同様に、市民の膨大な力が注がれました。市議会と行政においても常に三大緑地の保全が主要課題として位置付けられ、市長の附属機関として専門的な見地から意見を述べる等する緑政審議会の存在や、国、県の支援を受け、土地所有者をはじめとした市民の理解と協力のもとにつけられた緑地保全の道筋は、平成 17 年から 19 年にかけて、広町が都市林、常盤山が特別緑地保全地区、台峯が鎌倉中央公園拡大区域として都市計画決定される等して、今日に至っています。



(1) 広町～都市林としての位置付けがなされ、保全の道筋がつけられた広町～

ア 前段の経緯(保全に至る背景)

昭和 48 年頃から土地利用の動向がみられ、宅地開発の計画が持ち上がった広町では、昭和 48 年 10 月「広町開発反対陳情書」が市議会に提出されて以降、開発と保全を巡り様々な議論がなされました。

昭和 58 年、事業者から開発に係る「事前審査申請書」が提出されたことを受け、市は当時設置されていた鎌倉市緑化審議会に「鎌倉市の山林の保全対策、そのほか緑の保全・創造・育成について」を諮問しました。一方で、同年、市議会には開発に反対し緑を守ることを求める 6 万人の署名陳情書が提出されました。

住民との意見調整期間が必要であると判断した市は、開発手続きを保留しました。その後、国や県にも相談しながら、昭和 61 年に鎌倉市土地利用懇話会を発足、鎌倉市の緑地保全はいかにあるべきかが検討され、昭和 63 年に市は三大緑地の基本方針を策定(広町は緑地保全を基調とした都市的整備)しました。

一方で市民からの全面保全の要望も多く寄せられ、平成 5 年には市長交代により上記基本方針が全面凍結されました。

都市計画法に基づく開発許可申請等に係る対応が市と事業者の間で継続される中、平成 6 年 6 月に国において都市緑地保全法(現在の都市緑地法)が改正され、市が主体的に緑地保全等の方針を定めることができる「緑の基本計画制度」が創設され、市は直ちに計画策定に着手しています。

また、平成 7 年、市議会に「鎌倉市緑地保全条例の制定を求めることについて」、20 万余名の署名とともに陳情がされ、市議会において陳情が採択されました。平成 9 年 6 月の市議会において「緑の保全及び創造に関する条例」が可決、同年 7 月に条例が制定(施行は 10 月)されたことで、市は同条例に基づく緑政審議会を設置、平成 10 年 1 月、第 1 回審議会を開催しました。

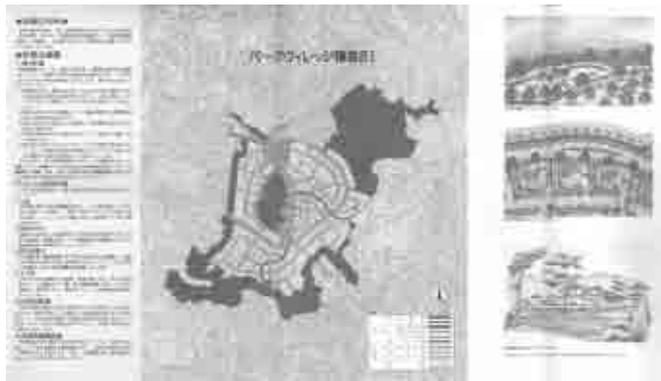
市議会議員、市民、学識経験者で構成された審議会の意見は、広町の保全にあゆみを進める市政の後押しとなり、大きな役割を果たすこととなりました。

イ 緑政審議会における議論の経過

広町は、平成 8 年の緑の基本計画策定当時、貴重な自然環境を残す緑地でありながら、これまでの行政計画における明確な位置づけがなく、緑の保全に対する手当も風致地区の指定にとどまる状況であったことから、広町は、平成 8 年の緑の基本計画では、良好な自然環境を歴史的資源とともに保全する方向であるものの、地域地区指定等の具体的方針が定まらないことから「施策検討地区」として継続的に保全施策を検討することとしました。この様な状況の中で、平成 11 年に市長が「広町の緑の保全に向けての方策について」緑政審議会に諮問する以前から、審議会は、検討素材となる資料作成のための部会を設けて継続的な検討を進めました。会長職務代理を部会長とする部会は、平成 10 年 10 月に緑政審議会に対して、「鎌



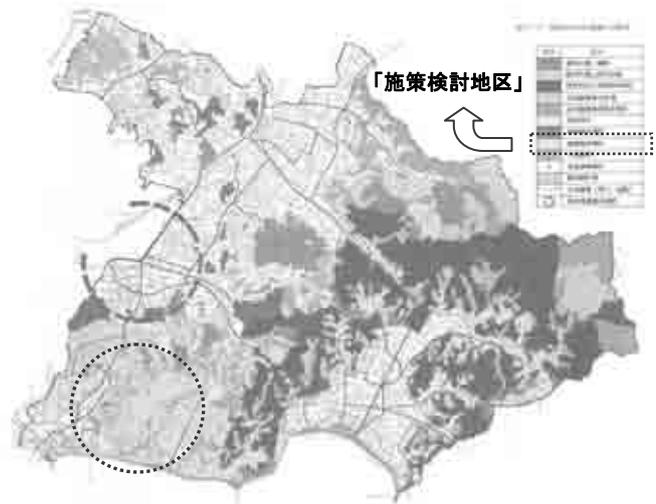
■鎌倉広町緑地
緑の基本計画に基づく緑地指定等の進捗により、市街化区域内の大規模樹林地の保全に成果が得られています。



■鎌倉市腰越・広町地区開発整備計画素案
事業者によりとりまとめられた開発計画素案(抜粋)

倉市腰越広町地区の保全策の検討について」で、「広町」の「公園の可能性について」を検討した中間報告を行い、緑政審議会は第 5、6 回の審議会で部会の中間報告に対する検討を行いました。

平成 11 年、市長からの「広町の緑の保全に向けての方策」諮問以降、緑政審議会は作業ワーキンググループの設置や審議方法を定め、中間とりまとめ(素案)の作成・素案本文の市広報紙への掲載・素案に対する市民との意見交換会の開催を経て、平成 12 年 6 月に中間報告を行いました。さらに、中間報告全文を市役所や各支所に設置、インターネットにも掲載するなどして市民に周知を図った上で更に審議し、平成 12 年 7 月に最終答申を行いました。最終答申の保全施策では、都市公園の種別の中で「都市林」が最も有力であるとの結論を示しました。



■平成 8 年緑の基本計画 施策方針図



■平成 10 年 中間報告 (抜粋)

■平成 12 年 最終答申(表: 抜粋)

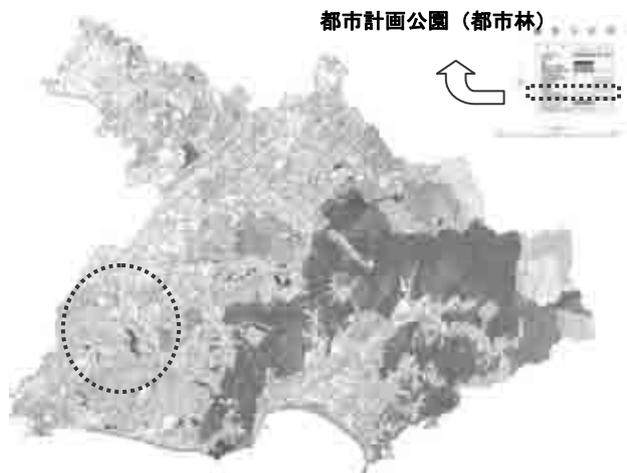
■平成 12 年 最終答申(検討の結果: 抜粋)

ウ 緑の基本計画における位置付け

前述のとおり、緑の基本計画において広町は、実現のための施策の方針図においては、「施策検討地区」の位置付けがなされました。

その後、鎌倉市は平成 12 年 7 月の緑政審議会からの答申内容に沿って、平成 12 年 8 月 28 日に、三大緑地を構成する他の 2 つの緑地(常盤山、台峯)とあわせてそれぞれの緑地に対する基本方針(「三大緑地保全に関する基本方針」)を定め政策決定し、市議会に報告しました。

これを受けて、平成 13 年の鎌倉市緑の基本計画の一部改訂では、広町地区を「都市林」候補地と位置付けました。「都市林」候補地の位置付けがされた広町は、その後、保全に向けた取り組みを大きく進めることとなります。



■平成 13 年緑の基本計画 施策方針図

エ 施策の展開

緑の基本計画で「都市林」候補地となった広町は、行政計画の位置づけもあり、保全に向けた取り組みが大きく進むことになります。

平成 14 年度、市は「広町・台峯緑地担当」を設置し、保全協議を続行しました。その結果、同年 10 月には、「事業者は開発を断念し、市の都市林構想に協力」「市は 115 億円を上限として、平成 15 年度中に公有地化を図るよう関係法令に基づき手続を進める」といった基本的方向性を発表しました。

平成 15 年度には、神奈川県が「広町」の保全のために、20 億円を予算計上するなど、県からの大きな支援を得たことや「鎌倉みどり債（ミニ公募債）」の発行といった取り組みもあり、平成 15 年 12 月、開発が予定されていた事業用地を県、市及び市土地開発公社が取得（平成 15 年 10 月土地取得に係る議決）したことにより、保全に向けた取り組みを大きく前進させました。

その後、平成 15 年 12 月に「(仮称)鎌倉広町緑地基本構想」、平成 16 年 8 月に「(仮称)鎌倉広町緑地基本計画」、平成 17 年 7 月に「鎌倉広町緑地基本設計」を策定、同年 6 月には「鎌倉広町緑地」として都市計画決定(約 48.1ha・神奈川県決定)しました。

平成 24 年 6 月には「鎌倉広町緑地実施設計」を確定させ、公園としての利用をするための園路や広場、管理事務所などの整備を行い平成 27 年 4 月に都市公園として開園した広町緑地は、開園後も、多様な自然環境の創出と里山で培われてきた人の営みの再生等を行いながら、「フクロウ等の棲息する緑地としてのまとまりと安定した生態系」が将来にわたって持続できる環境を目指し、維持管理を行なっています。



■平成 15 年発行されたみどり債広告



■鎌倉都市計画緑地の決定について
(平成 17 年 6 月 28 日 神奈川県知事)



■平成 17 年 6 月 28 日付け神奈川県公報（神奈川県告示 420 号）



カ 開園の様子等



■公報かまくら（平成 27 年 4 月 15 日号）



■開園式の様子（平成 27 年 5 月 15 日）



■鎌倉広町緑地御所谷入口と管理棟周辺

(2) 台峯 ～長年にわたり辛抱強いはなし合いが継続された台峯～

ア 前段の経緯(保全に至る背景)

昭和 46 年に住宅地の開発計画が浮上した台峯でも、三大緑地のひとつとして、保全のあり方について様々な議論がなされました。

昭和 62 年に「鎌倉市土地利用懇話会」に、市は土地利用のあり方を諮問、その提言を受けて、昭和 63 年に策定された「三大緑地に関する緑地保全の基本方針について」で、台峯は、「自然環境の保全を基調とした秩序ある開発が可能である」旨の考えが示され、平成 3 年には事業者により土地利用計画の素案が作成されました。

その後、事業者による住民説明会などが実施される一方で、市議会及び県議会には、台峯の緑地の保全を求める署名陳情が提出され、市民の保全要請の気運は高まります。

この様な動向の中、平成 5 年、新市長就任後の基本政策において台峯は、都市的整備を図るということで進めてきた手続きを凍結して、住民、事業者と十分な協議を通じて、保全についての具体的な手法を確立したい考えが示され、これ以降、土地区画整理事業の手続きと並行した緑地保全の協議が継続されました。平成 16 年に保全に関する基本的方向性がまとまるまでの間には、市、事業者、地元住民等の中で話し合いによる解決を目指し、台峯の緑地の保全と土地利用のあり方について様々な議論が長年にわたり重ねられました。



■南西側からみた台峯

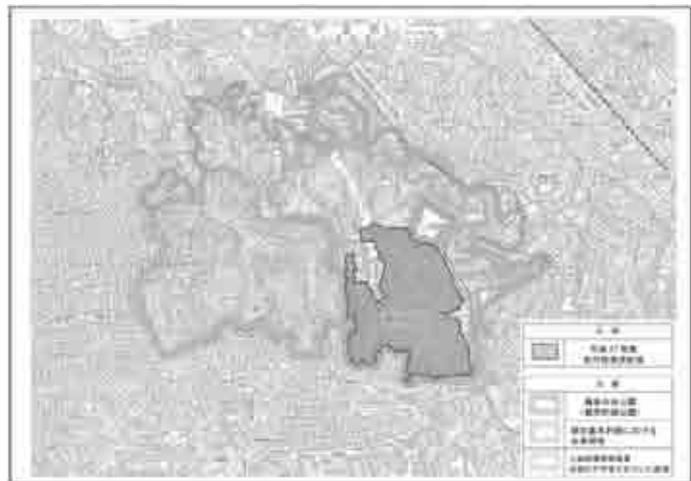
イ 広町・台峯緑地担当の設置と保全に向けた協議

平成 12 年に政策決定した「三大緑地保全に関する基本方針」で、「鎌倉中央公園の拡大区域として保全する」方針とした「台峯」は、早期にその公有地化などの具体策を策定し、事業者の理解と協力を得る必要があったことから、市は市政課題の早期解決を図るため、前述にもあるとおり、平成 14 年 4 月に広町・台峯緑地担当を市に設置しました。

その後、土地区画整理事業の実施に関する協議に並行して行なわれた緑地保全協議では、開発事業に係る法的な手続きだけを先行するのではなく、緑地保全協議にも重点を移し、相互の歩調をあわせた対応の協力を事業者にも呼びかけ、話し合いを前提とする解決に向けた協議が継続されました。

市と事業者の事務レベル協議や市長面談が行われ、市は自然環境調査を実施、市民からの請願などが提出される中、平成 15 年、経済状況等の大きな変化において早期の解決が重要であるとの共通認識のもと、市は事業者と協議を継続し、平成 16 年 9 月の市議会に、市と事業者の歩みよりの中で、台峯の保全について、一定の条件整理を行なっていることを報告しました。

同年 12 月の市議会において、鎌倉中央公園の拡大区域として保全を図る市の考えに事業者からの理解が示され、対象地の一部先行取得及び緑地保全契約を締結しながら、その後の公有地化という組み合わせで、一定の合意に向けた協議が行なわれている状況が報告されました。その後、市長と事業者の面談において、地元地権者が代々守り続けてきた里山を広く市民に親しまれるように活用されるよう開発事業を取り止め、市



■台峯緑地 基本構想検討区域図

の緑地保全に全面的に協力する考えが事業者から示され、平成 16 年 12 月、事業者の同意のもと緑地保全の基本的方向性がまとまり、「市は 60 億円以内を目途に概ね 10 年以内に買入れて保全する」、「鎌倉市山崎土地区画整理組合準備委員会は市の保全施策に協力する」方向性を確認しました。

ウ 緑政審議会における議論の経過

広町の議論と平行して台峯の保全に係る状況等は、計 22 回に及ぶ報告が市から緑政審議会になされました。保全に対する基本的な方向性がまとまって以降、「(仮称)山崎・台峯緑地基本構想の策定過程では、平成 17 年 7 月の第 32 回緑政審議会において同年 4 月に広報がまくらで意見募集を行なった結果などを報告、更に、平成 18 年 7 月の第 37 回緑政審議会においては、基本構想の確定案に対して専門的な見地から様々な助言がなされ、市民から寄せられた貴重な意見と緑政審議会への報告を経て、同年、基本構想を確定しました。また、基本構想に基づく基本計画の策定過程においても、素案を平成 19 年 1 月の第 39 回緑政審議会に報告し、質疑において具体的な助言をいただくなどの経過を経て、平成 19 年 6 月「(仮称)山崎・台峯緑地基本計画」、同年 12 月「(仮称)山崎・台峯緑地基本設計」、平成 27 年 9 月「(仮称)山崎・台峯緑地実施設計」が確定しました。



■都市計画公園の変更について
(平成 19 年 11 月 16 日神奈川県知事)



■神奈川県公報
(神奈川県告示 739 号)

エ 緑の基本計画における位置付けと都市計画決定等

平成 8 年策定の緑の基本計画において「台峯」は、貴重な谷戸の自然的環境を一体的に保全するとともに、谷戸の自然を生かした自然とのふれあいの場、自然教育の場としての活用を図る方針と横須賀線沿いに続く樹林地を面的に保全し、鎌倉らしさを特色づける景観資源を確保する方針としました。

また、施策方針としては、鎌倉中央公園の拡大候補地として位置づけ、緑地保全とともに自然とのふれあいの場としての機能を確保すること等が示されています。

市は各緑の基本計画の改訂で保全の方向性を示し、鎌倉中央公園の拡大に取り組んできましたが、平成 18 年の緑の基本計画改訂時には、都市計画変更の方向性を調整する中で、同候補地内に「都市計画道路」が決定されていることから、北鎌倉側の斜面地を「保全配慮地区」とした上で、保全のための都市計画を定める場合には、都市計画としての総合性一体性の観点から調整をした上で行う方針とした経緯があります。

平成 19 年 11 月、鎌倉中央公園拡大区域が都市計画変更(神奈川県決定・約 27.5ha の拡大)され、さらに、平成 23 年の緑の基本計画の改訂時には、平成 16 年に市と土地区画整理組合設立準備会で相互に確認した「緑地保全の基本的方向性」に基づく緑地保全を確実にするための方策を検討する中で、「保全配慮地区」としてきた区域を神奈川県との協力を得て「都市緑地候補地」として位置づけることができたことから、台峯の保全に一定の方向性を見出すことができました。現在、市は鎌倉中央公園拡大区域として都市計画決定された区域、都市緑地候補地とした区域の用地取得、整備を継続しており、早期の開園をめざし、取り組みを継続しています。



(3) 常盤山 ～緑地保全の法的担保を得るため国県との協議が重ねられた常盤山～

ア 前段の経緯(保全に至る背景)

昭和 40 年代前半、事業者が取得した「常盤山」は、市の施策に基づく要請に事業者からの理解が寄せられ、土地利用計画に係る協議が行われてきました。昭和 53 年、常盤山の南斜面に隣接する北条氏常盤亭跡が国の史跡に指定されたこともあり、昭和 61 年にはその背景をなす樹林地を含む区域が国により歴史的風土保存区域となり、昭和 63 年には歴史的風土特別保存地区に指定(神奈川県決定)されました。

このような経過の中、市は、昭和 63 年 11 月、「三大緑地に関する緑地保全の基本方針について」を策定、三大緑地を保全する気運が高まる平成元年 2 月、市議会において、三大緑地の基本方針を表明し、常盤山は緑地保全地区の指定により保全を図ることを市の方針として示しました。

「常盤山」は、国の歴史的風土審議会等において歴史的風土保存区域、同特別保存地区の指定拡大の議論がなされる一方で、都市緑地保全法(現在の都市緑地法)に基づく緑地保全地区は面積が 10ha 以上の場合、県が指定権者であったため、事業者に理解と協力を求める協議と並行して、緑地保全の法的担保を得るため、国県との協議が重ねられました。

また、市は昭和 61 年に「鎌倉市緑地保全基金」を設置、緑地保全地区指定に向けて、土地の取得を行ってきました。



■南側斜面からの常盤山緑地

イ 緑政審議会における議論、意見のまとめと施策展開

「常盤山」の保全に係る状況は計 17 回にわたり、事業者から土地の買入れを行い、緑地の公有地化が図られる中、緑地の法的な担保力を得るために国、県と継続した協議が行われた経過等について報告がなされました。土地取得にあたっては、緑地保全地区指定前の国庫補助制度がなかったため市は単費での取得を続けてきましたが、平成 12 年 8 月、国において「緑地保全等統合補助事業制度」(平成 13 年 4 月施行)が創設され、緑地保全地区指定前の緑地買入れであっても、速やかな指定を条件として国庫補助対象となったことで、保全に向けて大きな理解と協力を得ました。

主な報告として、第 24 回緑政審議会において、歴史的風土保存特別保存地区の指定拡大について報告がなされ、平成 12 年の国の歴史的風土審査会で鎌倉地域の歴史的風土保存区域の指定拡大の審議がなされ、その審議の過程で常盤山の稜線に沿った北側斜面について歴史的風土の景観的な配慮から、それを歴史的風土特別保存地区に指定拡大し保全するという議論の経過が報告されています。その後、平成 15 年には稜線に沿った北側斜面の一部は歴史的風土特別保存地区に指定(神奈川県決定・約 3ha)されたことで、一部県の協力を得て常盤山の保全をすすめることができました。

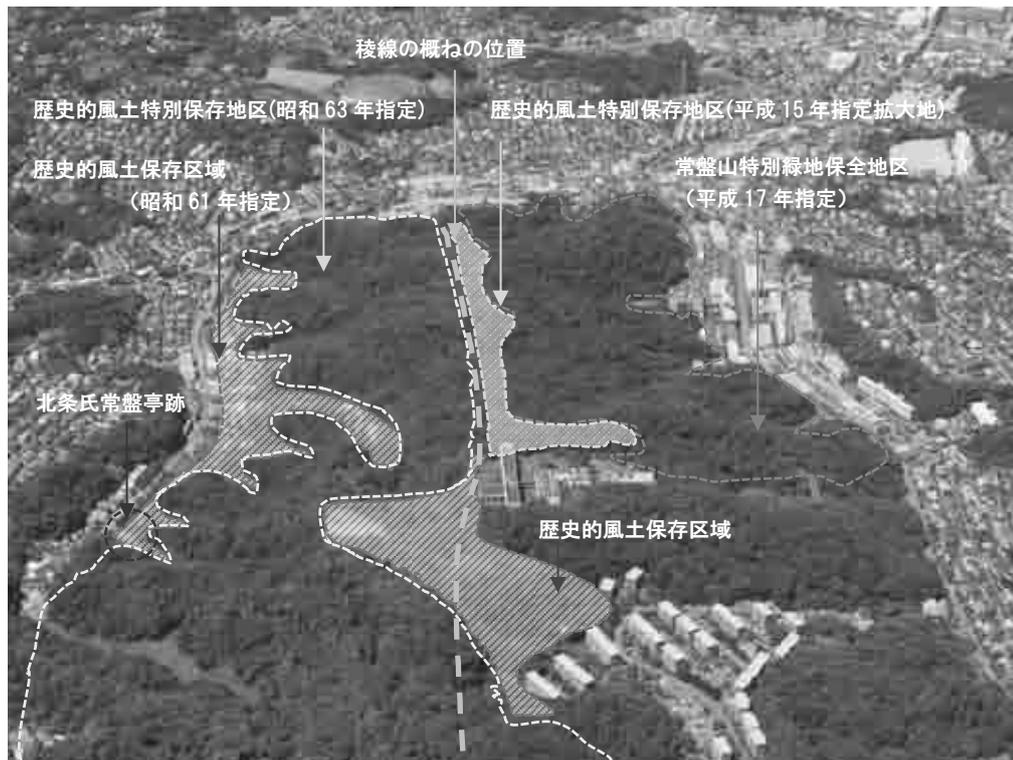
また、平成 16 年第 30 回緑政審議会においては、緑地保全地区の指定について経過報告がなされ、約 66ha の「常盤山」において、民間企業からの寄贈が約 16ha、歴史的風土保存区域が約 30ha、緑地保全地区指定によるものが約 20ha として保全策が実施されてきた経過が報告されました。



■三大緑地の保全に関する基本方針(平成 12 年)

緑地保全地区の指定については、平成 16 年 8 月に市の都市計画素案の縦覧を行い、県に対して案の申出を行なった後、県による手続きが進められる状況などが報告され、翌平成 17 年 9 月、常盤山特別緑地保全地区として指定(神奈川県決定・約 18ha)されました。

一部、土地所有者との保全交渉において、理解と協力が得られず、平成 18 年に改訂した緑の基本計画では、保全配慮地区(常盤山地区)の設定により、保全に向けた理解と協力の要請を継続し、平成 23 年に常盤山特別緑地保全地区を指定拡大(神奈川県決定・約 1ha)することで、「常盤山」については緑の基本計画の目標を達成しています。



■航空写真に重ねた法指定の概略

ウ 緑の基本計画における位置付け

平成 8 年 4 月策定の緑の基本計画では常盤山は、歴史的風土特別保存地区と連続する丘陵の自然的環境を一体的に保全する方針と、市街地の背景をなす緑地として、主要地点や周辺市街地から眺められる斜面地及びスカイラインの自然的環境を保全する方針を示しています。

また施策方針は、「緑地保全地区」の方針を示しつつ、当面は条例に基づく制度の活用によって緑地を保全し、急激な財政負担を避ける対応の方針が示されました。

平成 13 年の緑の基本計画一部改訂においてもその方針は維持され、関連した掲載事項としては、平成 12 年に市議会に報告した「三大緑地の保全に関する基本方針」と「鎌倉市歴史的風土保存区域の変更についての建設省担当課における解説」を資料として掲載しています。

常盤山は、歴史的風土特別保存地区の指定拡大により南側斜面の緑地が法的な担保力を得たことに加えて、緑地保全地区の指定を目指す方針を継続的に示したことにより、平成 17 年の特別緑地保全地区の指定がなされ、歴史的風土特別保存地区の指定と合わせて緑の基本計画の目標を達成してきました。

また、前述のとおり、土地所有者の理解と協力が得られなかった土地については、保全配慮地区といった新たな制度を活用しながら市が粘り強く交渉することで、保全の方向性を見出すことで、「保全配慮地区における施策展開」として、市が緑政審議会に報告の上で、緑の基本計画の別冊的な施策を策定することで臨機応変な対応を図ってきたことも、鎌倉市の緑地保全の取り組みの中では特徴的なことと言えます。

2 近郊緑地保全区域・同特別保全地区の取り組み

(1) 首都圏近郊緑地保全法制定と鎌倉市における指定等

戦後、首都圏への人口及び産業の集中に伴い、東京近郊において無秩序な市街地化と緑地の荒廃等が拡がりました。そのため、首都圏整備法(昭和 31 年制定)に基づき、計画的な市街地整備とあわせて緑地の保全を行う政策区域「近郊整備地帯」が指定(昭和 40 年)されました。

その後、近郊整備地帯において広域的な緑地を保全することにより、無秩序な市街地化を防止し、大都市圏の秩序ある発展に寄与することを目的として、昭和 41 年に首都圏近郊緑地保全法が制定されました。鎌倉市の市域を含む「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」は、昭和 44 年 3 月 28 日首都圏整備委員会告示第一号により横浜市及び鎌倉市を含む一つの区域として指定され、昭和 52 年及び平成 18 年の指定拡大を経て現在に至ります。



■近郊整備地帯の範囲
出典：神奈川県自然公園発達史第 5 編



■近郊緑地特別保全地区(岩瀬地区)

■指定の変遷

| 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域 | | | | 近郊緑地特別保全地区 | |
|-------------------|-----------|-----|-----|------------|---------------|
| 指定年月日 | 面積(約 ha) | 鎌倉市 | 横浜市 | 地区名 | 面積(約 ha) |
| 昭和 44 年 3 月 28 日 | 962(当初指定) | 243 | 719 | | |
| 昭和 44 年 5 月 13 日 | | | | 円海山 | 100(横浜市のみのみ) |
| 昭和 52 年 9 月 21 日 | 998(拡大) | 243 | 755 | | |
| 平成 18 年 12 月 28 日 | 1,096(拡大) | 294 | 802 | | |
| 平成 21 年 3 月 25 日 | | | | 円海山 | 116(拡大) |
| 平成 22 年 3 月 23 日 | | | | 大丸山 | 44(横浜市のみのみ) |
| 平成 23 年 10 月 18 日 | | | | 鎌倉 | 131(鎌倉市のみのみ) |
| 平成 24 年 3 月 5 日 | | | | 公田 | 5.4(横浜市のみのみ) |
| 平成 26 年 3 月 5 日 | | | | 大丸山 | 72.6(横浜市のみのみ) |

(2) 緑政審議会における議論、意見のまとめ

ア 緑の基本計画の位置づけと近郊緑地保全区域の指定拡大

平成 10 年の緑政審議会の設置当時、鎌倉市域の近郊緑地保全区域は、昭和 44 年の当初指定から変更は行なわれていない状況(昭和 52 年の指定拡大は横浜市のみのみ)でした。

市は横浜市のみに隣接して残された樹林地の法的な担保力を高めるため、平成 8 年に策定した緑の基本計画において、昭和 44 年に指定された近郊緑地保全区域の隣接地で指定要件を満たす可能性がある樹林地を対象に、区域の指定拡大を目指す(国県に指定を要請する)方針、また区域内のまとまり



■円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域 平成 18 年指定拡大

のある樹林地を近郊緑地特別保全地区に指定する(神奈川県に指定を要請する)方針を示しました。

また、市は法指定(近郊緑地保全区域等の指定)までのつなぎ策として、緑政審議会への諮問・答申を経て、緑の保全及び創造に関する条例で新たに設けた「緑地保全推進地区」の指定を岩瀬地区に適用しました。

そのような中、平成 13 年、国では「都市再生プロジェクト(第三次決定)」のひとつとして「大都市圏における都市環境インフラの再生」及びその中の「まとまりのある自然環境の保全」があげられ、首都圏の自然環境を総点検し、首都圏に残されたまとまりのある貴重な自然環境を「保全すべき自然環境」として抽出し、平成 14 年に公表するといった動きがありました。

その後、首都圏におけるまとまりのある自然環境の保全及び水と緑のネットワークの形成を推進することを目的として、国では平成 16 年 3 月に「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」が示され、その中で鎌倉市緑の基本計画でも示してきた候補地(岩瀬地区)が、同年 7 月に開催された「国土審議会首都圏分科会」で「近郊緑地保全区域検討対象地域」として取り上げられるなど、国において保全区域指定の方向性が示されました。

国県の取り組みに、横浜市とともに協力してきた経過は、緑政審議会にも報告されました。平成 17 年の第 31 回緑政審議会において、平成 16 年 12 月に県からの近郊緑地保全区域指定拡大への協力依頼があったことが報告されています。

平成 18 年 12 月に、鎌倉市域約 51ha、横浜市域約 47ha、合わせて約 98ha の近郊緑地保全区域が国により指定告示されたことで、緑の基本計画における目標を達成しました。

この指定拡大には、今泉北自然環境保全地域の全域が含まれたことから、同様の趣旨の法令による二重の規制を避けるため、平成 19 年 3 月に県により同地域の指定が解除されています。



■旧今泉北自然環境保全地域



■旧今泉北自然環境保全地域周辺の樹林地
現在、近郊緑地特別保全地区(岩瀬地区)



■平成 18 年 近郊緑地保全区域指定
拡大の官報



■自然環境保全条例施行規則の一
部改正(通知)



■神奈川県公報(神奈川県規則第
16号)

イ 平成 23 年 近郊緑地特別保全地区の指定

市では、平成 18 年の近郊緑地保存区域の指定拡大以前から緑の基本計画に沿った指定を、指定権者である県に要請してきました。

平成 14 年度頃から県市の事務担当者間での調整をすすめながら、市民ボランティアの協力を得て特別保全地区候補地内の自然環境調査をまとめ、県に提出するなどの取り組みを重ねた結果、平成 16 年 2 月に県から市に対して、「自然環境調査の結果を踏まえ、特別保全地区指定が適当であり、指定事務を進める」旨の通知がされ、市は県に協力することで緑の基本計画に沿って事務を進めました。

そのような中で前述の国における保全区域の指定拡大があったことから、平成 20 年 5 月にあらためて県から市に対して「平成 18 年に指定拡大された岩瀬地区も含めて、近郊緑地特別保全地区の指定が適当と判断した」「指定に向けた事務について市の協力を要請する」旨の通知があり、市は県の取り組みに協力することとしました。この経緯は、平成 20 年の第 43 回緑政審議会において、これまでの「今泉」「十二所和泉ヶ谷及び七曲地区」に加え、拡大指定部分にある「岩瀬地区」も含めて指定を進めることになったとして報告がされました。

その後、平成 21 年の第 45 回緑政審議会においては、市が当該区域の土地所有者との調整や候補地とする区域の調整を行い、都市計画決定に向けた事務に取り組んでいる状況について報告されています。

この様な経過を経て、平成 23 年に「鎌倉近郊緑地特別保全地区」が指定(神奈川県決定・約 131ha)され、第 53 回の緑政審議会にその指定の報告がされました。なお、この指定の翌年となる平成 24 年 4 月に、第 2 次一括法の施行に伴う都市緑地法の改正により、近郊緑地特別保全地区内の土地における行為許可、土地の買入れ等の事務が県から市に移譲されました。この事務移譲により、従前の買入れに係る費用負担が国県(国庫補助 55%)であったものが、国市(国庫補助 55%)となったことから、本市の緑地保全の取り組みに大きな影響を及ぼすことになっています。



■平成 25 年度買入れた近郊緑地特別保全地区
(十二所和泉ヶ谷地区)

(3) 都市計画決定の内容

近郊緑地特別保全地区は、首都圏近郊緑地保全法に基づき国が告示した近郊緑地保全計画に、指定の基準が示されていることから、「円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画」の内容に沿って、約 131ha の「鎌倉近郊緑地特別保全地区」が指定(平成 23 年 10 月 18 日神奈川県決定)されています。

(4) 関連した取り組み

○鎌倉市自然環境調査

市では、平成 15 年 3 月に「鎌倉市自然環境調査」をまとめていますが、その対象は緑の基本計画で新規に保全をめざすこととした緑地を対象としたため、昭和 44 年以来、近郊緑地保全区域に指定されてきた今泉、十二所周辺の緑地は自然環境調査が実施されていませんでした。そのような中で、近郊緑地特別保全地区の指定に向けた自然環境調査は、ボランティアの方々の貴重な協力を得てまとめられ、市の施策推進の大きな後押しとなりました。

その内容について、一部を紹介します。



【鎌倉近郊緑地特別保全地区指定に関する事務と自然環境調査の経過概要】

| | |
|-------------------|---|
| 平成 14 年 9 月 20 日 | 鎌倉市緑政都市部長から神奈川県緑政課長に「特別保全地区格上げについて」を提出する。 |
| 平成 14 年 9 月 27 日 | 上記の願い出書に対して、県緑政課長から市緑政都市部長に異議なしとの回答を受ける。 |
| 平成 15 年 12 月 17 日 | 市都市整備部長から県緑政課長に「自然環境調査報告書」を提出する。 |
| 平成 16 年 2 月 24 日 | 県環境農政部長から市都市整備部長に、自然環境調査の結果に基づき検討した結果、特別保全地区に指定することが適当であり、指定に向けて事務を進めることになった旨の通知を受ける。 |
| 平成 16 年 8 月 17 日 | 市都市整備部長から県緑政課長に「自然環境調査（追加）報告」を提出する。 |
| 平成 21 年 8 月 | 旧今泉自然環境保全地域部分も含めた自然環境調査結果を総括して、報告書にまとめ県に提出。 |

【平成 15 年 12 月 自然環境調査報告書】

本調査は、近郊緑地特別保全地区の指定を検討している緑地の貴重な動植物が生息、生育、分布状況の最新の学術的なデータを得るため、鎌倉の自然環境に深い知識と豊富な調査経験を有する市民ボランティアの方々の協力を得て行なわれました。



【平成 16 年 8 月 自然環境調査報告書（追加）】

平成 15 年 12 月の報告書は夏期を中心とした概ね半年間の調査を基にしたものでしたが、これを補完する冬期を中心とした概ね半年間の追加調査を実施しました。



3 特別緑地保全地区指定の取り組み

(1) 指定の経過

○鎌倉市は、平成 8 年に策定(当初策定)した鎌倉市緑の基本計画で、主に市街化区域内に位置する緑地のうち環境保全や景観形成及び防災上、特に重要性の高い 16 地区(三大緑地のひとつである常盤山地区を含む)を緑地保全地区(現在の特別緑地保全地区・平成 16 年都市緑地保守法改正により名称変更)の候補地としました。

○平成 9 年に、「鎌倉市緑の基本計画推進プログラム」^{※1} がまとめられるなど、市では、緑の基本計画が「絵に描いた餅」とならないような取り組みを進めてきました。

- ・市は、平成 12 年に、緑地保全地区候補地のうちの 4 地区(昌清院地区・小動岬地区・岡本地区・寺分一丁目地区)を、法適用までのつなぎ策として緑地保全推進地区に指定し、保全に努めてきました。
- ・これらの取り組みもあり、平成 14 年 4 月には、市内ではじめて 3 地区(城廻地区、岡本地区、昌清院地区)を緑地保全地区の指定がされました。
- ・緑の基本計画の施策方針で「歴史公園の整備」としていた玉縄城址地区は、緑地保全に対する土地所有者の理解が得られる一方で、緑政審議会に報告した上で施策方針を緑地保全地区の指定に変更し、候補地の一部を平成 15 年 6 月に緑地保全地区に指定がされました。
- ・平成 17 年 3 月に、特別緑地保全地区候補地である青蓮寺地区は、緑政審議会への諮問・答申を経て、法適用までのつなぎ策である緑地保全推進地区に指定しました。
- ・平成 17 年 9 月に、常盤山地区が特別緑地保全地区に指定(県指定)、平成 23 年に指定拡大されています。



■深沢地域を取り囲む特別緑地保全地区

(2) 平成 18 年緑の基本計画改訂以降の特別緑地保全地区指定概要

平成 18 年の緑の基本計画改訂は、施策の展開の内容に重点をおいたもので、計画改訂以降、市は緑政審議会の意見も聴きながら、積極的に特別緑地保全地区の指定を進めてきました。これらの取り組みもあり、現在鎌倉市内には 10 箇所・約 48.8ha の特別緑地保全地区が指定(県指定を含む)されています。

ア 寺分一丁目特別緑地保全地区

- ・平成 19 年 12 月 19 日、約 2.3ha を指定。

イ 天神山特別緑地保全地区

- ・平成 20 年 9 月 16 日、約 5.0ha を指定。
- ・地区内に保安林が含まれているため、平成 19 年 3 月 5 日、保安林指定権者(土砂崩壊防備保安林：農林水産大臣・風致保安林：神奈川県知事)との協議を行い、同年 4 月 12 日に農林水産大臣(同 17 日に県知事からその旨の通知)、同 26 日に県知事から、異議のない旨の回答を得ています。
- ・都市緑地法運用指針等では、風致保安林と特別緑地保全地区を重複して指定することは「望ましくない」とされている一方で、市は一山形状の緑地を保全するために、特別緑地保全地区指定が相応しいとの考えで、緑政審議会の意見も聴きながら事務が進められました。



■市街地の背景をなす自然景観を保全した手広・笛田特別緑地保全地区

^{※1} 緑の基本計画の内容を具体的に実施していくため、現時点で対応可能な施策を計画的に実施できるよう、計画対象地の具体情報を取りまとめるとともに、対応時期等を明らかにし、施策展開の資料とすることを目的に、平成 8 年に学識経験者と市の関係課職員で構成する「鎌倉市緑の基本計画推進プログラム研究会」を設置、検討をして整理、市長に報告がされたものです。

ウ 手広笛田特別緑地保全地区

- ・平成 21 年 9 月 14 日、約 6.0ha を指定。
- ・手広・笛田特別緑地保全地区内には保安林が含まれているため、平成 20 年 2 月 25 日、保安林指定権者(土砂流出防備保安林：農林水産大臣・保健保安林：神奈川県知事)との協議を行い、同年 3 月 25 日に農林水産大臣(同 31 日に県知事からその旨の通知)、同 31 日に県知事から、異議のない旨の回答を得ています。
- ・都市緑地法運用指針等では、保健保安林と特別緑地保全地区を重複して指定することは「望ましくない」とされている一方で、市は緑地を一体的に保全するために、特別緑地保全地区指定が相応しいとの考えで、緑政審議会の意見も聴きながら事務が進められました。

エ 等覚寺特別緑地保全地区

- ・平成 24 年 8 月 1 日、約 1.8ha を指定。

オ 梶原五丁目特別緑地保全地区

- ・平成 24 年 8 月 1 日、約 4.6ha を指定。

(3) 都市計画決定の内容等



■寺分一丁目特別緑地保全地区（鎌倉市告示第 256 号）



■天神山特別緑地保全地区（鎌倉市告示第 203 号）



■保安林重複指定協議書（風致保安林）平成 20 年 3 月 31 日
（仮称）手広・笛田特別緑地保全地区の指定に伴う保安林との重複指定について

(4) 市独自の緑地保全に係る制度等による関連した取り組み

ア 緑地保全推進地区

○緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策として、市独自の緑地保全推進地区制度を定め、緑の基本計画で保全対象とした 22 箇所を指定候補地としました。

○緑地保全推進地区指定候補地は緑政審議会に諮問、答申を得る中で、次のとおり指定しています。

- ・平成 12 年 4 月に 6 地区 計 34.85ha
岩瀬地区・昌清院地区・小動岬地区・岡本地区・寺分一丁目地区・六国見山森林公園地区
- ・平成 17 年 3 月に 1 地区 計 1.50ha
青蓮寺地区
- ・緑地保全推進地区は計 7 地区、36.35ha となりました。

○指定後の緑地保全に係る法制度適用等の状況は次のとおりです。

- ・岡本地区は 3.2ha を、昌清院地区は 0.8ha を平成 14 年 4 月 30 日に特別緑地保全地区に指定
- ・六国見山森林公園地区は、風致公園として整備
- ・岩瀬地区(15.62ha)は、平成 18 年 12 月に円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域に指定拡大(国告示)、平成 23 年 10 月に、鎌倉近郊緑地特別保全地区に指定(県指定)
- ・寺分一丁目地区は、2.3ha を平成 19 年 12 月に、特別緑地保全地区に指定
- ・小動岬、青蓮寺両地区は、その過半が保安林の指定されています。

イ 保存樹木・樹林制度、緑地保全契約、樹林管理事業

緑の基本計画では、法制度適用前の緑地保全の緊急対応も含め他の緑地保全に係る制度・事業の対象となる緑地の所有者への支援策として次の事業を活用する方針を示されています。

【保存樹木・樹林制度】

鎌倉市の風致の維持に寄与する美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保全するものです。

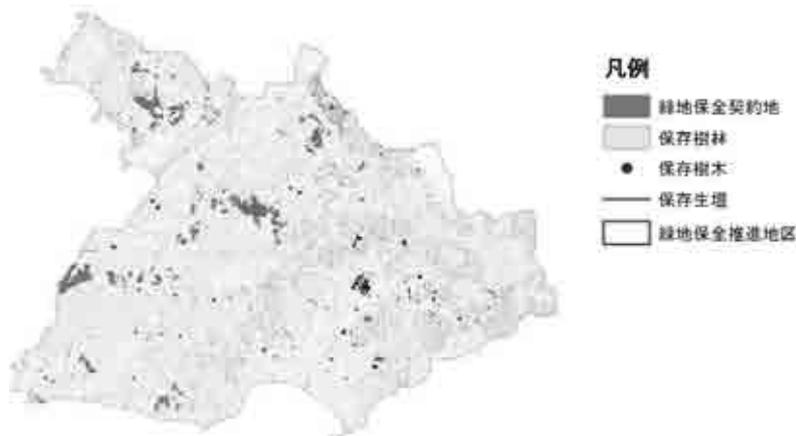
【緑地保全契約】

市域の市街地に広がるまとまりのある緑地を保全し、かつ育成し、もって緑豊かな自然環境と良好な生活環境を確保することを目的とするものです。

【樹林管理事業】

歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域・特別緑地保全地区及び緑地保全推進地区の樹林地を良好に管理することを支援するため、市が予算の範囲内で、枝払いなどの樹林地の管理を行うものです。

■市独自制度による指定地(平成 22 年度末の指定状況)



■緑地保全推進地区の指定について緑政審議会答申
(平成 12 年 4 月 25 日)

第 4 章 都市公園等整備の取り組み

昭和 31 年、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的に制定された都市公園法は、平成 27 年、制定から 60 年という節目の時期を迎えました。

本市においても、昭和 41 年、鎌倉市都市公園条例を施行し、鎌倉市の都市公園の設置及び管理に関する必要事項を定め、市民の皆さんや事業者の方々等の理解と協力のもと、都市公園の整備に努めてきました。

平成 27 年度末の本市の都市公園の整備状況は、街区公園 234、近隣公園 1、地区公園 2、総合公園 1、風致公園 4、都市林 1、都市緑地 6 箇所となっており、市民の皆さんはもとより、観光で訪れた方々にも休息、観賞の場等としてご利用をいただくなど、幅広い方々の利用に供しています。

本章では緑の基本計画に掲げた緑の将来都市像実現のため、施策推進の重要な役割を担う都市公園の整備等について、平成 8 年、緑の基本計画策定以降に供用を開始した大規模公園を中心に紹介します。

1 緑の基本計画における都市公園等の整備目標水準について

○緑の確保目標水準

- 平成 23 年改訂の緑の基本計画は、当初策定からの緑の基本計画の基本理念、緑の将来都市像などの基本的方針とともに、緑の確保の目標水準も継承し、引き続き、将来市街化区域面積の約 30%、都市計画区域面積の約 50%の緑を確保することをめざすとともに、緑の質の充実を図ることとされています。

■緑の確保目標水準(緑の基本計画より抜粋)

| 緑の確保目標量 | 将来市街化区域面積に対する割合 | 都市計画区域に対する割合 |
|---------|-----------------|-------------------|
| | 概ね 700ha(約 30%) | 概ね 2,000ha(約 50%) |

| 緑の内訳 | | 緑の確保目標量(数値は概数・ha) | | 備考 |
|------|----------|-------------------|--------------|----------------|
| | | 将来市街化区域面積 | 都市計画区域面積 | |
| 緑地 | ①地域制緑地等 | 250 | 1,400 | 指定面積でなく実際の緑地面積 |
| | ②施設緑地 | 160 | 270 | |
| 小 計 | | 410 | 1,630 | ①②の重複部分を除いた面積 |
| その他 | 河川等 | 50 | 110 | |
| | 市街地の緑被面積 | 230 | 290 | |
| 小 計 | | 280 | 400 | |
| 合 計 | | 690(26.9%) | 2,030(51.4%) | |

○都市公園等の施設緑地として整備目標水準

■施設緑地の整備目標水準(緑の基本計画より抜粋)

| 年次 | 計画策定時 | 計画改訂時 | 計画改訂時 | 10年後 | 20年後 |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 平成 7 年 (1995 年) | 平成 17 年 (2005 年) | 平成 22 年 (2010 年) | 平成 32 年 (2020 年) | 平成 42 年 (2030 年) |
| 整備(目標)量 | 69.9ha | 87.6ha | 104.7ha | 260.7ha | 281.5ha |
| 1人当たり面積 | 約 4.1 m ² | 約 5.2 m ² | 約 6.0 m ² | 約 14.8 m ² | 約 16.4 m ² |
| 人口規模 | 17.0 万人 | 17.0 万人 | 17.4 万人 | 17.6 万人 | 17.1 万人 |

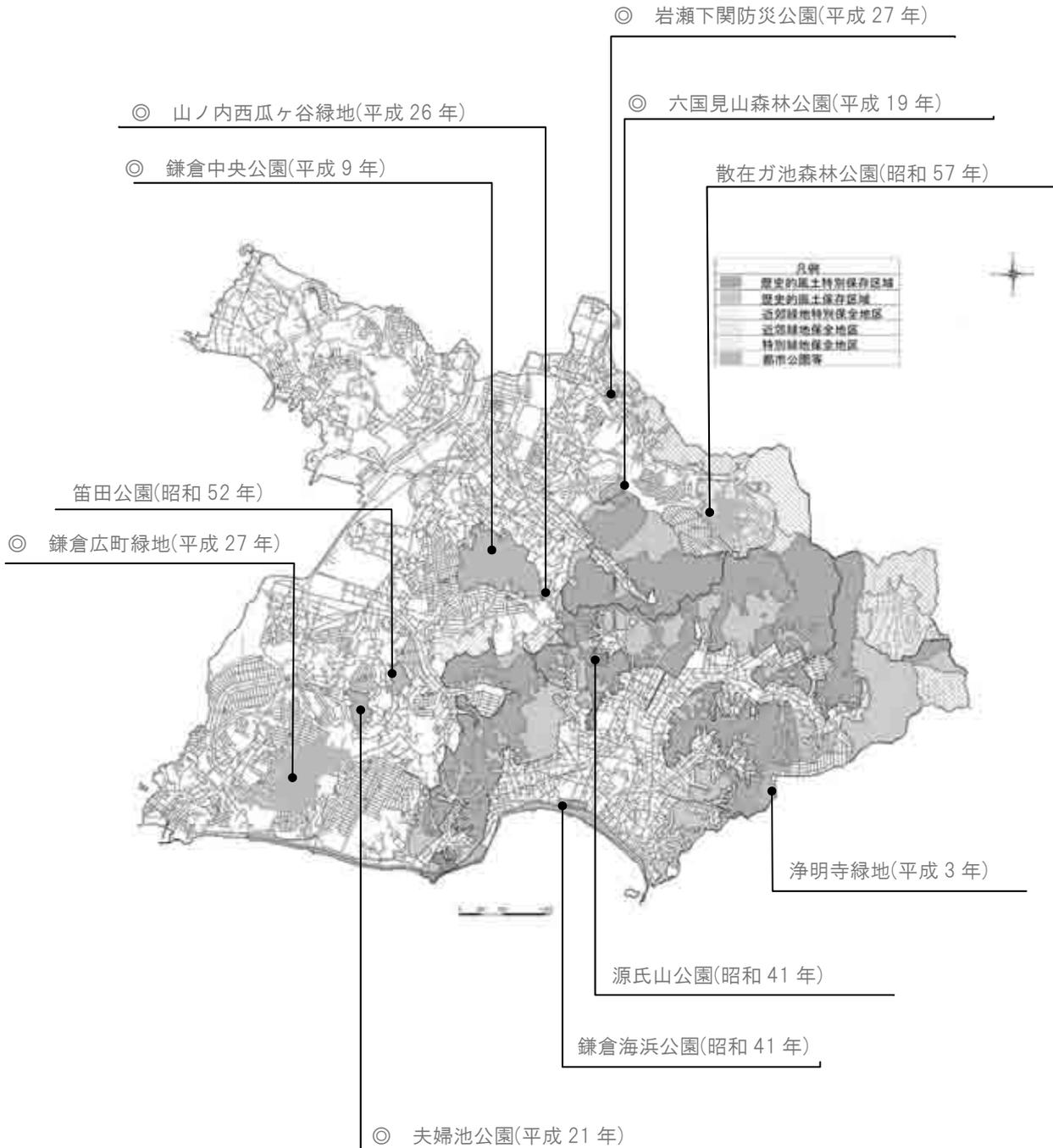
2 緑政審議会における都市公園等の整備に係る事項

| 開催 | 次第項目 | 内 容 |
|----|------|---|
| 1 | 報告 | 三大緑地(広町・台峯・常盤)の経過 |
| 2 | その他 | 広町・台峯の状況について(資料「三大緑地(広町・台峯・常盤)の経過」)。 |
| 3 | 審議事項 | 広町・台峯について |
| 4 | 審議事項 | 緑政審議会部会の中間報告について |
| 7 | 審議事項 | 広町に係る保全方策について |
| 8 | 審議事項 | 広町に係る保全方策について |
| 9 | 審議事項 | 広町に係る保全方策について |
| 10 | 審議事項 | 広町に係る保全方策について |
| 11 | 審議事項 | 広町に係る保全方策について |
| 12 | 審議事項 | 広町に係る保全方策について |
| 13 | 審議事項 | 広町の緑の保全に向けての保全方策について |
| 14 | 審議事項 | 広町の緑の保全に向けての保全方策について |
| 15 | 審議事項 | 広町の緑の保全に向けての保全方策について |
| | その他 | 台峯の緑保全に係る状況等について |
| 16 | その他 | 三大緑地の保全に関する基本方針及び広町・台峯・常盤山の現状 について |
| 17 | その他 | 広町・台峯・常盤山の現状について報告がされた。 |
| 18 | その他 | 広町・台峯・常盤山の現状について報告がされた。 |
| 20 | 報告 | 広町・台峯・常盤山のその後の状況について |
| 21 | 審議事項 | 広町・台峯・常盤山のその後の状況について |
| 22 | 報告 | 広町・台峯・常盤山のその後の状況について |
| 23 | 報告 | 広町・台峯のその後の状況について |
| 24 | その他 | 広町・台峯のその後の状況について |
| 25 | 審議事項 | 広町のその後の状況について |
| 26 | 審議事項 | 鎌倉広町緑地(都市林)の基本構想について |
| 27 | 審議事項 | 鎌倉広町緑地(都市林)の用地取得並びに基本構想について |
| 28 | 報告 | (仮称)広町緑地(都市林)の基本構想について 鎌倉広町緑地の都市計画決定の手續について |
| 29 | 報告 | (仮称)鎌倉広町緑地の基本計画(案)について、 |
| | 報告 | (仮称)広町緑地の基本計画について |
| 31 | 報告 | 台峯の保全について (仮称)鎌倉広町緑地基本設計(素案)について |
| 32 | 報告 | (仮称)鎌倉広町緑地基本設計について 台峯の保全について |
| 33 | 報告 | 台峯の保全について |
| 36 | 報告 | 台峯の保全について |
| 37 | 報告 | (仮称)台峯緑地基本構想について |
| 38 | 審議事項 | (仮称)山崎・台峯緑地基本計画(素案)について |
| 39 | 報告 | (仮称)山崎・台峯緑地基本計画(案)について |
| 40 | 報告 | (仮称)山崎・台峯緑地基本計画の確定、都市計画決定の手續きの状況について 六国見山森林公園の供用開始について |
| 41 | 報告 | (仮称)山崎・台峯緑地基本設計(案)の公開について |
| 42 | 報告 | (仮称)山崎・台峯緑地基本設計の確定について |
| 43 | その他 | (仮称)山崎・台峯緑地、寺分一丁目特別緑地保全地区、夫婦池公園を視察した。 |
| 45 | 報告 | (仮称)山ノ内西瓜ヶ谷緑地の施策方針について |
| 46 | 報告 | 夫婦池公園の供用開始について |
| 48 | 報告 | 山ノ内西瓜ヶ谷緑地の都市計画決定について |
| 50 | 報告 | 岩瀬下関防災公園の整備について |
| 52 | その他 | 岩瀬下関防災公園の都市計画決定について |
| 53 | 報告 | 鎌倉広町緑地の実施設計の方針について、 |
| 54 | 報告 | 鎌倉市都市公園条例の改正について |
| 54 | その他 | 鎌倉広町緑地実施設計の確定について 岩瀬下関防災公園の整備状況について |
| 55 | その他 | 鎌倉広町緑地の実施設計について、 |
| 56 | その他 | 歴史的風土保存区域・同特別保存地区(建長寺・永福寺跡)、近郊緑地保全区域同特別保全地区を視察した。 |
| 58 | 報告 | 鎌倉広町緑地の実施設計について |
| 59 | その他 | 鎌倉広町緑地の実施設計について |
| 60 | その他 | 鎌倉広町緑地を視察した。 |
| 61 | 報告 | 鎌倉広町緑地と岩瀬下関防災公園の供用開始について |
| 62 | 報告 | (仮称)山崎・台峯緑地の実施設計について |

3 鎌倉市内の大規模公園の紹介

※()内は、供用開始時期です。(一部供用開始を含む)

※◎印は、緑の基本計画策定以降に供用を開始した大規模公園



(1) 鎌倉中央公園

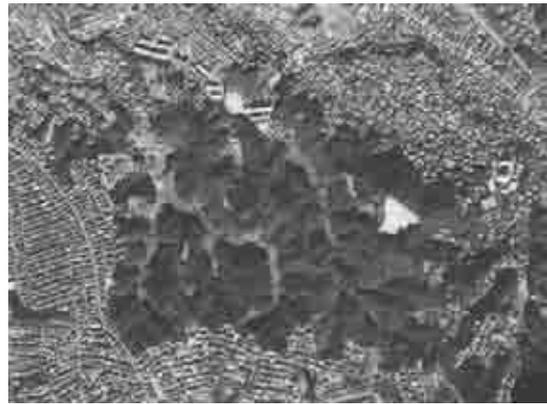
【概要】※記載は供用開始済みの区域に係るものです。

鎌倉中央公園は、現存する谷戸の生態系への配慮や谷戸景観の保全を図り、自然とのふれあい、農林作業体験やレクリエーション、市民交流等、余暇活動の多様化に対応する施設を導入するとともに、大震災時に避難できる防災公園としても位置付けられている都市公園です。

平成 9 年 6 月に開園した第一工区は、「都市緑化植物園」として、市民の緑化意識の高揚の場として、庭木や生け垣の参考となる樹木の見本園である「庭園植物園」やハーブや葉草などの植物を観賞できる「植物園」などを整備し、緑化に対する相談を受ける「緑の相談所」や災害時における非常食料や飲料水を備蓄する防災備蓄倉庫を公園管理事務所に併設するほか、子供たちが自然とじかに触れ合える「子どもの森」や「修景池・湿生花園」などを整備しました。

平成 16 年に供用開始した第二工区は、大部分が樹林地であり、自然が多く残された場であることから、現存する樹林地や湿地の保全を主目的に、残存する畑の活用や疎林広場を整備し谷戸景観を勘案した計画となっています。また、同じく平成 16 年に供用開始した第 3 工区は平地が他の工区に比べて多いことから、余暇活動の多様化に対応するため、農林作業体験のできる場として、現存する田・畑・梅林の活用のほか、広場を整備するとともに、谷戸に生息する小動物や昆虫に配慮した湿地を保全するなど、谷戸の生態系への配慮や谷戸景観の保全に配慮した計画としています。

| | |
|--------------|--------------------|
| 都市公園の種別 | 風致公園 |
| 供用面積 | 約 23.7 ha |
| 所在地(代表地番) | 山崎 1667 |
| 都市計画決定(当初) | 昭和 41 年 3 月 2 日 |
| 都市計画事業認可(当初) | 昭和 55 年 6 月 27 日 |
| 供用開始 | 平成 9 年 6 月 1 日(一部) |



■整備前の鎌倉中央公園上空写真



■鎌倉中央公園基本計画平面図



■平成 11 年 管理事務所周辺の様子



(2) 六国見山森林公園

【概要】

かつて山頂より六つの国(相模・武蔵・伊豆・上総・下総・安房)が望め、西には富士山、北には筑波山を眺望できたという言い伝えがあるように、山からの眺めが名の由来となっている六国見山森林公園は、戦後の大規模な開発計画の中、宅地に囲まれるように残された貴重な都市公園です。

昭和 59 年度に市が行なった「公園建設候補地実態調査」では社会的条件や自然的条件等の調査を行い、優先度の高い公園候補地と判断される区域として、夫婦池と合わせて、六国見山と周辺の樹林地が選定されました。

整備の方針を六国見山北西部の丘陵地の優れた樹林、景観等の自然環境の保全と、身近な緑として自然とのふれあいを大切にしたい公園とし、平成 19 年 4 月に供用を開始しました。



■六国見山森林公園 上空写真



| | |
|-----------|-----------------|
| 都市公園の種別 | 風致公園 |
| 供用面積 | 約 6.9 ha |
| 所在地(代表地番) | 高野 35 番 14 |
| 都市計画決定 | 平成 14 年 8 月 8 日 |
| 都市計画事業認可 | 平成 15 年 4 月 1 日 |
| 供用開始 | 平成 19 年 4 月 1 日 |



(3) 夫婦池公園

【概要】

夫婦池公園にある 2 つの池の成り立ちは、約 330 年前に当時の代官が溜池として掘らせた下池にはじまり、その後、明治 17 年に手広、笛田の両村により、当時の作業員数 500 名で約 1 箇月をかけて上池がつくられたとされています。

昭和 59 年度に市が行なった「公園建設候補地実態調査」では社会的条件や自然的条件等の調査を行い、優先度の高い公園候補地と判断される区域として、夫婦池と周辺の樹林地等が選定されました。選定された要因は、地形、緑、水辺の 3 要素ともに優れており、昭和 58 年の緑のマスタープランにおいても公園候補地として位置づけられている点等が挙げられています。

また、平成 6 年の夫婦池公園基本計画・基本設計においては、この 2 つの池と周辺環境の特性を活かした公園整備の方針が示されました。

その後、公園の用地取得を経て、平成 16 年度から着工した整備工事は平成 21 年 3 月に完了し、「家族とともに自然とのふれあいが楽しめる公園」として、同年 4 月から供用を開始しています。

| | |
|--------------|------------------|
| 都市公園の種別 | 風致公園 |
| 供用面積 | 約 6.5 ha |
| 所在地（代表住居表示） | 鎌倉山二丁目 2-2 |
| 都市計画決定 | 平成 9 年 9 月 2 日 |
| 都市計画事業認可（当初） | 平成 9 年 10 月 31 日 |
| 供用開始 | 平成 21 年 4 月 1 日 |



■整備前の夫婦池付近 上空写真



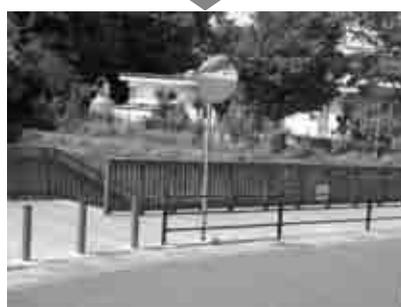
■基本計画平面図

【整備前・整備後の様子】

■東側道路より上池の堤を望む



■下池堤付近



■鎌倉山方面からの上池



(4) 山ノ内西瓜ヶ谷緑地

【概要】

山ノ内西瓜ヶ谷緑地は、鎌倉市の中心部に位置し、周辺の緑地や都市公園等との緑のネットワークを形成するとともに、都市の自然的環境を保全し、景観を維持向上させる機能を有する貴重な樹林地となっています。

平成 20 年 12 月、保全配慮地区の施策展開として（仮称）山ノ内西瓜ヶ谷緑地を「都市緑地候補地」に位置付け、平成 21 年 12 月に都市計画決定されました。平成 22 年 4 月に都市計画事業認可を取得、平成 26 年 1 月から一部を供用開始しています。



| | |
|---------------|-------------------|
| 都市公園の種類 | 都市緑地 |
| 供用面積（H29.5時点） | 約 1.2ha |
| 所在地（代表地番） | 山ノ内字西瓜ヶ谷 1086 番 1 |
| 都市計画決定 | 平成 21 年 12 月 16 日 |
| 都市計画事業認可 | 平成 22 年 4 月 2 日 |
| 供用開始 | 平成 26 年 6 月 1 日 |

○整備状況



■西側道路沿い縁辺部の様子①



■樹林地内部 径路の様子



■西側道路沿い縁辺部の様子②



■樹林地内部の様子

(5) 岩瀬下関防災公園

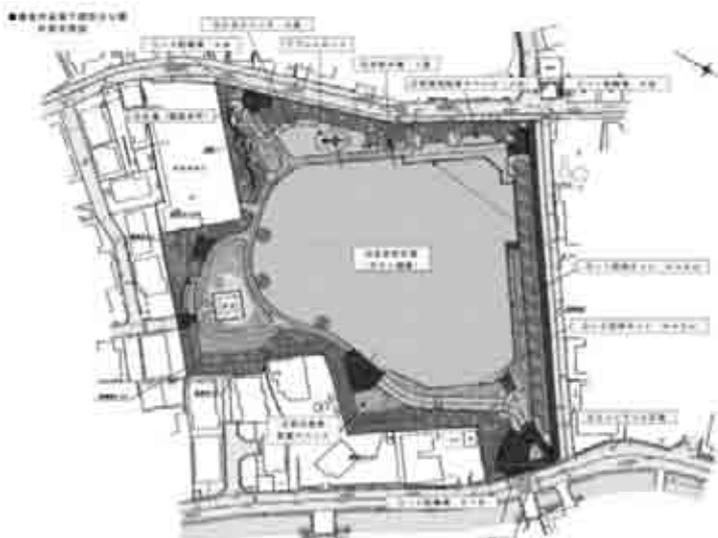
【概要】

昭和 50 年代から土地所有者のご好意により鎌倉市が借地し、青少年広場として地元で親しまれていた「いわせ下関青少年広場」は、鎌倉市が用地を取得し、平成 22 年度から 26 年度にかけて、独立行政法人都市再生機構による岩瀬下関地区防災公園街区整備事業として近隣公園に整備し、平成 27 年 4 月 1 日に開園しました。

災害時に救援活動の拠点となるよう公園内には、防災トイレやかまどベンチなどを設置したほか、「いわせ下関青少年広場」として使用されていた当時からある「上総掘り」の井戸の周辺を整備し、親水性のある修景としました。



■岩瀬下関防災公園 エントランス広場周辺



| | |
|-----------|------------------|
| 都市公園の種別 | 近隣公園 |
| 供用面積 | 約 0.9ha |
| 所在地（代表地番） | 岩瀬字上耕地 630 番 7 |
| 都市計画決定 | 平成 23 年 6 月 29 日 |
| 都市計画事業認可 | 平成 23 年 7 月 29 日 |
| 供用開始 | 平成 27 年 4 月 1 日 |

【整備前・整備後の様子】

■多目的広場



■上総掘り井戸周辺



■防災パーゴラ



■防災トイレ



(6) 鎌倉広町緑地

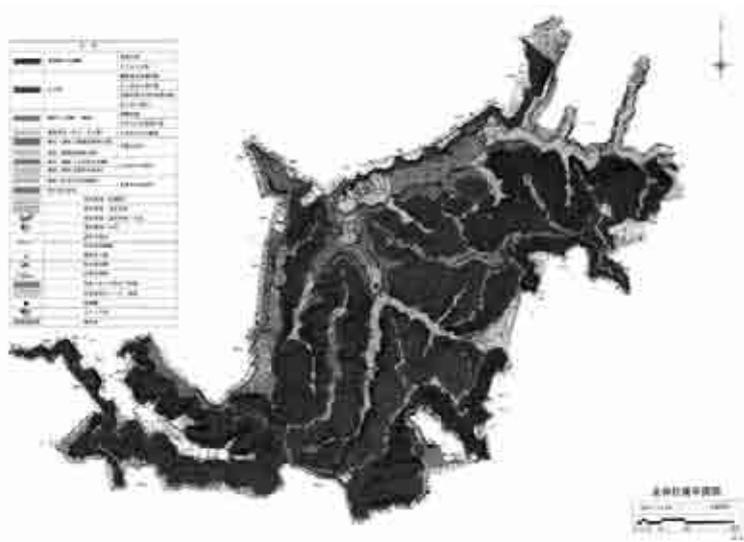
【概要】

「緑地保全の取り組み」の章で前述のとおり、土地所有者をはじめ市民の理解と協力のもと長年の取り組みにより保全された広町は、平成 27 年 4 月に「鎌倉広町緑地」として開園しました。

用地取得などにより保全の取り組みが大きく前進してからも、市民活動団体等と市との協働で保全活動などを行ってきた「広町」は、「都市林」として市民とともに良好な自然環境の保全・活用を図るための基本的な方向を定め、広域的な緑のネットワーク形成に資することを目的に、緑政審議会、専門家、市民等から広く意見を聴取し、市は平成 15 年 12 月に基本構想が確定させました。

その後、基本構想で定めた基本理念や基本方針を踏まえて平成 16 年 8 月に基本計画が確定、翌平成 17 年には基本設計、そして平成 24 年には実施設計が確定されています。

開園後も、多様な自然環境の創出と里山で培われてきた人の営みの再生等を行いながら、「フクロウ等の棲息する緑地としてのまとまりと安定した生態系」が将来にわたって持続できる環境を目指して、維持管理を行われています。



| | |
|--------------|------------------|
| 都市公園の種別 | 都市林 |
| 供用面積 | 約 48.0 ha |
| 所在地（代表地番） | 津 1133 |
| 都市計画決定 | 平成 17 年 6 月 28 日 |
| 都市計画事業認可（当初） | 昭和 17 年 12 月 2 日 |
| 供用開始 | 平成 27 年 4 月 1 日 |

【整備前・整備後の様子】

■木道整備付近



■御所谷の入口付近



■雨乞い池の整備



第 5 章 都市緑化の取り組み

- ・鎌倉市では、民有地の緑化に係る制度として風致地区制度や鎌倉市開発事業における手続及び基準に関する条例に基づく、緑化協議を行われています。
- ・特に昭和 13 年から指定されている風致地区は、その後の古都保存法の指定とも密接に関連し、非常に厚く指定されています。
- ・これまで市により確保されてきた緑地の機能が十分に発揮されるよう、市街地の緑の核となる公共施設の緑化などが必要と考えます。

1 風致地区内における取り組み

(1) 風致地区指定の概要と拡大の経過

- ・ 風格ある鎌倉市の風致を構成する市街地背後の丘陵や、材木座海岸から腰越海岸に至る海浜の自然的景観を、鎌倉らしさを特徴付ける、優れた景観資源として一体的に保全するために、都市計画法および鎌倉市風致地区条例に基づく風致地区が指定されています。
- ・ 平成 14 年の指定拡大により約 9ha が指定拡大され、市域の約 55.5% が風致地区に指定されています。

| 鎌倉風致地区 | | |
|------------------|-----------------|--------------|
| 指定年月日 | 面積 | 備考 |
| 昭和 13 年 1 月 25 日 | 2,263.4ha(当初指定) | 内務省告示第 25 号 |
| 昭和 24 年 5 月 16 日 | 2,156.1ha(変更) | 市域境界の変更(藤沢市) |
| 昭和 52 年 3 月 30 日 | 2,156.1ha(変更) | 市域境界の変更(逗子市) |
| 昭和 63 年 6 月 17 日 | 2,185 ha(変更) | 拡大及び用途地域の変更 |
| 平成 14 年 4 月 2 日 | 2,194 ha(変更) | 拡大及び区分線の整斉 |

(2) 風致地区内の緑化

- ・ 市では、風致の維持に必要な植栽等を行なうため、風致地区内行為に伴う緑化の基準を設けています。
- ・ 第 2 次一括法の施行により、平成 25 年 12 月、「鎌倉市風致地区条例」「鎌倉市風致地区条例施行規則」を制定し、平成 26 年 4 月に施行されました。
- ・ 「鎌倉市風致地区条例」の施行にあたり、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」における風致地区内の緑化協議事務は、風致地区内行為事務と一体的に扱うこととしました。

■ 鎌倉風致地区指定概略図



2 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例による緑化等

(1) 概要

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき、開発事業に伴う緑化が行われています。

(2) 緑の基本計画の方針

- ・ 緑豊かな快適性の高い居住環境の形成を図るため、開発事業区域内等での緑化を推進します。
- ・ 既存植生や周辺緑地の植生に配慮するなど、地域の特色を反映した開発事業に伴う緑化を推進します。

(3) 取り組みと実績

- ・ 平成 23 年 10 月、「鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例」が制定され、コインパーキング設置に伴う緑化協議が条例で義務付けとなり、平成 24 年 4 月から施行されています。
- ・ 「鎌倉市風致地区条例」の施行にあたり、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」における風致地区内の緑化協議事務は、風致地区内行為事務と一体的に扱うこととされています。
- ・ 平成 27 年度、開発事業区域内で 86 件の緑化協議が行われています。
- ・ 平成 27 年度、コインパーキングの設置に伴い 12 件の緑化協議が行われています。

3 まち並みのみどり奨励事業

(1) 概要

- ・ 緑豊かなまち並み景観を創造するため、鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱に基づき、市民や企業などが住宅・店舗・商業ビル・事務所・駐車場等の接道部緑化する場合に、その経費の一部を補助する制度です。
- ・ 市民の緑化活動に対する助成については、生け垣の設置に限定せず、接道部への高木植栽等についても補助の対象とされています。
- ・ 緑化にあたっては、市が土地利用や立地条件等に応じた緑化指導を行っています。



(2) 緑の基本計画の方針

- ・ 要綱に基づき市民などによる接道緑化を支援(補助率 1/2)します。
- ・ 街路樹のある道路の沿道宅地の接道緑化など、既存の緑の存在効果を向上させることに配慮した制度の充実に努めます。
- ・ 都市緑地法による緑地協定区域、都市計画法による地区計画が定められた区域、景観法による景観協定区域、鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画策定地区及び鎌倉市都市景観条例による景観形成地区内で取り決めがある場合は、接道緑化に対する補助率を 2/3 としています。

(3) 取り組みと実績

- ・ 平成 12 年 6 月までは、「いけがき設置奨励事業」とされていましたが、その後「まち並みのみどりの奨励事業」とし、接道部への高木植栽等についても助成の対象とするなど制度が充実されています。
- ・ 平成 19 年 3 月に、要綱を一部改正し、補助対象が「駐車場の接道部を緑化する者」にまで拡大され、制度が充実が図られています。
- ・ 平成 22 年度まで、神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金(15 件 519,000 円:累計)を得て事業を執行しました。
- ・ 平成 27 年度までに助成した、接道緑化の総延長は、24,390.8m です。
- ・ 平成 27 年度、11 件の接道緑化を助成し、そのうち補助率が 2/3 となる接道緑化の補助件数は 1 件でした(鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画策定地区の区域のため)。
- ・ 危険ブロック塀等除却費の補助と連携することで、安全で景観に配慮されたまち並みを生み出しています。

MEMO

第 6 章 市民との連携

- ・鎌倉市緑の基本計画は、市民をはじめとした多くの主体が「緑の将来都市像」を共有していくことをめざしています。
- ・鎌倉市は、平成6年度から緑のレンジャーの育成を開始するなど、緑化啓発においても、多くの取り組みを行ってきました。
- ・緑化推進団体、地域緑化指導者、緑のレンジャー等の育成と連携に努めてきた経過などについてまとめます。

1 緑のレンジャー

(1) 緑のレンジャー（シニア）

ア 目的

確保した緑地の維持管理に対し、市民が適正な役割を担える仕組みをつくるため、連携の推進の一環として、豊かな丘陵の樹林地を管理する緑のレンジャー(シニア)を育成することとされています。

イ 活動内容

鎌倉市内に在住、在勤又は在学する 18 歳以上の者を対象に、1 年間にわたり市民の手による公園緑地の保全管理をするための学習や、下草刈や間伐等の体験活動を行います。



■ 自然観察の様子



■ 下草刈や間伐等の体験活動

(2) 緑のレンジャー（ジュニア）

ア 目的

自然の生き物や草花とふれあうことで自然に対する意識の高い緑のレンジャー(ジュニア)を育成することとされています。

イ 活動内容

小学校 4・5 年生を対象に、毎月第 2 土曜日を活動日として、指導員の指導による自然観察や体験作業などを行うとともに公園緑地の施設点検、清掃活動及び一般利用者に対する啓発活動を行います。



■ 自然観察の様子



■ 海岸での生き物観察の様子

(3) 緑の基本計画の方針

- ・緑のレンジャーの育成に努め、樹林地の管理活動やパトロールを実施します。
- ・市民との連携による緑地の保全及び維持管理を推進する上で、その受け皿となる実施・運営機能を備えた公的な市民団体の育成を図ります。
- ・地域に根付いた緑地管理支援組織として、緑のレンジャーを中心とした地域住民が適正な役割を担います。
- ・子どもたちに自然の大切さを知ってもらうため、緑化推進団体等と連携し自然観察や各種体験講座を実施します。

(4) 取り組みと実績

- ・緑のレンジャー(ジュニア、シニア)に、平成 27 年度は 67 名(延べ 544 名)が参加しました。
- ・延べ 473 名(会員数 75 名)が自主活動(計 18 回)に参加しました。

2 緑の学校

(1) 目的

緑の知識の普及の一環として、講義や自然観察会などを通して、市民の緑の効用や仕組への理解を促進することを目的として、実施されています。

(2) 講座内容(平成 27 年度)

| 回 | 講座名 | 活動場所 |
|----|----------------------|---|
| 1 | 講義「鎌倉時代の花」 | 鎌倉生涯学習センター |
| 2 | 自然観察会「新緑を楽しむ」 | 鎌倉市役所～佐助住宅地～佐助隧道～佐助稲荷～源氏山公園～旗立山頂上～寿福寺墓地～巽神社 |
| 3 | 講義「緑との共生」 | 鎌倉生涯学習センター |
| 4 | 自然観察会「海辺を歩く」 | 稲村ガ崎～音無川～稲村ガ崎 |
| 5 | 講義「緑の現状」 | 鎌倉生涯学習センター |
| 6 | 自然観察会「初秋の散在ガ池を歩く」 | 散在ガ池森林公園 |
| 7 | 自然観察会「湿地の動植物」 | 鎌倉中央公園 |
| 8 | 講義「源実朝の金槐和歌集の花と緑」 | 鎌倉生涯学習センター |
| 9 | 自然観察会「ネイチャートレイル鎌倉横浜」 | 横浜自然観察の森 |
| 10 | 自然観察会「鎌倉の紅葉」 | 大塔宮～獅子舞・天園ハイキングコース～覚園寺～大塔宮 |

(3) 取り組みと実績

- ・平成 23 年度から、湯浅浩史氏(元東京農業大学教授・一般財団法人進化生物学研究所)が講師として招かれ、年 3 回の講義が行われています。(第 1 回、第 3 回、第 8 回)
- ・平成 27 年度の受講者数は 48 人、延べ受講者 340 人でした。
- ・平成 28 年 3 月 21 日、地域住民の自主的な緑化活動の中心となる緑化指導者を育成するため、緑の学校の受講修了者等を対象に鎌倉中央公園での自然観察会を実施し、16 人が参加しています。



■緑の学校講義風景(湯浅浩史氏による講義「源実朝の金槐和歌集の花と緑」)

3 公園愛護会など

(1) 公園愛護会、街路樹愛護会、市民緑地愛護会

ア 内容

【公園愛護会・街路樹愛護会】

町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会などが、「鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱」「鎌倉市街路樹愛護会設立等に関する要綱」に基づいて、身近な街区公園等の維持管理、街路樹の保護、育成等の活動を行うために結成する団体を育成するものです。

【市民緑地愛護会】

町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会などが、「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」に基づき、身近な市民緑地の愛護活動を行うための団体を育成するものです。

イ 緑の基本計画の方針

【公園愛護会・街路樹愛護会】

- ・公園愛護会の育成に努め、街区公園の維持管理活動を実施するとともに、公共施設愛護思想の普及に努めます。
- ・街路樹愛護会の育成に努め、街路樹の保護育成活動を実施するとともに、街路樹等に対する愛護思想の普及に努めます。

【市民緑地愛護会】

- ・設置した市民緑地について、市民緑地愛護会の育成に努め、市民緑地として公開されている緑地の維持管理活動を実施します。

ウ 取り組みと実績

【公園愛護会・街路樹愛護会】

- ・平成 27 年度末現在、公園愛護会として 91 団体が、街路樹愛護会として 21 団体が活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。
- ・平成 27 年度、鎌倉市公園協会により、公園愛護会・街路樹愛護会を対象とした連絡会を 2 回開催し、延べ 79 団体が参加しました。

【市民緑地愛護会】

- ・平成 19 年 10 月、開催の第 40 回緑政審議会に、市民緑地契約の締結の施策方針案が報告されています。
- ・平成 21 年 3 月、「鎌倉市市民緑地設置要綱」及び「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」が制定されています。
- ・平成 24 年 4 月、植木 1 号市民緑地を対象として、市民緑地愛護会が設立されています。

(2) 緑地保全ボランティアグループ

【NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー活動紹介】

NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーは、市が実施している「緑のレンジャー・シニア」講座修了生の有志で結成された任意団体「かまくら緑のレンジャー」が NPO 法人格を取得し、活動を行っているものです。

市内の緑の保全活動を市民、行政、或いは事業者と協力して実施し、良好な自然環境の維持・創出、環境保全思想の普及啓発及び地域の人々の健全な心身の育成を推進する事業を行い、ひいては人と自然とが共生できる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成 27 年度 4 月に NPO 法人を設立しました。

同団体は、市民や事業者の方に会員となっただき、鎌倉のみどりを守り育てるための活動を行なっています。

○活動内容

- 1 山林緑地の管理作業
- 2 山仕事、剪定作業に係る技術研鑽
- 3 調査・自然観察
- 4 地域等の活動支援



■緑地の管理作業の様子



■「鎌倉市緑化まつり」における活動の様子

(3) 緑化推進団体

ア 公益財団法人鎌倉風致保存会 活動紹介

○概要

公益財団法人鎌倉風致保存会（以下「風致保存会」という。）は、鎌倉の自然の風光と豊かな文化財を後世に伝えることを目的として、昭和 39 年 12 月に設立されました。

誕生のきっかけとなったのは、後に「御谷騒動」と呼ばれる市民運動です。昭和 39 年は東京オリンピック開催の年で日本中が開発ブームに沸く中、鶴岡八幡宮後背の山林「御谷」にも宅地造成計画が持ち上がりました。これに対して地元住民を中心に市民や文化人らが反対運動を推進し、風致保存会を設立するとともに、集まった寄付金 900 万円と市からの 600 万円で御谷山林 1.5ha を買収しました。このことから、風致保存会は日本最初のナショナル・ルトラスト団体といわれています。

この運動が契機となって、昭和 41 年には「古都保存法」が制定されました。

風致保存会は、平成 26 年に創立 50 周年を迎え、国土交通省都市局公園緑地・景観課長、神奈川県環境農政局都市緑地担当部長等を招き、記念式典を実施するなど、今なお鎌倉の古都保存の取り組みを力強く支え、その後、これらの活動が認められ、緑の都市賞（公益財団法人都市緑化機構会長賞）、美し国づくり景観大賞特別賞、都市緑化功労者国土交通大臣表彰を得ています。



○平成 27 年度に実施した風致保存会による主な事業

- ・緑地保全事業及び普及啓発活動事業として、十二所果樹園、御谷山林、笹目緑地、史跡及び社所有緑地等での、会員・ボランティアによる維持管理作業を 34 回実施しました（参加者数 792 名）
- ・緑地保存のため平成 18 年 1 月に取得した十二所果樹園については、市民の憩いの場としての環境整備を進める中で、平成 20 年度より通年開園とし、梅・栗の一般市民への販売を行っています。
- ・建造物等保存事業として、昭和 58 年に保存会が保存建造物に指定し、平成 21 年に鎌倉市景観重要建築物に指定された大佛次郎茶亭の維持・管理を助成し、春・秋各 1 日間茶亭を一般公開（入場者数 993 人）して保存会活動の普及・啓発を行いました。
- ・普及啓発活動事業として、市立中学校 7 校の 3 年生を対象に、緑地管理等のボランティア体験学習を計画し、市立小学校 1 校を含む 8 校 973 人の生徒が参加しました。
- ・平成 27 年 11 月 23 日、御谷緑地において「里山ふれあい祭」をリニューアルした「かまくら里山フェスタ」を開催しました。（参加者数 215 名）。
- ・その他、体験学習・研修会の受け入れや、展示会の開催、各種普及啓発イベントの実施、ハイキングコースのパトロール、保存会機関紙の発行などを実施しています。
- ・鎌倉風致保存会の会員数は、平成 27 年 3 月末で 404 人です。



■子どもによる緑地管理のボランティア
(写真提供：鎌倉風致保存会)



■かまくら里山フェスタでの積み木積み大会
(写真提供：鎌倉風致保存会)

イ 公益財団法人鎌倉市公園協会 活動紹介

○概要

公益財団法人鎌倉市公園協会（以下「鎌倉市公園協会」という。）は、「公園緑地の維持管理及び利用の増進並びに公園愛護精神及び緑化思想の普及啓発を図るとともに、進んで市の公園緑地事業に協力し、施設の充実と公営的サービスを果し、その健全・明朗な発展に寄与するため」昭和 59 年 3 月に鎌倉市の出資により財団法人鎌倉市公園協会が設立され、平成 24 年 3 月に神奈川県知事より認定を受け、公益財団法人に変更されました。

現在は公益目的事業として、都市緑化等に関する普及啓発及び地域等との連携強化と都市公園等に関する運営管理並びに利用促進の事業を行なっており、平成 28 年度現在、市内の 6 つの大規模公園と 234 の街区公園の指定管理者となっているほか、児童遊園などの管理を受託しており、さらに、特定非営利活動法人鎌倉広町の森市民の会と共同により鎌倉広町緑地の指定管理者となっています。指定管理者として都市公園の維持管理のほか、緑の相談や公園サポーターズ養成講座など、都市緑化に係る様々な事業を行っています。

このような活動が認められ、平成 26 年度の第 30 回都市公園コンクールにおいて、一般社団法人日本公園緑地協会会長賞を受賞しました。

○平成 27 年度に実施した鎌倉市公園協会による主な関連事業

- ・平成 27 年 4 月、「わくわく花フェスタ」が鎌倉中央公園で開催され、約 4,500 人が来場しました。
- ・平成 27 年 7 月 25 日～27 日、「おはよう花市」が鎌倉中央公園で開催され、約 240 人が来場しました。
- ・平成 27 年 10 月 25 日、「鎌倉中央公園フェスティバル」が鎌倉中央公園で開催され、約 2,500 人が来場しました。
- ・平成 27 年 5、7、11 月、鎌倉中央公園で「お茶席」が 6 日間開催され、延べ 173 人が参加されました。
- ・平成 28 年 1 月 14 日「春の七草粥とどんど焼き」が鎌倉中央公園で開催され約 400 人が来場しました。
- ・平成 27 年度、鎌倉中央公園等で「自然観察会」を 12 回開催し、延べ 77 人が参加しました。



■鎌倉中央公園で行われたおはよう花市
(写真提供：鎌倉市公園協会)



■わくわく花フェスタでの花苗の販売
(写真提供：鎌倉市公園協会)



■野草や樹木、野鳥の自然観察会
(写真提供：鎌倉市公園協会)



■やる樹会での管理作業
(写真提供：鎌倉市公園協会)

MEMO

第 7 章 コラム

緑の基本計画策定後 20 年、緑政審議会には、多くの委員、事務局職員が関わってきました。

本章では、緑政審議会委員としてご尽力いただいた皆様を中心に、鎌倉市緑の基本計画の施策展開に支援をいただいた皆様などに、印象に残る出来事や思い出、緑行政に関わるお言葉などをいただきました。

※掲載は議会選出委員、市民委員、学識委員ごとに委嘱順とし、文字数は委嘱の期間等に応じて執筆の依頼をさせていただきました。

(敬称略)

1 市議会選出委員

赤松 正博（元緑政審議会委員・議会選出）

私と鎌倉市緑政審議会との出会いは、前身の鎌倉市緑化審議会委員を務めることになったのがキッカケでした。その当時から本市には「緑のマスタープラン」と「都市緑化推進計画」がつけられていました。それまでに経験した昭和 30 年代以降～40 年代を通じてすすんだ市内各所での大規模開発、「御谷騒動」に象徴される、みどり、景観、風致の保全を願う市民の願いと熱意が、こうした行政計画の策定を重要課題として押し上げていたことにも示されます。

その後も開発圧力はいつそう強まるなか、当時の市長が市議会において常盤山、広町、台峯の三大緑地についての基本方針「常盤山は保全、広町、台峯は都市的整備をする」を発表したことから「緑を守れ」の市民運動は一気に燃え上がり、その炎は鎌倉市と市議会を大きく包み込みました。開発か保全かで市議会が大きく揺れ動いていた丁度その頃、平成 6 年だったと思いますが、都市緑地保全法の改正で、「緑の基本計画」制度が創設されました。鎌倉市はいち早く策定に着手し、約 1 年間、集中的な取り組みが行なわれました。緑化審議会のメンバーであった私は、「緑の基本計画」策定委員会の進行状況に合わせて報告を受け、意見を述べる機会がありました。そこではホットな課題であった三大緑地の評価、保全手法等について、諸先生方とともに委員の一人として熱く白熱した議論を交わしたことを思い出します。

そして、まとめられたのが平成 8 年 4 月刊行の「鎌倉市緑の基本計画」です。行政の基本方針が「広町、台峯は都市的整備をはかる」つまり「開発する」という方針のもとで、両緑地とも「保全評価-I」とし、特性に合わせた形で「保全をはかる」と法定計画で決定したことは画期的な意味を持つものでした。一方、これと並行して、市民の間で取組まれたのが「条例によって貴重な緑地を保全しよう」という運動でした。人口をはるかに超える 22 万人の署名が市議会をとり囲みました。

こうした背景のもと制定されたのが「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」です。すでに策定した「緑の基本計画」を条例に位置付けるとともに、緑の保全、創造など緑政事業全般の進行管理、重要事項の調査審議のため、これまでの緑化審議会に代え、緑政審議会を新たに設置することとしました。それだけに、他市にはない独特な自然地形を生かした歴代都市としての風致、景観の保全、活用の課題を担う緑政審の役割は、とても大きなものがあつたと思います。最大の懸案だった三大緑地は、いずれも保全がはかられ、特に広町は市民の憩いの場として親しまれ、台峯も公開できる日が近づいています。当時の熱い議論が昨日のように頭にうかびます。

しかし最近、議会の一部から計画的にすすめている緑地取得の予算計上に反対の声が聞かれるのが気になります。「緑と〇〇とどっちが大事か」式の二者択一の議論です。そこからは豊かなまちづくりの展望はひらけません。鎌倉市の都市環境を支えているのが“鎌倉の緑”であり、しかもそれは、市民と行政、議会の共同の努力で保全された歴史をしっかりと学んでほしいと思います。最後に、御一緒させていただいた委員各位の皆さんからたくさんのお話を教えていただきました。ありがとうございました。

伊東 正博（元緑政審議会委員・議会選出）

ユネスコ世界文化遺産への登録を目指して、鎌倉の山稜部に残された切通・切岸を中心とする防衛遺構の発掘調査が実施された頃だと思えます。緑政審議会においてもその調査の報告があり、極楽寺坂地区の仏法寺跡か五合榭・一升榭の調査後の状況を上空から撮ったカラー写真がスクリーンに映し出されました。その瞬間、会議室に緊張が走ったのを今でも思い出します。

市街地の周囲に広がる樹林地が緑のジュウタンのように見えるのですが、その一部がナイフで剥ぎ取られた無惨な姿になっていました。「緑の保全と創造」が与えられたミッションの審議会委員の中に、動揺する者がいてもおかしくありません。

しかし鎌倉の緑保全の歴史は古都保存法の制定から始まりました。古都保存法は古都における歴史的風土を宅地開発の波から守ろうとするもので、歴史的風土とは歴史上大切な建造物や遺跡が周囲の自然環境と一体となって伝統や文化を形成している土地の状況とあります。従って、遺跡が先にあって「緑」は構成要素のひとつです。遺跡調査が優先されるのもやむを得ないことでしょう。

現在は樹林地となっている鎌倉の山稜部も、中世には多くの防禦施設、やぐらなどが存在し、土地利用が図られていました。調査のために樹木が伐採されるだけでなく、遺構の整備・復元等が計画されると、緑保全施策との調整が必要になると予想されます。

人の手が届かず、樹勢の衰えた緑地の現状が問題となっている鎌倉では、「緑地の保全と創造」は開発から守る段階から、土地利用を考えながら「緑」のあるべき姿を求めていく時代に入っているとと言えます。

仙田 みどり（元緑政審議会委員・議会選出）

私が緑政審議会に席を置いていたのは、保全の優先順位をつけるべく「緑の基本計画」を策定し、緑地の位置づけをした時期でした。保全すべき緑地のトップと位置づけられる広町・台峯の保全の根拠となる計画でもありました。すでに開発計画のある広町でしたが、故竹内市長は強気の姿勢で、開発業者に無茶なことを言うては議会を紛糾させました。議会在深夜に及ぶことも度々で、なかなか家に帰れず我が家も紛糾しましたけれど、保全がかない苦勞の甲斐がありました。

広町・台峯が市民の憩いの場としても活用されつつあるのは嬉しい限りです。次世代の人たちにとって価値のある自然を残す過程に、少しでも関わったことを誇りに思います。

森川 千鶴（元緑政審議会委員・議会選出）

緑の基本計画策定から 20 年を迎えたことをお喜び申し上げます。

広町・台峯・常盤山という三大緑地をはじめ、鎌倉の豊かな緑を保全できたことは、市民や行政職員・議会・学識者のたゆまぬ努力の成果と考えます。

七里ガ浜に住む私にとって、広町は子どもたちの遊び場であり、日々の癒しの森でもあります。それらの保全に、議会選出の緑政審議会委員として、植生や生態系・保全の在り方について専門家の意見を伺いながら議論し、緑の基本計画策定の一端を担えたことは大変貴重な機会でした。そして、多額の公金を投入し緑地の買い上げを行うことに努力された関係者各位、また、そのことに理解を示した市民を誇りに思います。鎌倉を彩る貴重な緑を、今後とも次世代に引き継いでいきましょう。

三輪 裕美子（元緑政審議会委員・議会選出）

わが子と広町を探検し、夫婦池の近くに住んで 20 数年。田んぼや畑が残っている鎌倉は魅力的だが、一方で開発の圧力もかかる。鎌倉山から常盤山が削られていくのを見て「お山が泣いている」と幼い娘が言った。緑を残すのは大人の責任と強く感じて、議員になった。

三大緑地の保全が決まったが、身近な緑を守らなければ鎌倉の魅力は半減する。斜面地マンション規制条例制定、小規模連鎖開発の規制強化などを訴え、実現した。

これらが、鎌倉の乱開発の歯止めとなっているのは嬉しい。緑政審議会では、夫婦池公園と、魯山人の登り窯（中央公園）を見学に行ったことが印象に残っている。また、『緑の基本計画』の見直しの際に、市民とともに意見を付したことも思い出の一つだ。

太田 治代（元緑政審議会委員・議会選出）

私が緑政審議会委員としてかかわった時は、常盤山は残念な結果ながら、すでに鎌倉では三大緑地の保全が決まり、北鎌倉の中規模開発に関する問題はあったものの、大きな開発の危機は去っていました。残された鎌倉の緑を、三浦半島の連綿とつながる一団の緑として考え保全していくという大きな視点で緑を見ることが求められ、景観や樹木の保全・管理・創造ということに重点が置かれてきました。日本固有の動植物が外来種に駆逐されるという新たな危機が迫っていることへの対策も、丁寧な調査や手間のかかる除去作業が求められました。鎌倉の誇りである「緑の基本条例」の時代に即応した改訂をする中で、常にみどり課職員の熱意には感謝をしておりました。

渡邊 隆（元緑政審議会委員・議会選出）

目を移すと会派の部屋の窓に御成小学校から続く山の緑がいっぱいに広がっています。私の卒業した第一小学校では見られない光景でうらやましく思います。市議会議員に初挑戦させていただいた時から「みどりの保全」を政策として掲げてきました。鎌倉市、そして市民にとって「みどり」とは何なのか、もう一度考えてみたいと思います。

単に緑地が多いということでは、日本は温暖で多湿なので地方に行けば多くの木々を見ることができます。しかし、首都圏に位置する鎌倉市の市民が一様に緑を求めるのはどういうことでしょうか。鎌倉では同じように歴史・文化を大切にすることに重きが置かれています。

おそらく鎌倉の歴史・文化と緑、自然環境は一体のものなのではないでしょうか。

例えば先人が命懸けで守った鶴岡八幡宮の背景となる山々。八幡宮があるだけではこれだけの信仰は集められないでしょう。これは鎌倉にあるすべての寺社も同様でしょう。緑というより、自然と人間が作った文化が融合、合一することでその意味を持つのではと考えます。その点で鎌倉市が自然の象徴である緑を保全することは市民だけではなく、観光客の方々にも果たさねばならない役割であると思います。

一期目に緑政審議会委員として、先生方、市民、行政の方々に多くを学ばせていただきました。最近では三大緑地の買い取りについて他に予算をまわすべきだという議論もあるようですが、長い目で見れば緑地を保全したことは日本人として市民の、そして国民の精神的な大きな財産となるでしょう。今後も鎌倉市の豊かな自然環境と文化を守っていききたいと決意を新たにしています。

前川 綾子（元緑政審議会委員・議会選出）

鎌倉で生まれ、鎌倉で育った私は、常に鎌倉の緑と暮らしてきました。緑は当たり前にあるものだという環境に過ごしてきましたが、その緑の成長は、今では、崖崩れ等の災害を引き起こし、陽射しを妨げる要因となってしまっていることは、とても残念です。

私が子どもの頃に各谷戸の崖に植えられた小さな杉達は、大きく成長してしまい、杉花粉アレルギーの原因になり、また適宜な伐採が行われなかったために、細く高く伸びてしまっています。杉だけではありません。鎌倉を囲む山々の木々の手入れがされなくなったことで、荒れた山となってしまっており、崖崩れ防止のために、崖対策工事が市内各所に施されていることも、緑を楽しみ、大切にしようとする考え方とは、逆の方向にあるように思えてなりません

今から20年程前のことですが、常に散歩する道沿いの枝払いがされたことで、散歩の楽しみが無くなった、と市にクレームが届けられたという話を聞いたことをいつも思い出します。眺める緑と共に暮らす緑は全く違い、緑を維持するためには、緑を触らないことのような極端な考え方がまん延してしまった時代が、緑を逆に放置する結果となったのではないかと考えています。もちろん、木々を燃料等に必要とする生活が無くなったことも原因とも考えられます。行政と市民で、早急に鎌倉の緑に対する意識改革が必要です。

嘗て、古都法は悪法と言った方があります。乱暴な言い方に感じますが、実際、そう感じさせてしまう程、緑との共存に苦勞してしまう時代にあることは事実です。

緑政審議会でもこのようなことを常にお話ししてきたような気がします。私にとって緑は大切ですが、ただ大切だと言っている場合でないことも、緑政審議会の委員となって考えさせられたことでした。

2 市民委員

齋藤 マリ（元緑政審議会委員・市民）

委員の経験は人生の得難い思い出である。毎回配られる会議資料が膨大で、担当者の大変さを痛感、簡素化の必要性を感じた。

私は、街中の緑の保全の最後の砦である生垣を作るための壁面後退の確保と屋上緑化の推進や、天園などに見られるオーバーユースを食い止める必要性などについて発言した。

仙台への視察旅行の折、青葉城の堀に舞い降りた川蝉の美しかったこと。その折、旅費は自費だと申し出て、保険の関係で無理と言われ、旅費相当額を緑基金に寄付したことなどが懐かしく思い出される。

当時、別に世話役を務めた街づくり協議会が定めたとおり、新設される石塀が減り生垣が増えたが、鎌倉の街も益々緑豊かで安全な街へなっていくことを切に願って止まない。

池 英夫（元緑政審議会委員・市民）

鎌倉市緑政審議会には、緑の基本計画の改訂時期に当たった為、平成 20 年からの 2 期 4 年間、市民委員として参加させて頂きました。

特に印象深かったのは、一般開放される前の扇湖山荘に視察として参加した事でした。

扇湖山荘のように大きな屋敷はそこを取り巻く緑地も広大で、特に当所は広町緑地から続く緑の回廊の極めて重要な地点であり、市により保存されたのは大変意義深い事と感じております。

市内には三大緑地等複数の特別緑地保全地区がありますが、保全後の管理方法や外来種の侵入及び人為的な移入種の拡大等、今後懸念される問題は尽きません。

緑政審議会にはこれからも鎌倉の緑を守る砦として頑張りたいと思います。

石田 美智子（元緑政審議会委員・市民）

春、鎌倉には多くの桜の名所がある。しかし、大船観音の前の桜はもう記憶の中だけ。2006 年、開発に係る報告がなされ、工事開始。

その後道路取付部分の市有地が判明、県から開発許可が取り消されて、結局マンションは建たなかったものの、景観は元に戻ることはない。広町、台峯の自然公園計画が着々と進行する緑政審議会の二年間で、今も残念に思う記憶である。

三十年前、目黒から鎌倉に移り、当時 78 才の母の咳がぴたりと止んだ。自然に生かされている生物である自覚から、自然保護の運動に参加するようになった。地球保全のため、循環型社会の構築を目指し、現在は生ゴミのバイオ化実現と努力中である。

大河内 重富（元緑政審議会委員・市民）

自然のままに・・・今思えば緑政審議会の委嘱を受け会議に出席しても話の内容が大きすぎて応募したことに悔いを残したものでした。応募の動機も、鎌倉市内全域の緑政よりも私たちの住む周辺の緑、特に梶原山を開発して開発業者が残していった手付かずの緑地が、ゴミの不法投棄で悩んでいる現状を見かねての応募でした。その後、資料を見ながら自分なりに考え、各種講習会に参加して何をどうすれば良いのか研鑽しながら探ってきました。そして気づけば、辿り着いた結論が幼い頃の体験を生かした原点回帰でした。原点回帰などと大げさなことを言うと恥ずかしいが何のことは無い、ケガをしたら絆創を貼るが如く自分がちょっと動いて、ゴミが捨てられたら拾って片付け、捨てられる前にチョッと動いて周りの環境を少しだけ綺麗にすれば良いことでした。以来、町内会活動に軸足を置き、周辺の緑地や公園・街路樹など、少しずつではありますが根気強く、原点回帰を実践し、少しずつ綺麗になっていると思えるようになって来たこの頃です。

佐藤 二郎（元緑政審議会委員・市民）

私は出生地小田原より鎌倉へ転居して 55 年過ぎた今日人口、生活環境の悪化は著しく又鎌倉市緑の基本計画の確定した 1996（平成 8）年頃は鎌倉風致保存会、鎌倉市緑のレンジャーOBとしてみどりの保全に関与していました。全国初の基本計画案として評価され、誇りに思い、市職員の手助けと考え実績が認められれば市の計画へ算入されると考え協力していました。鎌倉市の土地は整備するに際し、市みどり課等と密な打合せをしながら施行する特殊な土地柄です。市民の人達の協力を期待しながらする事業ですから打算的な考えはよくありません。特に最近では総論賛成で実行は反対との意向が影で強いようですので、担当者の苦勞が解ります。他の都市では考えられませんが鎌倉は「カマド」の口火で考え大きく東は箱根の山々、北は丹沢山麓、西は関東平野の一員、南は太平洋即ち相模湾と考え、緑計画結果を公表し、結果の出来なかったことの原因を公表して次に期待するようにしたらと考えます。

とにかく鎌倉全体を考えるような市民になって欲しいです。鎌倉は「カマド」の口火でこわれやすいです。

久保 順三（元緑政審議会委員・市民）

緑政審議会のあゆみを振りかえると、鎌倉市の緑の行政は先人の貴重なレガシーを受け継ぎ、優れた専門委員の下、実務に携わって来た市の職員の長期にわたる努力が結実して、他の自治体に誇りうる業績を積み上げてきたことが判ります。ところが近時、緑行政の実情を知らない一部の方から、「鎌倉の緑の問題は終わった。これ以上緑に金を使うな」という声があると聞き及んでおります。しかし鎌倉市の伝統ある緑政予算は、時代の空気に左右されず、デフレ経済の圧力の下で財政の余裕が狭まっても、一時でも緑化行政を後退させてはなりません。現在も焦眉の急を要する案件が山積しています。前例もあることですから、必要に応じ、再び緑債を発行する事も考慮して頂きたいと思えます。

柴田 好敏（元緑政審議会委員・市民）

我国も人口減社会に突入したようです。空き家率は三割を越えると予測されていますから、街じゅうが空き家だらけになってしまいます。

道路や橋、上下水道等のインフラやライフラインはすでに更新期を迎えています、利用効率が低いので更新事業もままならないようです。

鎌倉は尾根や谷戸の先端まで、細長く住宅化していますので、問題は深刻なはずですが、

この状況を打破し、健全な都市サービスを可能にするために、コンパクトシティ化が全国で進められていますが、鎌倉市はどのような対処を考えているのでしょうか？

コンパクト化したときに非可住地が生じますが、私はこれをどう位置づけ街に組み込むかが成否の鍵の一つと考えます。

北山 武征（元緑政審議会委員・市民）

平成 26 年から市民委員として、2 年間という短い期間でしたが、鎌倉市のみどりの取組について貴重な経験をさせていただきました。

この鎌倉という古都がみどりに包まれて風格を持っているのも強力な行為規制によるもので、その実施に当たって市が大変な苦勞をしていることを実感しました。このみどりを末永く保存していくためには、行政の力だけでは限界があります。市民の力をそして国家的財産でもあり国民の理解と協力をもっと得る必要があるでしょう。財源についても、税金だけでは限界があります。鎌倉には毎年 2 千万人を超える方が来ています。この方の多くは歴史的風土を享受していますし、観光客で経営している方も多いでしょう。こういった受益者からの財源も検討しては如何でしょう。地域のみどりについては、住民自らの手で行えるよう、リーダーの養成も市の重要な役割だと思います。

やるべき事はまだまだ沢山あります。市民憲章にもあるように、自然を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えるよう、市民とともに誇りを持って取り組んでください。

煙原 郁子（元緑政審議会委員・市民）

緑地の保全が気になり応募しました。無名の緑地が手入れにより価値が付加されればと考えたのですが、今思えば市は拡充を考えていたのでしょう。「保全」違いでした。会の中では、例えば生物に対してはそっとしておくことも大事と知ったり、また、広町緑地の開園式では当地栽培米のお餅や当緑地の歌を聞かせていただいたりしました。

緑地の良し悪しは社会を反映すると考えます。よく手入れされた家々の庭などが鎌倉の美に貢献しているように、ただの緑地が有効に保全され、「クール鎌倉・緑の美」(?) が社会環境に貢献していくことを期待しています。

ところで市民委員で……。色々お世話になりました。そして有難うございました。

野口 景子（緑政審議会委員・市民）

古都保存法 50 年、緑政審議会 20 年前後のタイミングで市民委員の末席に加えていただいた者としては、その歴史と成果について資料などから改めて知ることができたのは意義深いことでした。

一方で鎌倉の緑と住民意識の現在はというと、例えば昨年発表のシティブランド調査(日経 BP 総合研究所)で鎌倉市は都市住民が住んでみたい自治体の 4 位。選ばれた理由としては「街並みや景観が美しいこと」「自然環境が豊かなこと」の 1、2 位が特に多く、「閑静な住環境がある」「公園や緑が多いこと」などの回答から緑政の成果が鎌倉市民に限らず一般市民にも浸透している表れがみられました。

今後はこの環境の保全を続けていくために、緑政に携わる皆さまが異口同音に語られる「これからは維持管理がたいせつ」という共通認識の一般市民へのさらなる発信が必要ではないでしょうか。そして個人レベルでの意識にとどまらず新たな市民運動の高まりがあるとよいのにと期待し、それに微力でも関われたらと願っています。

植木 陽子（緑政審議会委員・市民）

鎌倉に住んで数十年。子供の頃は目の前に雑木林があるのが当たり前でした。

しかし、自分の住む地域が開発されて出来た地域だと知り、そして、残っている目の前の林の様子が変わっていく事に対して次第に疑問を持つようになりました。

そんな中、市がどのように鎌倉の自然を守っていくのかという事に興味を覚え、「鎌倉市緑の基本計画」や緑政審議会市民委員の応募を知り、これからの鎌倉の自然のありように何か貢献できれば、という思いで応募しました。

貴重な機会を頂き、鎌倉の緑を守るための大切な活動に関わらせて頂いたことを誇りに思い、鎌倉で育つ子供たちのためにも、より良い状態で未来へと緑を残していけるよう、任期を務めたと 생각합니다。

山本 俊文（緑政審議会委員・市民）

市民委員を拝命して 1 年になりますが、鎌倉市では先人の諸活動により緑地の保全、都市公園の整備等で大きな成果を挙げてきたことを再認識させられました。本書で鎌倉市での取り組みをより多くの方々に知って頂き、それぞれの活動に活かされることを期待します。

これからの鎌倉市の緑政においては、景観や環境はもちろん、防災、健康福祉などさまざまな都市施策との連携で捉え、市民活動をはじめさまざまな組織との連携による「都市経営」の視点が重要になってくると考えます。この視点から市民委員として、今後次のことに重点をおいて活動したいと思っています。

- ① 市街地でのみどりの創造
- ② みどりの市民生活への活用
- ③ 緑政の財政基盤の構築

3 学識委員

奥水 肇（鎌倉市緑政審議会会長・明治大学農学部前教授）

三大緑地の保全方策をめぐって市長が何度も民意を問う。お隣の逗子市で繰り広げられた池子弾薬庫の緑地保全問題のことが頭をよぎりました。緑政審を立ち上げるのでそのメンバーに加わってほしいと依頼されたばかりの頃です。これはしばらく大変なことになるかもしれないと覚悟を決めました。意見をかみ合わせなければ方向性も見いだせないし結論を共有することもできないだろうと、委員同士が互いに向き合い意見をぶつけ合うことを目指し、進行役に徹するよりは一人の委員として疑問を出し自分の意見も言うようにしました。こうしたやり方を許して頂いたのも、最高の知見をもった学識委員、本物の施策を展開したいと願う議会委員、鎌倉をこよなく愛する市民委員がそろっていたからだと思います。長時間の議論に対応した事務局の丁寧な支えもありました。

タイミングの良い幸運にも恵まれました。広町の着地点を探っていた時、都市林という概念が国の都市公園の制度の中で提案されたことです。しかし都市林という言葉は、以前から一部の緑の研究者の間では使われていましたが、面積が 300ha もある国営武蔵丘陵森林公園のような大規模で広域利用のものを指していたように思います。ですからこの国営公園とは別の種別として、都市林を営造物としての都市公園に入れると言われても当初は戸惑いがあったのも事実です。市民の方々からすればなおさら、都市林て何？ あっ公園なんですか、ブランコや滑り台と砂場があるような人工的な公園はいりません、広町はもっと自然なものですと大反対されたのは当然でした。全面保全ということで合意されていた、広町では草木一本たりとも手を付けない、まして階段を付けたら広場を設けたりと土地をさわることはありえないというイメージで固まっていたからでした。

緑地として担保するには土地を買うことが最終手段でありもっとも強力です。それを市民の共有する社会資本とするには、その緑地の価値が多くの人々に享受されるものでなければなりません。守られた緑の利用の仕方の一つに新しい都市林という概念を当てはめようというこの理解が広がるのに、少し時間がかかりました。緑地の“全面保全”とは土地は買い取るが、凍結的な保護ではなく、市民と緑の共生を持続的に図ることを目指しそれを具体化することですと粘り強く市民に説明した市当局の努力に敬意を表したいと思います。

鎌倉の緑地保全が、開発反対署名活動だけで実現したのではなく、動植物の保護、遊歩道の安全確保や清掃などを進めてきた市民による長年の地道な活動が支えてきたということが広く知られるようになると、全国各地で起こっていた都市近郊の里地里山の保全活動に波及し、市民自らが協力参加して健全な緑地を保全しようという当事者意識の高まりへつながりました。こうした動向が広がったことにより、国は市民緑地という制度を立ち上げ、小さな規模の緑に対しても保全活用への市民参画が行われているものについて、さまざまな優遇措置や支援を展開するようになりました。これも緑先進都市鎌倉の市民力の賜物と言えます。緑政審に参加したすべての委員の方々の努力がそこに結びついたと思っています。

今後は、緑のないところ少ないところに緑を回復し、増やす努力と手法を展開するための知恵を出したいと思っています。緑政審の役割と活動はまだまだ続きます。

越澤 明（緑政審議会会長職務代理・北海道大学名誉教授）

鎌倉市の緑との関わりは、四半世紀になる。国の審議会は旧総理府の歴史的風土審議会、さらに社会資本整備審議会の歴史的風土部会長（旧歴風審会長に相当）や都市計画部会公園緑地小委員長を仰せつかり、都市公園の種別に都市林創設、緑の基本計画の制度創設、景観法や歴史まちづくり法制定など、鎌倉市の都市政策・みどり政策に関係が深い事柄に関わってきた。国の審議会の思い出については、『古都保存法施行 50 周年記念誌』（2016 年 12 月発行、16 ページ）でインタビューを掲載させて頂いた。

国の審議会は私の発案で鎌倉山の扇湖山荘で開催した回もある。鎌倉の古都区域拡大は段葛と名越切通などに対して実施された。段葛への拡大の意図は古都鎌倉の都市構造の明確化である。鎌倉市では段葛から遠景の保全緑地が見えるよう商業地の建物の高さ制限を行ってきた。切通と七口は古都鎌倉の都市構造の重要な要素である。

私の学識者としての意図は、和賀江島への指定、横浜市内の朝比奈切通、金沢文庫、称名寺に対して古都区域を拡大すべきと思っていたが、これは実現していない。

鎌倉の世界文化遺産が実現しなかった原因について私の意見は、鎌倉という都市の意義と都市構造の説明が出来ていなかった。つまり、武家政権が港という経済基盤を持ち、世界史的にも早い時期にライブラリーを持ち、京都五山の元である武家の禅宗文化を育て、日本人の精神文化の元である武士道の揺籃の地であり、武家政権が元寇を打ち破り、モンゴル帝国の東方と欧州への膨張が止まったという世界史的な視点の認識に立ち、中世都市鎌倉が持つ世界史的な意義を説明することが出来ていなかったからである。

鎌倉市緑政審議会の活動で一番の思い出は、懸案の広町緑地の方向性を部会長として取りまとめたことである（本冊子の 22 ページを参照）。「鎌倉市緑の基本計画」の当初策定の際、三大緑地に対して“施策検討地区”という造語を発案し、文字通り正直に、施策を検討する地区として位置づけた。

当時の竹内市長は、「緑の基本計画」で、民有地の緑に対する自治体の政策判断（公有地化、民有のまま支援、開発容認などの判別）が判明することに対して、抵抗感を示されたが、最終的には決裁して頂いた。この結果、鎌倉市の緑の基本計画は、自治体の緑政策を曖昧にせず明確に記した点で特色があり、全国の先進事例であるとして高く評価された（本冊子の 13 ページを参照）。

鎌倉市緑政審議会における「緑の基本計画」策定・改定プロセスを通して、世論、市議会、行政当局、民間開発事業者との間で、長年の懸案であった三大緑地の取り扱いに関する合意形成が徐々に形成、醸成された。その結果、鎌倉市及び鎌倉市議会の政策判断として、三大緑地の保全策が意思決定され、その結果として、民間事業者の譲歩・理解、国や県からの支援策を導き出したことは、客観的な事実である。鎌倉市緑政審議会における真剣な議論、緑の基本計画という法制度が貢献したことも事実である。

石川 幹子（緑政審議会委員・中央大学教授）

鎌倉市は、古都法の発祥の地であると共に、今日に連なる都市の緑を守る要となる「緑の基本計画」を全国に先駆けて策定してきた。第一次緑の基本計画は、1996年に策定され、環境保全、レクリエーション歴史、景観、歴史文化の視点から、鎌倉の緑の構造を明らかにし、実現に向けた施策のロードマップを示したものであった。しかしながら、当時、いわゆる三大緑地（広町、常盤山、台峰）の保全が、喫緊の課題となっており、生態系に関わる詳細な調査に基づく、緑地評価と計画への要望が多く市民から寄せられていた。

このため、市は、2001年から2003年にかけて、市民協働のもとに全市域の自然環境調査を行い、ビオトープ・マップを作成した。当時、ビオトープは、生物の生息地として、学校や公園、河川空間などで、保全・整備されていたが、緑の基本計画において、ビオトープをベースとする事例はなく、私たちは、ドイツの事例などを参考にしながら、試行錯誤でこの作業に従事した。

私は、学術研究者として、この調査に協力を行った。ビオトープ・マップの作成に先立ち、現存植生図と地形タイプ図を作成し、カラー空中写真を活用し、現地調査を行いながら、植生を同定していくという膨大な作業が行われた。これは、鎌倉市が狭小な谷戸に沿って発達した都市であり、植生のモザイクが細かく、しかも、この複雑性こそが、鎌倉の特質であったからである。

結果的にビオトープ・マップは、1/2,500 地形図の図面情報を組合せて作成することとなった。また、市域 22 箇所での生物相調査（植物、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物）をおこない、地域の生物調査活動者へのヒアリングも実施された。ビオトープ・タイプは、樹林系、草地系、自然草原系、水域系の4つの大分類に基づき、詳細な区分が行われた。また、鎌倉特有の切り通しや露頭を特徴付けかつ生態的に重要と考えられるものも、小分類として追加された。

この成果は、2003年に子供たちにもわかりやすい冊子として公表され、大きな反響をよんだ。このような地道な調査を踏まえて、2006年には、緑の基本計画の全面的改定が行われ、三大緑地の保全の道が切り開かれていった。

あらめて、2003年の「自然環境調査」の冊子を手にとると、表紙は子供たちの絵であるが、内容は、極めて学術的のレベルの高いものであり、しかも、重要な緑地の生態系の情報が、即地的に記述されている。図面の縮尺は、1/2,500であり、参考としたベルリンのビオトープ・マップは、1/5,000であることを考えると、遥かに緻密なビオトープ・マップであることがわかる。その後、生物多様性基本法が策定され、都市における生物多様性に配慮する計画が策定されるようになったが、鎌倉市の取り組みは、時代に先んじており、しかも、その緻密さ、保全施策との連動において、一時期を画するものであったと考える。

このように、鎌倉市の緑地保全は、戦前の風致地区制度の導入にはじまり、古都法、緑の基本計画、そして都市の生態系の保全と、時代の要請を踏まえて、フロンティアを切り開いてきたと考える。緑政審議会の一員として、この間の活動に参加することができ、また、多くの市民の皆様からご教示を賜りましたことに、この場をかりて、感謝申し上げます。

志村 直愛（緑政審議会委員・東北芸術工科大学教授）

鎌倉のまちは常に緑と共にある。私が生まれた産科医の窓辺には桜の古木があり毎年見事な花を咲かせ、五所神社通り沿いにあった祖父母の家の窓からは、いつもモクモクと豊かな緑の稜線が望めた。そんな鎌倉の緑保全の原点と言われる御谷騒動が起きたのは、私自身がこの地で生まれて2歳の時、東京オリンピックで盛り上がる首都圏の乱開発がその発端であった。つまり、世の中の発展、利便性、合理性追求の裏返しとして自然への侵蝕が常にあるのだ。

父親の転勤で九州から北海道まで各地に住んでみて、所帯を持って緑乏しい東京都心に暮らし、逆に緑だらけの東北山形に勤務してみると、ここ鎌倉の緑がいかにも特別なものであるかがはっきりとわかる。すなわち現在、都心 50km 圏内にもかかわらず、こうして目に見えて我々の生活を囲み、常に潤いや安堵を与えてくれている豊かな緑は、黙って放っておいてできたものではなく、図らずも五十数年前の決意や行動をきっかけに、もちろんそれより遙か以前の昔から、先人たちによってずっと伝えられ、守られ続けてきた実績であり、それがかけがえのない貴重な財産であることを、市民誰もが認識しておく必要がある。

鎌倉市におけるもう一つの審議会である鎌倉市景観審議会（旧称鎌倉市景観デザイン委員会）の草創期からの一委員として、特に都市景観の視点から緑政審に列席させていただいてきた。自身の専門とする歴史的建築を含めた景観の議論は、植生、風景としての緑の課題と等しく、政策として2つの難しさを持っている。一つは、それ自体が直接人命にかかわらないこと、もう一つは、ゆっくりと形成されていくもので即答えが出ないことである。市民の議論、あるいは関心の得やすさとして、前者はその訴求性が課題となり、後者はその持続性が課題となる。

前述の通り、鎌倉の緑は、都市林という言葉が示す通り、郊外都市の中で守られてきた特別な緑であることが象徴的だが、市民にとってはこれがすでに良くも悪くも当たり前の風景になってしまっているのもまた事実といえそうだ。その維持や管理の苦労や難しさをしっかりと理解し、行政や専門家任せにするのではなく、自分たち自身にも何ができるのかを共通認識として、誇るべき鎌倉の緑を市民一人一人がみんなで無理なく自然に育て上げていく一端を担うという意識を全市民に持ってもらうことが肝要であろう。

折しも鎌倉市では現在 15 年遅れで市民協働の仕組みづくりが再検討されている。少子高齢化、防災、観光対応など様々な都市経営の形があるが、とりわけ緑の施策は戦後の高度成長が産み落とした鎌倉らしい課題として、せつかくここまで守り育ててきた長きに渡るプロセスを大切に引き継いで、全市民で支え続ける大きなテーマとして共有していく新たなステージに入りつつあると考えられる。

人を育てる重責を負う生業に就く一員として、まずは鎌倉らしい自然や歴史に高い意識と誇りを持って一緒に育てていける次の世代を、春の新芽に象徴されるこの緑と共に、念入りに丁寧に育てていくことが今まさに求められよう。

飯村 武（元緑政審議会委員・元鎌倉市緑化推進専門委員 元麻布大学講師 農学博士）

昭和の中期、鎌倉の中枢に位置する御谷、その開発阻止運動は「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」を生み、トラスト運動の魁となった。比喩的に鎌倉は日本史の古戦場、御谷は緑史の「いざ鎌倉の地」。

縁あって私は平成 4 年 4 月からいざ鎌倉の地に立つことになりました。所属は「鎌倉市みどり課」、辞令は「緑化推進専門委員」、通称“みどりの先生”です。

特命は家庭花木類の健康診断。病害虫対策が主で、何うといきなり「農薬は何を？」です。「それは最後の手、まず生態を！」と、神仏の街にあやかり伝家の生態防除論の日々。

次なる特命は「みどりの学校」。生徒は人生大学の博士課程の皆さん、女性力が 3 分の 2。野外の実学が大人気で、草木の名前から始まるのですが、最後は自然林の階層構造、鎌倉の潜在自然植生は、と言ったレベルまでの猛勉強ぶりです。

時代を反映してか、緑の要請は類には類を呼んでの拡大路線。列記すると次のようです。

森林公園の維持ガイダンス、歴史的風土の地域活性化検討、緑化審議会関係、緑のレンジャーガイダンス、環境政策専門委員などで、最後の緑政審議会、これは以上の現場体験等の集約、その反映の場でもありました。

緑政審議会への諮問事項は 3 大緑地（広町、台峯、常盤山）問題、学術調査による緑地自然ランクの検討、これらをベースとした緑計画の改訂です。その議論のさなか広町は急転直下、保全への展開となったのです。地権者、市民、行政（窓口）がそれぞれに賢い知恵を尽くしての結晶です。私は思いかけずこの結晶を胸にし、“いざ鎌倉の地”の任を辞したのでした。市民の皆さん、職員の皆さん、大変お世話になりました。

梶山 正三（元緑政審議会委員・弁護士）

私の住む山梨県北杜市では、点在する空地が除草剤の散布や防草シートで覆われて雑草さえも根絶やしにされ、一方では里山の森林も伐採されて、はぎ取られた緑地の跡に無機質のソーラーパネルの群落が地面を覆っている。日本一日照時間が長い土地のゆえに、FIT（再生可能エネルギー固定価格買取制度）のもとで、あらゆる緑地が失われてゆく光景が日常化している。

凄まじい破壊を日々眼前にして、古都鎌倉の緑も大丈夫だろうか？と考える。FIT は人々の金銭欲をかき立て、それによって緑地を破壊しソーラーパネルで覆い尽くすために国が作ったシステムである。お陰で里山や市街地の緑さえも容赦なく破壊されている。地域の緑は、地域で守るしかないことを痛感する。古都鎌倉の緑を将来にわたって保全するには地域の強い結束が不可欠である。

藤原 良明（元緑政審議会委員・青山学院大学文学部教授）

日本中世史を専門としている私にとって、鎌倉は、比較的「身近」な存在であったはずである。かつて鎌倉をテーマにした原稿執筆に際し、あちこちを歩き回ったこと、某館所蔵の絵図の閲覧を申請し、見事に却下されたこと、いろいろな発掘現場を訪れ、勉強させていただいたこと（「猫山冒険少年少女団」とか名乗っていた）など、思い出はつきない。

そんな私が緑政審議会委員になり、現地見学などにも参加させていただいて驚いたことがある。それは、それまで歴史の観点からは全く行って見もしなかった多くのところをご案内いただいたことであり、それらの場所にも、歴史の根が息づいていたことに気づかされたことであった。そのときふと思い出したのが、「竹木を切り払う」という習俗である。

中世には「犯土」という語も存在した。これは土を掘ったり移動したりすることに対する禁忌で、その「とき」を誤ると、土中の神（土公＝つちぎみ）よりたたりをうける、とする陰陽道の説である。つまり、中世の人々が自然に対して人為的な改変を加えることに一種の禁忌をいっていたのである。そのことと、「竹木を切り払う」事は、実に矛盾するようにも見える。しかし、それらは矛盾するものではなく、およそ「はじまり」と「おわり」の関係にあたるものであった。というのも、「犯土」は、主に新しい家屋等々を造成するために行われたものであり、逆に「竹木を切り払う」ことは、すでに存在した住屋・城郭等々を破却する際に行われたものだったからである。

前者は比較的理解しやすいことであろう。鎌倉でも、新たな建物などを造成するときは、地業といって、必ず新しい土を盛ることが行われていた。それが繰り返されたために、相当地盤が高くなったことも発掘調査で判明している。まあ、今にも通じるころであろう。これに対して、なぜ、住屋・城郭などを破却する際に、「竹木を切り払う」ことが行われたのか、やや理解に苦しむところでもある。むしろ、自然の「竹木を切り払」い、新たに造成することを意味しているようにも受け取れるからである。これに対する理解としては、おおよそ次のようなことが指摘されている。

中世の住屋などにおいては、「後苑樹木、四壁竹、前栽茶園」を植えるべきだとされたように、その造営にあたっては、「竹木」などが、「四神具足」のために不可欠のものとされていた。例えば永福寺跡で、桜の植栽のあとが見つかったのも、そうした事例としてとらえることができる。城郭も同様であり、城外はともかく、土塁の内側には樹木を植え、そのことが城繁栄のシンボルとなっていたのである。それ故、「竹木を切り払う」ことは、つまり、人為的な構築物を破壊し、自然の状態に戻すことであった。もちろん、それほどのものが破却されたわけでもない。ということは、例えば都市鎌倉についてみれば、開発行為が行われており、それ故に豊かな緑に囲まれていた、ということになるだろう。

そういえば、鎌倉市の緑の保全の大きなきっかけも、おやつ騒動という、史跡保存のうねりであった。いわゆる「おやつ」は八幡宮の「二十五房跡」とされる重要な史跡であり、

昭和 39 年（1964 年）、この地に宅地造成の話が持ち上がり、これに反対する地元住民の運動は、鎌倉市民から文化人、やがて全国へと広まりました。後に「御谷騒動」と呼ばれます。そして、同年 12 月に（財）鎌倉風致保存会が設立（平成 23 年 4 月より公益財団法人）され、全国からの寄付と市からの援助金あわせて 1,500 万円で御谷 1.5ha を買取りました。昭和 41 年（1966 年）にはこの運動が契機となり、「古都保存法」が制定されました。こうしたことから御谷は「日本のナショナル・トラスト発祥の地」及び、「古都保存法発祥の地」といわれています。（「鎌倉風致保存会だより」HP より）

私はこの「騒動」の当事者でもないため、このような引用をさせていただいた。ただ、鎌倉市の緑の保全が、いずれにしても歴史そして史跡と密接にかかわっていたのである。

古都鎌倉は、それ故に、緑の都市たり得たのである。

岩田 晴夫（緑政審議会委員・鎌倉市緑化推進専門委員・元慶應義塾大学非常勤講師）

鎌倉市の緑政において、緑の基本計画策定とその後の施策展開は、御谷騒動以来の大きな転換点であったと思います。積極的に緑地を保全しようという動きが加速され、大規模な開発には急ブレーキが掛かり、三大緑地や近郊緑地保全地区等、主要な緑地の保全が担保されてきました。多くの関係者の協力を得て、鎌倉市独自の施策展開も図られ、広町緑地の都市林構想が実現し、近郊緑地保全地区の拡大と格上げ指定が為され、台峯緑地の整備実施も着手される等、この 20 年間の緑政実績は、鎌倉市民としても誇れると思います。

保全対象緑地 22 箇所を対象に実施された鎌倉市自然環境調査は、本格的な調査としては鎌倉市初の事業であり、鎌倉における自然環境調査の基本手法を確立し、主要な環境要素における動植物の生息環境を解析しました。また、個人レベルの主要な自然データや知見を収集し、公的なデータベースの整備も図りました。その成果は、緑地の保全事務を進める上で、重要な科学的根拠となり、保全が担保された緑地の維持管理計画にも反映されています。

この自然環境調査では、学術的に専門性のある技能を有する市民ボランティアの方々の協力も得て、鎌倉市自然環境調査協議会を設置しました。その後の近郊緑地保全地区格上・指定候補地の調査では、市の予算的裏付けが無かったため、この協議会のメンバーを主体とする市民ボランティアによる高度な自然環境調査結果が基となり、近郊緑地保全地区の拡大と格上げ指定が実現しました。全国的に見ても、前例の無い快挙と言えるでしょう。

これからの 20 年では、保全が担保された緑地の質の向上と維持管理が大きな課題となり、種の多様性や地域性の保全に配慮した施策展開が望まれます。

長年放置された緑地では、スギやヒノキの植林地が荒れていたり、竹林の侵入が目立ったりと、適正な維持管理作業が必要になっています。さらに、タイワンリスやアライグマ・ガビチョウ等の特定外来生物が定着してしまい、タヌキ・イタチ・ウグイス等の在来種が生息環境を追い出され、谷戸の生態系に擾乱が生じており、保全が担保された緑地の質が損なわれている例が目立ちます。

緑のレンジャーや緑の学校のOB達が、連携して維持管理活動を展開して下さっています。一方で、様々な市民ボランティアの維持管理活動にも、生物多様性への配慮を取り入れる仕組みが不可欠です。モニタリングと評価の手法を普及・整備して、緑地の緑の質の向上と維持管理を担保しておく必要があるでしょう。ボランティア作業には、作業者の視野が狭くなって過剰な作業に至ってしまったり、特定の価値観で偏った方向へ向いてしまうリスクも考えられますので、コーディネーターの育成が求められます。

常盤山で実施されている確保緑地の適正整備事業の試みが、生物多様性に配慮した樹林管理の鎌倉方式確立に役立つはずですが、鎌倉全体の多様な環境特性に応じて、在来種の保全を図りながら、ノウハウを蓄積していく必要があります。

入江 彰昭（緑政審議会委員・東京農業大学准教授）

私が緑政審議会委員を委嘱された平成 22 年は、鎌倉市の長年の関心事であった三大緑地の保全計画の最終段階にあり、今後は保全された緑地を市民の方々と共に、あるいはそれに関心を示す観光等のステークホルダーの皆さまと共にマネジメントをどう進めていくかが課題でありました。そうした中、緑政審議会委員の一人として平成 23 年度「鎌倉市緑の基本計画－グリーン・マネジメントの実践－」の構想に参画できたことは、大変勉強になりました。

興水肇会長をはじめ越澤明会長職務代理、石川幹子先生、志村直愛先生、岩田晴夫先生をはじめ委員の皆さま、事務局としてとりまとめてこられた鎌倉市役所の皆さまのこれまでのご尽力に敬意を表します。

多くの方がご周知のように、今日享受される鎌倉市の緑は、鎌倉市民自らの保全運動からはじまり 1964（昭和 39）年に誕生した公益財団法人鎌倉風致保存会の活動が大きな役割を果たしてきました。そして今、鎌倉市に限らず都市再生・地域再生は喫緊の課題であり、都市の中に残されてきた貴重な緑のストックの価値の顕在化が重要となっています。

なぜならグローバル化した知識基盤型の創造社会の中で地域限定のオリジナリティある都市再生・地域創成には、市民とともに育む緑のストックを核としたグリーン・マネジメントが重要であると思うからです。私も市民とともに歩む鎌倉のグリーン・マネジメントの実践に少しでも貢献できればと思います。

4 その他 関連

鈴木 登美子氏（緑の基本計画表紙等の挿絵のご協力）

平成 8 年の鎌倉市緑の基本計画当初策定から、表紙等の挿絵のご協力をいただきました。



平成 8 年
コナラ、クヌギ、マテバシイ、スダジイの実



平成 13 年
サルトリバラのリース



平成 18 年
市の木 ヤマザクラ



平成 23 年
タンポポとクローバー



平成 23 年
序章 オオイヌノフグリ

第 8 章 外部からの評価

緑の基本計画や緑化推進団体の取り組みは、外部からも高い評価をいただいております。客観的な評価は、次の取り組みに向けた大きな励みとなりました。

本章では、市や鎌倉風致保存会、鎌倉市公園協会が評価をいただいた主な表彰等についてご紹介します。

2 公益財団法人 鎌倉風致保存会

(1) 地方自治法施行 60 周年

平成 19 年 11 月 20 日、地方自治法施行 60 周年を記念し、総務大臣の表彰を受けました。



(2) 美し国づくり景観大賞特別賞受賞

平成 28 年 2 月 22 日、特定非営利法人 美し国づくり協会から美し国づくり景観大賞・特別賞（応募名：鎌倉の聖域「御谷（おやつ）」の景観を守る一日本のナショナル・トラスト発祥の地は今も市民活動で―）を受賞しました。



(3) 都市緑化及び都市公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者国土交通大臣表彰

平成 28 年 10 月 28 日、都市緑化及び都市公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者表彰において、国土交通大臣の表彰を受けました。



3 公益財団法人 鎌倉市公園協会

第 30 回都市公園コンクール 一般社団法人日本公園緑地協会会長賞受賞

平成 26 年 10 月 29 日、「ひろげよう、育てよう、みどりの都市」全国大会における平成 26 年度第 30 回都市公園コンクールにおいて、（一社）日本公園緑地協会 会長賞（管理運営部門、作品名「楽しいネーミングによる公園サポーターとの公園管理」）を受賞しました。



元国土交通省都市・地域整備局大臣官房審議官（一社）日本造園建設業協会 常任顧問 高梨 雅明

平成 6 年の都市緑地保全法改正（平成 16 年改正で都市緑地法に名称変更）で緑の基本計画制度が創設され、緑地保全地区（平成 16 年改正で特別緑地保全地区に名称変更）内の土地の買入れ主体に都道府県に加え市町村等を位置付ける等の改正が行われました。その特色は、地域の実情を熟知した基礎的自治体である市町村の権限を大幅に強化したことや緑の基本計画の策定に際し住民意見の反映措置や緑の基本計画の公表を義務付けた点にあります。

その制度設計に際しては、

- ・鎌倉市民から、緑の基本計画の前身である「緑のマスタープラン」（市が原案を作成し県が策定）に対する情報公開請求があり、開示後に市の取組みへの全面的な支持の意向が示されたこと
- ・古都保存行政では対応できない市域における 3 大緑地等の保全に関わる鎌倉市と法制度上緑地保全地区内の土地の買入れ主体である神奈川県との役割分担を巡る議論が膠着状態にあったこと

などの鎌倉市が直面していた状況が考慮・反映されたところです。

法改正を受け、鎌倉市においては、全国に先駆けて

- ・緑の基本計画の策定の義務付けや緑の保全及び創造に係る審議を行う緑政審議会の設置を市条例に位置付けたこと
- ・緑政審議会での濃密な審議を経て緑の基本計画の計画内容をより詳細化し市民・事業者等に対して計画の事前明示性を高めたこと

は、他都市に対し刺激を与え、緑の基本計画制度の全国的普及に大きな役割を果たしてきたといっても過言ではありません。

また、鎌倉市を取りまく行政課題の動向の変化等を踏まえ、

- ・計画の見直しを 5 年おきに実施し、当初策定以来 3 回にわたって改訂、その精度を高めてきたこと
- ・計画の実現のために法制度の活用、国の事業制度の導入や鎌倉市独自の施策を総合的・一体的に講じてきたこと

も全国的に見て画期的な取組であり、都市緑地行政のあり方を示すのめとして他の模範となっているところです。

鎌倉市民の方々が、古都保存行政発祥の地である鎌倉を誇りとして、人と自然・歴史文化との共生を志向する強い意志を抱き続けてきたことが、このような継続的な取組を支えてきたこととは言うに及びません。

これまでの関係各位の並々ならぬご尽力に心から敬意を表するとともに、今後のさらなる取組の進展により、市民の方々に、また鎌倉を訪れる人々にも愛される素晴らしい都市として発展されることを心から祈念する次第です。

第 9 章
緑と関係が深い市の施策

本章では、緑と関係が深い市の施策として、歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的とした取り組みについてご紹介します。

1 歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的とした取り組み

(1) 景観重要建造物等と一体となった都市公園整備(緑の基本計画の方針)

- ・歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的に建築物と庭園を一体化し都市公園として整備するものです。
- ・公園施設の上限(建ぺい率2%)に、20%の上乗せ特例が認められます。
- ・対象となる建築物は、国宝・重要文化財指定建築物、登録有形文化財登録建築物、景観重要建造物等です。
- ・景観重要建造物の指定、登録有形文化財の登録等の状況に応じて、旧華頂宮邸、扇湖山荘を都市公園としての整備に向けて推進します。

(2) 平成 27 年度までの主な取り組みと実績(市による取り組み)

【(仮称)華頂宮公園】

- ・平成 18 年 10 月 27 日、旧華頂宮邸が、「日本の歴史公園 100 選」に選定されました。
- ・平成 24 年 3 月に旧華頂宮邸活用検討協議会から市長へ提出された『旧華頂宮邸の保全活用に向けて「提言」』を受け、平成 25 年 9 月から平成 28 年 3 月まで旧華頂宮邸暫定活用運営会議を設置し、保全活用の検討及び実験活用を実施しました。
- ・平成 27 年度、庭園を一般に公開(月・火曜日、年末年始を除く毎日)し、平成 27 年度は 8,543 人が来園しました。
- ・建物内部は、4 月・10 月の 2 回(各 2 日間)公開し、平成 27 年度は、2,726 人が来園しました。
- ・平成 27 年 5 月、実験活用「一日だけの邸宅写真館」を実施し、5 組 26 人が参加しました。
- ・平成 27 年 9 月、実験活用「チェンバロコンサート」を開催し、115 人が参加しました。
- ・平成 27 年 12 月、和館「無為庵」を特別公開し、398 人が来園しました。



■(仮称)華頂宮公園の庭園

【(仮称)扇湖山荘公園】

- ・平成 22 年 10 月、扇湖山荘及び建築物と一体となった庭園等の土地の寄附を受納しました。
- ・平成 23 年 6 月から平成 27 年 3 月まで、(仮称)扇湖山荘整備活用検討会を設置し、整備活用及び暫定利用の検討を行いました。
- ・庭園の維持管理について、鎌倉造園界から協力の申出があり、平成 24 年 1 月、市と鎌倉造園界で維持管理の協定を締結しました。
- ・平成 25 年度及び平成 28 年度に防災工事を行いました。
- ・平成 26 年度、鎌倉造園界から講師を招いて、松の剪定を行いました。
- ・平成 27 年度、4 月・11 月(各 2 日間)に、庭園を市民に公開し、延べ 2,055 人が来園しました。
- ・今後も継続的に扇湖山荘の公開及び利用を実施するために、平成 27 年 8 月に「扇湖山荘公開等運営会議」を設置しました。



■(仮称)扇湖山荘公園テラスから見える木々と海

【(仮称)明月荘公園】

- ・平成 20 年 9 月、明月荘及びその敷地の現状を踏まえた将来の保存・活用等について、関係する行政機関で、検討を行いました(平成 24 年度までに 7 回開催)。
- ・平成 25 年 4 月に、県と神奈川まちづかい塾が協働で明月荘の保全管理を行う「北鎌倉明月荘県民協働事業協定」が締結されました。
- ・平成 27 年 3 月、木造平屋の母屋と茶室 2 棟が火災により全焼し、今後、県は他の歴史的風土特別保存地区内の県有緑地と同様の保全を図ることとされています。

【旧川喜多邸別邸(旧和辻邸)】

- ・平成 22 年 4 月、鎌倉市川喜多映画記念館が開館しました。
- ・平成 22 年 9 月、旧川喜多邸別邸(旧和辻邸)を、景観重要建造物に指定しました。
- ・別の位置付けを持つ公共施設として整備・公開されたことをもって、平成 23 年 9 月、緑の基本計画改訂により、都市公園候補地から除外しました。

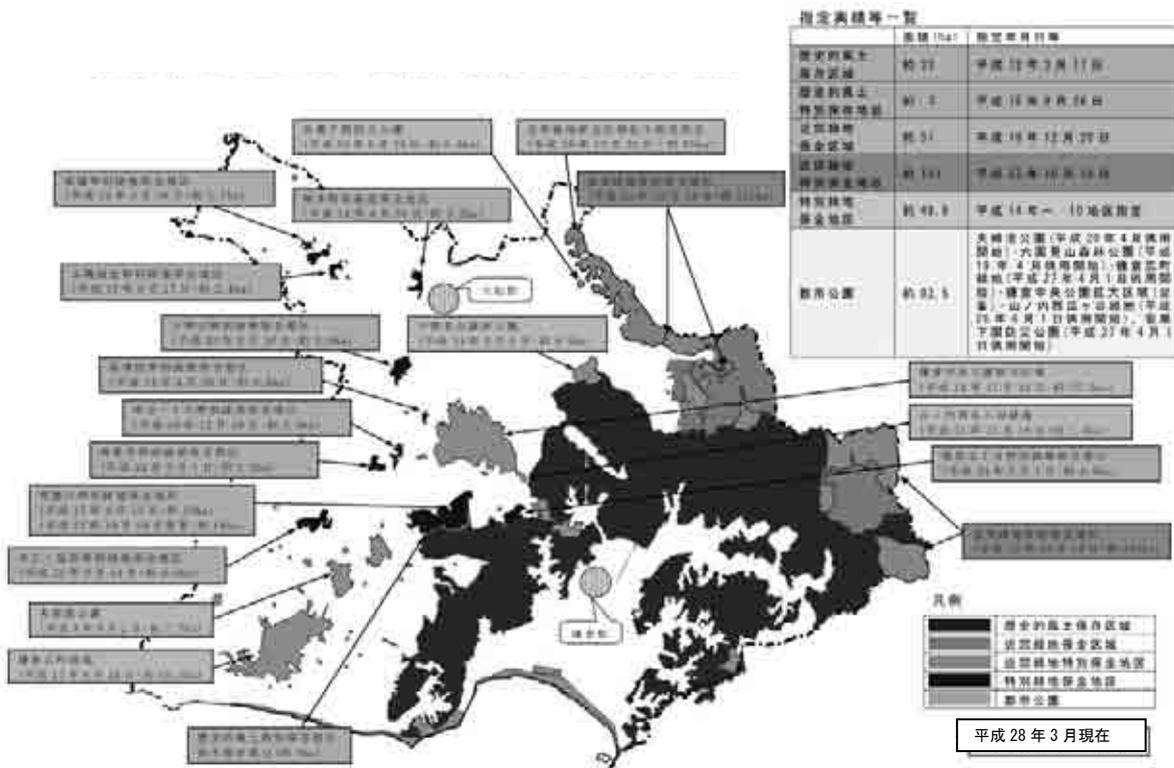


■旧川喜多邸別邸 (旧和辻邸)

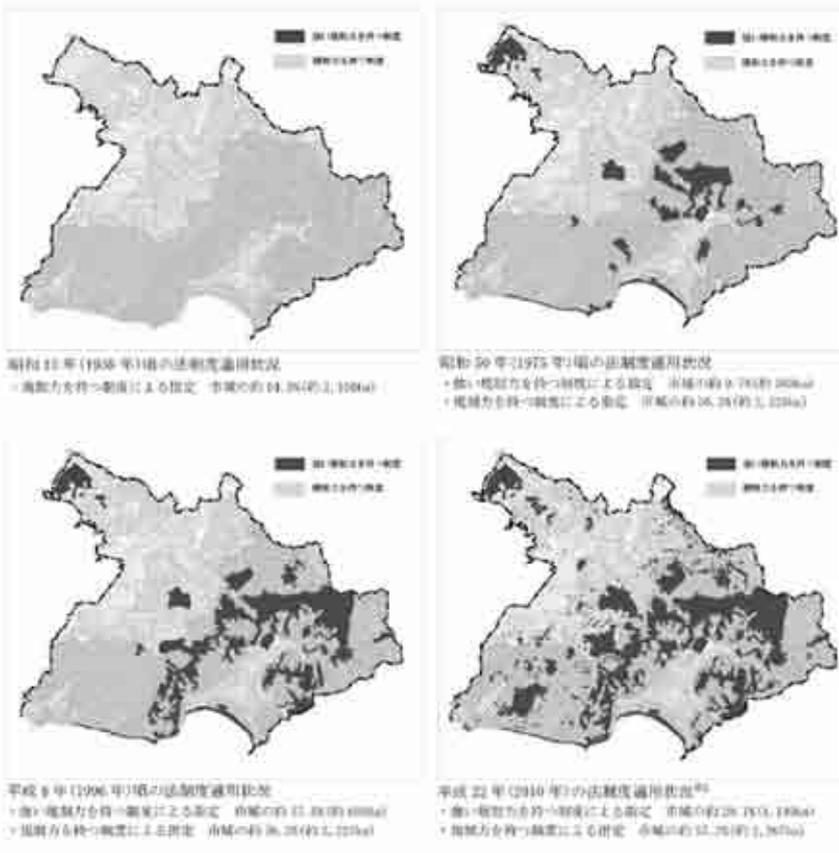
MEMO

関 連 資 料

■緑地指定等の実績図



■法制度適用の状況



資料 2

第 65 回鎌倉市緑政審議会

■鎌倉市緑政審議会の主な審議項目等

| 回 | 開催日 | 主な審議項目等 |
|--------|-------------------|--|
| 第 1 回 | 平成 10 年 1 月 23 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会の公開等の取り扱いについて ・ 審議事項及び審議方法について ・ 鎌倉市の緑に関する現状と課題について |
| 第 2 回 | 平成 10 年 5 月 15 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全推進地区の指定について(市長からの諮問事項) ・ 緑地の買入れ基準について(市長からの諮問事項) |
| 第 3 回 | 平成 10 年 7 月 31 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全推進地区の指定について ・ 緑地保全推進地区指定検討対象地所有者への意見聴取方法について ・ 緑地の買入れ基準、買入れ要望について ・ 広町、台峯について |
| 第 4 回 | 平成 10 年 10 月 9 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑政審議会部会中間報告について ・ 緑地保全推進地区指定検討対象地の作業状況について ・ 緑地の買入れ基準について ・ 平成 11 年度の緑地の買入れについて |
| 第 5 回 | 平成 11 年 1 月 20 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地の買入れ基準について ・ 緑地保全推進地区指定検討対象地の作業進捗状況について ・ 緑政審議会部会中間報告について ・ 市町村森林整備計画について |
| 第 6 回 | 平成 11 年 3 月 1 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑政審議会部会中間報告について ・ 緑地[(仮称)植木貞宗寺緑地]の買入れの報告について |
| 第 7 回 | 平成 11 年 5 月 7 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑政実績について ・ 緑政審議会部会の中間報告について ・ 広町に係る保全方策について(市長からの諮問事項) ・ 緑地保全地区の指定検討について |
| 第 8 回 | 平成 11 年 7 月 9 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 傍聴者の取り扱い、会議資料の公開について ・ 広町に係る保全方策について ・ 緑地保全推進地区の指定検討について |
| 第 9 回 | 平成 11 年 8 月 17 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広町に係る保全方策について ・ 緑地保全推進地区の指定検討について |
| 第 10 回 | 平成 11 年 10 月 22 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広町に係る保全方策について ・ 緑地保全推進地区の指定検討について ・ 平成 12 年度緑地の買入れについて |
| 第 11 回 | 平成 11 年 11 月 26 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広町に係る保全方策について ・ 緑地保全推進地区の指定検討について |
| 第 12 回 | 平成 12 年 1 月 21 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広町に係る保全方策について ・ 緑地保全推進地区の指定検討について |
| 第 13 回 | 平成 12 年 3 月 30 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広町に係る保全方策について ・ 緑地保全推進地区の指定検討について |
| 第 14 回 | 平成 12 年 5 月 26 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 11 年度緑政実績について ・ 広町の緑の保全に向けての保全方策について |
| 第 15 回 | 平成 12 年 7 月 31 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広町の緑の保全に向けての保全方策について ・ 緑の基本計画の見直しの方針について |
| 第 16 回 | 平成 12 年 10 月 13 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 13 年度緑地の買入れについて |
| 第 17 回 | 平成 13 年 1 月 19 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて |
| 第 18 回 | 平成 13 年 3 月 28 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて |
| 第 19 回 | 平成 13 年 6 月 1 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて ・ 平成 12 年度緑政実績について ・ 鎌倉市自然環境調査について ・ 緑地保全統合補助事業について |

資料 2

第 65 回鎌倉市緑政審議会

| 回 | 開催日 | 主な審議項目等 |
|--------|-------------------|--|
| 第 20 回 | 平成 13 年 10 月 5 日 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 14 年度緑地の買入について 緑地保全地区の指定について 鎌倉市自然環境調査について |
| 第 21 回 | 平成 14 年 1 月 18 日 | <ul style="list-style-type: none"> 緑地保全地区の指定について 緑政審議会委員について (仮)鎌倉市まちづくり基準条例大綱(案)について |
| 第 22 回 | 平成 14 年 5 月 24 日 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 13 年度緑政実績について 歴史的風土保存地区拡大後の取り組みについて 鎌倉市緑の基本計画見直しのその後の状況について 鎌倉市自然環境調査について 緑地保全地区の指定について (仮)鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例大綱(案)について |
| 第 23 回 | 平成 14 年 10 月 18 日 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年度緑地の買入れについて 緑地保全地区の指定について 鎌倉市自然環境調査について 広町・台峯のその後の状況について 常盤山のその後の状況について 歴史的風土保存地区拡大後の取り組みについて 世界遺産登録について 鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例について |
| 第 24 回 | 平成 15 年 3 月 24 日 | <ul style="list-style-type: none"> 緑地保全推進地区内行為の手続きについて 広町・台峯のその後の状況について 常盤山のその後の状況について 歴史的風土保存地区の指定について 緑地保全地区の指定について 鎌倉市自然環境調査について |
| 第 25 回 | 平成 15 年 5 月 30 日 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 14 年度緑政実績について 鎌倉市自然環境調査について 広町・常盤山のその後の状況について 首都圏における自然環境の総点検に関するワーキンググループについて |
| 第 26 回 | 平成 15 年 7 月 31 日 | <ul style="list-style-type: none"> 広町(都市林)の基本構想について 緑地保全地区の指定について 常盤山のその後の状況について 文化財の発掘調査について |
| 第 27 回 | 平成 15 年 10 月 10 日 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年度緑地の買入れについて 平成 15 年度「緑の都市賞」の入賞について 常盤山のその後の状況について 常盤山の歴史的風土保存地区の指定について 広町(都市林)の用地取得及び基本構想について |
| 第 28 回 | 平成 16 年 1 月 21 日 | <ul style="list-style-type: none"> 広町(都市林)の用地取得及び基本構想について 鎌倉広町緑地の都市計画決定の手続について 近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて 緑地の買入れについて 緑政審議会委員について |
| 第 29 回 | 平成 16 年 7 月 2 日 | <ul style="list-style-type: none"> 会長の選出及び会長職務代理者の指名について 近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて (仮称)鎌倉広町緑地の基本計画(案)について |

資料 2

第 65 回鎌倉市緑政審議会

| 回 | 開催日 | 主な審議項目等 |
|--------|-------------------|--|
| 第 30 回 | 平成 16 年 11 月 5 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)青蓮寺緑地保全推進地区について(市長からの諮問事項) ・(仮称)鎌倉広町緑地の基本計画について ・緑地の買入れについて ・(仮称)常盤山緑地保全地区の指定について ・岡本地区緑地保全推進地区内行為の協議について ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて |
| 第 31 回 | 平成 17 年 3 月 28 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・青蓮寺緑地保全推進地区について(市長への答申) ・文化財の発掘調査について ・台峯の保全について ・歴史的風土特別保存地区の拡大について ・近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて ・岩瀬地区の近郊緑地保全区域指定について ・(仮称)鎌倉広町緑地基本設計(素案)について ・緑地の買入れについて ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて ・景観法制定に伴う本市の対応について ・岡本地区緑地保全推進地区内行為の協議について |
| 第 32 回 | 平成 17 年 7 月 8 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度緑政実績について ・(仮称)鎌倉広町緑地基本設計について ・台峯の保全について ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて ・岡本緑地保全推進地区内行為について ・緑政審議会委員について |
| 第 33 回 | 平成 17 年 11 月 22 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・台峯の保全について ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて ・近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて |
| 第 34 回 | 平成 18 年 1 月 24 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の買入れについて ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて ・岡本緑地保全推進地区内行為について |
| 第 35 回 | 平成 18 年 3 月 30 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画(案)について ・緑地の買入れについて ・台峯の保全について ・岡本緑地保全推進地区内行為について |
| 第 36 回 | 平成 18 年 5 月 19 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画(案)について ・台峯の保全について |
| 第 37 回 | 平成 18 年 7 月 18 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度緑政実績について ・(仮称)山崎・台峯緑地基本構想について ・鎌倉市緑の基本計画について |
| 第 38 回 | 平成 18 年 11 月 20 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)山崎・台峯緑地基本計画(素案)について ・常盤山保全配慮地区の施策展開方針(案)について ・円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定について ・古都保存法施行 40 周年記念事業について ・「日本の歴史公園 100 選」(都市公園法施行 50 周年記念事業)選定結果について ・「美しい日本の歴史的風土 100 選」(古都保存法施行 40 周年記念事業)について |
| 第 39 回 | 平成 19 年 1 月 22 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定について ・(仮称)山崎・台峯緑地基本計画(案)について ・特別緑地保全地区の指定に向けた手続の状況について ・「みどりと友好のシンポ」と「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」について |

資料 2

第 65 回鎌倉市緑政審議会

| 回 | 開催日 | 主な審議項目等 |
|--------|-------------------|--|
| 第 40 回 | 平成 19 年 7 月 13 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画実現に向けた取り組みについて ・(仮称)山崎・台峯緑地基本計画の確定、都市計画決定の手続きの状況について ・寺分一丁目特別緑地保全地区の都市計画決定の手続きについて ・天神山特別緑地保全地区の指定に向けた保安林指定権者との協議の状況について ・円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定に伴う今泉北自然環境保全地域の指定解除について ・平成 18 年度に買入れた緑地について ・六国見山森林公園の供用開始について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選について ・国土交通省社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会、第 11 回歴史的風土部会の開催概要について ・多摩・三浦丘陵自治体広域連携会議の「取り組みの基本的方向性」について |
| 第 41 回 | 平成 19 年 10 月 23 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)山崎・台峯緑地基本設計(案)について ・市民緑地契約の締結の施策方針(案)について ・緑地保全に係る法制度適用に伴う緑地保全推進地区の変更等の考え方について ・グリーンバンク制度の変更の方針の考え方について |
| 第 42 回 | 平成 20 年 1 月 29 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・会長の選出、及び会長職務代理の指名 ・寺分一丁目特別緑地保全地区の指定について ・(仮称)山崎・台峯緑地基本設計の確定について ・緑地保全に係る法制度適用に伴う緑地保全推進地区制度の運用について ・美しい日本の歴史的風土・環境フォーラムの開催について ・景観地区・高度地区の指定について ・国土交通省社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会第 12 回歴史的風土部会で議決された、歴史的風土の保存・継承小委員会報告について |
| 第 43 回 | 平成 20 年 7 月 28 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度緑政実績「鎌倉市のみどり(緑の基本計画実現に向けた取り組み)」について ・近郊緑地特別保全地区の指定について ・手広・笹田特別緑地保全地区の指定について ・緑地の買入れについて <p>【現場視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)山崎・台峯緑地 ・特別緑地保全地区及び同候補地(寺分一丁目地区、等覚寺地区、手広・笹田地区、青蓮寺地区、手広地区) ・(仮称)夫婦池公園 |
| 第 44 回 | 平成 20 年 10 月 22 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・天神山特別緑地保全地区の指定(都市計画決定)について ・手広・笹田特別緑地保全地区の指定候補地について ・台保全配慮地区内の緑地保全施策検討の状況について |
| 第 45 回 | 平成 21 年 1 月 26 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・近郊緑地特別保全地区の指定について ・(仮称)山ノ内西瓜ヶ谷緑地の施策方針について ・緑地寄附受入体制整備の取り組みについて ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)の施行について ・市民との協働による緑地保全制度の検討について |

資料 2

第 65 回鎌倉市緑政審議会

| 回 | 開催日 | 主な審議項目等 |
|--------|-------------------|---|
| 第 46 回 | 平成 21 年 7 月 24 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度緑政実績について ・夫婦池公園の供用開始について ・梶原五丁目地区の緑地保全に係る施策方針案について ・確保緑地の適正整備事業について ・緑の基本計画の見直しに向けた取り組みについて ・緑地環境整備総合支援事業の活用について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選について ・多摩・三浦丘陵の緑と水をつなぐシンポジウムについて |
| 第 47 回 | 平成 21 年 11 月 18 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・手広・笛田特別緑地保全地区の指定について ・緑の基本計画の見直しに向けて市民から提出された意見について ・緑政上の課題解決と緑の基本計画の見直しの方向性について ・緑地保全推進地区内行為について ・緑地環境整備総合支援事業に関する資料配付について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選の事務手続について |
| 第 48 回 | 平成 22 年 1 月 26 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・山ノ内西瓜ヶ谷緑地の都市計画決定について ・市民緑地制度の運用について ・緑の基本計画の見直しについて |
| 第 49 回 | 平成 22 年 7 月 23 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度緑政実績について ・緑の基本計画の見直しについて ・近郊緑地特別保全地区の指定及び常盤山特別緑地保全地区の変更についての情報提供 ・COP10 への鎌倉市の参加について |
| 第 50 回 | 平成 23 年 1 月 28 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画の見直しについて ・緑地保全推進地区内行為の完了について ・岩瀬下関防災公園の整備について <p>【現場視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扇湖山荘 |
| 第 51 回 | 平成 23 年 5 月 23 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画(素案)について |
| 第 52 回 | 平成 23 年 7 月 22 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画(案)について ・平成 22 年度緑政実績について ・岩瀬下関防災公園の都市計画決定について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選について |
| 第 53 回 | 平成 23 年 11 月 21 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画の確定について ・鎌倉近郊緑地特別保全地区の指定について ・常盤山特別緑地保全地区の変更について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選に係る市民委員の募集状況について ・鎌倉広町緑地の実施設計の方針について |
| 第 54 回 | 平成 24 年 7 月 23 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・会長の選出、会長職務代理の指名 ・平成 23 年度緑政実績について ・(仮称)上町屋特別緑地保全地区の指定に向けた取り組みについて ・鎌倉市都市公園条例の改正について ・鎌倉広町緑地実施設計の確定について ・岩瀬下関防災公園の整備状況について |
| 第 55 回 | 平成 24 年 11 月 26 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・梶原五丁目特別緑地保全地区の指定について ・等覚寺特別緑地保全地区の指定について ・鎌倉広町緑地の実施設計について |

資料 2
第 65 回鎌倉市緑政審議会

| 回 | 開催日 | 主な審議項目等 |
|--------|-------------------|--|
| 第 56 回 | 平成 25 年 1 月 24 日 | ・現地視察(歴史的風土保存区域(建長寺・史跡永福寺跡)、近郊緑地保全区域) |
| 第 57 回 | 平成 25 年 7 月 19 日 | ・平成 24 年度緑政実績について ・「緑の基本計画」の優良事例 40 選の選定について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選の考え方と手続きについて |
| 第 58 回 | 平成 25 年 11 月 19 日 | ・鎌倉広町緑地の実施設計について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選に係る市民委員の募集状況について |
| 第 59 回 | 平成 26 年 7 月 25 日 | ・平成 25 年度緑政実績について ・鎌倉市緑の基本計画の見直しの検討について ・鎌倉広町緑地の実施設計について |
| 第 60 回 | 平成 27 年 3 月 27 日 | ・現地視察(鎌倉広町緑地) ・鎌倉市の緑政を取り巻く状況について |
| 第 61 回 | 平成 27 年 7 月 17 日 | ・平成 26 年度緑政実績について ・鎌倉広町緑地と岩瀬下関防災公園の供用開始について |
| 第 62 回 | 平成 28 年 1 月 15 日 | ・(仮称)山崎・台峯緑地の実施設計について ・緑地保全推進地区制度の見直しについて |

資料 2

第 65 回鎌倉市緑政審議会

■首都圏近郊緑地保全区域の指定並びに保全計画の決定について（昭和 44 年 2 月起案：出展 神奈川県公文書）



■古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法制定に関する資料（出展 神奈川県公文書）

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>上段左：古都における歴史的風土保存に関する特別措置法第 4 条の保存区域指定に関する意見聴取について（昭和 61 年 6 月起案）</p> |
| | | <p>上段右：上記依頼文（国→県） 下段左：鎌倉市歴史的風土保存区域の変更（案）及び同歴史的風土保存計画の変更（案）に対する意見について（案）（昭和 61 年 6 月起案） 下段中：鎌倉市歴史的風土保存区域の変更（案）について 下段右：鎌倉市歴史的風土保存区域の変更（案）に関する意見聴取について</p> |

資料 2
第 65 回鎌倉市緑政審議会



鎌倉風致保存会が市民とともに作成した「保存認定地域図」
(昭和 40 年)



歴史的風土保存区域 (当初指定区域 昭和 41 年)



歴史的風土特別保全地区 (当初指定区域 昭和 42 年)



歴史的風土保存区域案 (昭和 48 年変更)

おわりに

鎌倉市緑政審議会会長職務代理 越澤 明

鎌倉市緑の基本計画と鎌倉市緑政審議会（以下、緑政審と略記する）のあゆみに関する記録の作成・発刊は、2016 年 1 月開催の第 62 回緑政審で会長職務代理より提案し、緑政審でご賛同を得た結果、緑政審の事業として取り組むことになりました。それ以降、鎌倉市事務局は 1 年 6 箇月にわたり精力的な作業を行い、会長及び会長職務代理との実務打ち合わせ、緑政審における数度の経過報告を経て、このたび無事発刊に至ったことは大変喜ばしいことです。また、緑政審の委員を経験された市議会議員、市民、学識者の方々から、ご寄稿を賜り、感謝の念でいっぱいです。

このような刊行物の作成を提案した理由を述べておきます。一般論ですが、海外と日本を問わず、質の高い都市づくり、まちづくり、社会資本整備というものは、中長期的で持続的な政策運営、取り組みの成果として誕生し、また、官民協働の努力と汗の結晶として出現します。

その一方で、中長期的な取り組みであるが故に、自治体の首長、地方議会の議員、自治体の幹部職員、審議会の学識者、市民運動の担い手の市民、法人市民として協力した企業の方々は、徐々に、世代交代していきます。そのため、政策運営や努力と汗の経緯を、節目のタイミングで、活字の記録として印刷・刊行しておくことは、今後も良質な都市づくり、まちづくりを維持し、次世代に継承するために、非常に重要なことです。

私自身は、旧総理府や国土交通省の審議会、全国自治体の審議会・アドバイザーなどを長年経験してきましたが、本刊行物は全国的にも類例は殆ど無く、意義のある行政刊行物であると、断言できます。

2000 年の地方分権一括法以後は、地方自治体の都市づくり、公共政策に対する自己責任はいっそう増大しました。本刊行物が先進モデル事例となり、今後、地方自治体の政策形成や審議会等の活動については節目の時期に記録を発刊する、という政治風土、行政文化が徐々に全国に広まり根付くことを願っております。また、このような行政刊行物に市議会議員（OB と現職）が寄稿されることも、大変意義があると言えます。

※掲載している資料及び写真は、出典を示したものの以外、神奈川県及び鎌倉市の行政資料です。

- 鎌倉市緑の基本計画は、平成 8 年 4 月に策定し、計画の基本理念を「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」と定めて、緑の将来都市像の実現に取り組んできました。
- これまで、平成 13 年に一部改訂、平成 18 年に全面改訂を行っており、3 度の改訂を行なっています。
- 緑の基本計画の内容は、改訂を重ねるたびに、充実させてきましたが、計画の基本理念等の基本的方針は一貫して継承しており、今後の改訂においてもその姿勢を大切にして、市民等とともに緑の将来都市像の実現に取り組んでいきます。

編集 鎌倉市緑政審議会
発行 鎌倉市
事務局 鎌倉市まちづくり景観部みどり課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10
TEL : 0467(23)3000(代表) FAX : 0467(23)3247
E-mail : midori@city.kamakura.kanagawa.jp
平成 29 年 7 月

Editing Kamakura city green politics council
Publication City of kamakura
Secretariat The city development cityscape part green department

Zip 248-8686 18-10 Onari-machi Kamakura city
TEL : 0467(23)3000(representative) FAX : 0467(23)3247
E-mail : midori@city.kamakura.kanagawa.jp
2017. 7